

環境影響評価事前調査書
— 仙台貨物ターミナル駅移転計画 —

平成 27 年 2 月

日本貨物鉄道株式会社

目 次

1. 事業の概要	1-1
1.1 事業者の氏名及び住所	1-1
1.2 対象事業の名称, 種類, 及び目的	1-2
1.2.1 事業の名称	1-2
1.2.2 事業の種類	1-2
1.2.3 事業の目的	1-2
1.2.4 事業実施の位置	1-2
1.3 事業の基本方針	1-6
1.3.1 基本的な考え方	1-6
1.3.2 事業概要	1-7
1.4 環境の保全・創造等に係る方針	1-7
1.5 事業計画の検討経緯	1-8
1.6 事業の内容	1-9
1.6.1 事業内容	1-9
1.6.2 施設配置計画	1-10
1.6.3 事業工程計画	1-11
2. 事前調査対象範囲	2-1
3. 事前調査結果	3-1
3.1 水象	3-1
3.2 地形・地質	3-6
3.3 植物	3-17
3.4 動物	3-31
3.5 生態系	3-41
3.6 景観	3-42
3.7 自然との触れ合いの場	3-48
3.8 文化財	3-58
3.9 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況	3-61
3.10 その他の指定状況	3-64
4. 保全等に配慮すべき地域又は対象	4-1
4.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方	4-1
4.1.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準	4-1
4.1.2 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無	4-5
4.1.3 配慮区分による保全等に配慮すべき地域又は対象のうち, 影響が懸念される地域又は対象	4-16
4.2 自然環境等の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方針	4-18

※本書では, 以下の地図を下図として使用している。

「1:50,000 仙台市地形図」(平成19年7月 仙台市)

「1:25,000 仙台市地形図2」(平成19年7月 仙台市)

「1:10,000 仙台市都市計画基本図 首部」(平成18年 仙台市)

(区境界は上記都市計画基本図に依拠している)

1. 事業の概要

1. 事業の概要

1.1 事業者の氏名及び住所

事業 者：日本貨物鉄道株式会社
所 在 地：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 33 番 8 号
代 表 者：執行役員東北支社長 永田 浩一
代表者の所在地：仙台市青葉区五橋一丁目 1 番 1 号
代表者の電話番号：022-221-3484

本書におけるおことわり

- 本書において、現在、仙台市宮城野区宮城野において供用している仙台貨物ターミナル駅及び本書において計画している新仙台貨物ターミナル駅の記載は、以下のとおりとする。
- ・現在、仙台市宮城野区宮城野にある施設を「現駅」又は「現貨物ターミナル駅」と表記する。
 - ・本事業で計画している施設を「新駅」又は「新貨物ターミナル駅」と表記する。

1.2 対象事業の名称, 種類, 及び目的

1.2.1 事業の名称

仙台貨物ターミナル駅移転計画
(以下, 「本事業」という。)

1.2.2 事業の種類

鉄道の建設事業(貨物駅等の新設)

1.2.3 事業の目的

宮城県は, 平成 23 年の東日本大震災における甚大な被害を踏まえ, 今後起こりうる大規模災害に効果的に対応するため, 平成 26 年 2 月に「宮城県広域防災拠点基本構想・計画(以下, 「本構想・計画」という。)」を策定し, 宮城野原公園に隣接する現駅(敷地約 17ha)を取得し, 広域防災拠点の機能を有する都市公園を整備する計画を定めた。

本構想・計画により, 公共補償として同等の機能を有する新駅を仙台市宮城野区岩切地区へ移転整備されることを前提に, 当社は現駅用地を宮城県に譲渡すべく本事業を進めることとなった。

一方, 環境問題への関心の高まりや長距離ドライバー不足の問題から, トラック輸送から鉄道貨物輸送へモーダルシフト*を推進する動きが一段と高まっており, 安全性・定時性・大量定型輸送という特性を有した鉄道貨物輸送が果たすべき役割はますます大きくなっている。こうした状況の中, 全国ネットワークを有する国内唯一の貨物鉄道会社である当社は, 重要な社会インフラとしてその特性を最大限発揮し, 我が国の物流において重要な役割を果たしていくことが求められていることから, 新駅の整備により東北一円の産業と生活を支える物流基盤の一翼を担うとともに, その建設に当たっては, より効率的かつ安全で, 環境への負荷低減に配慮した新しい輸送システムを採用する等により, 地域との共生を図るものである。

※モーダルシフト

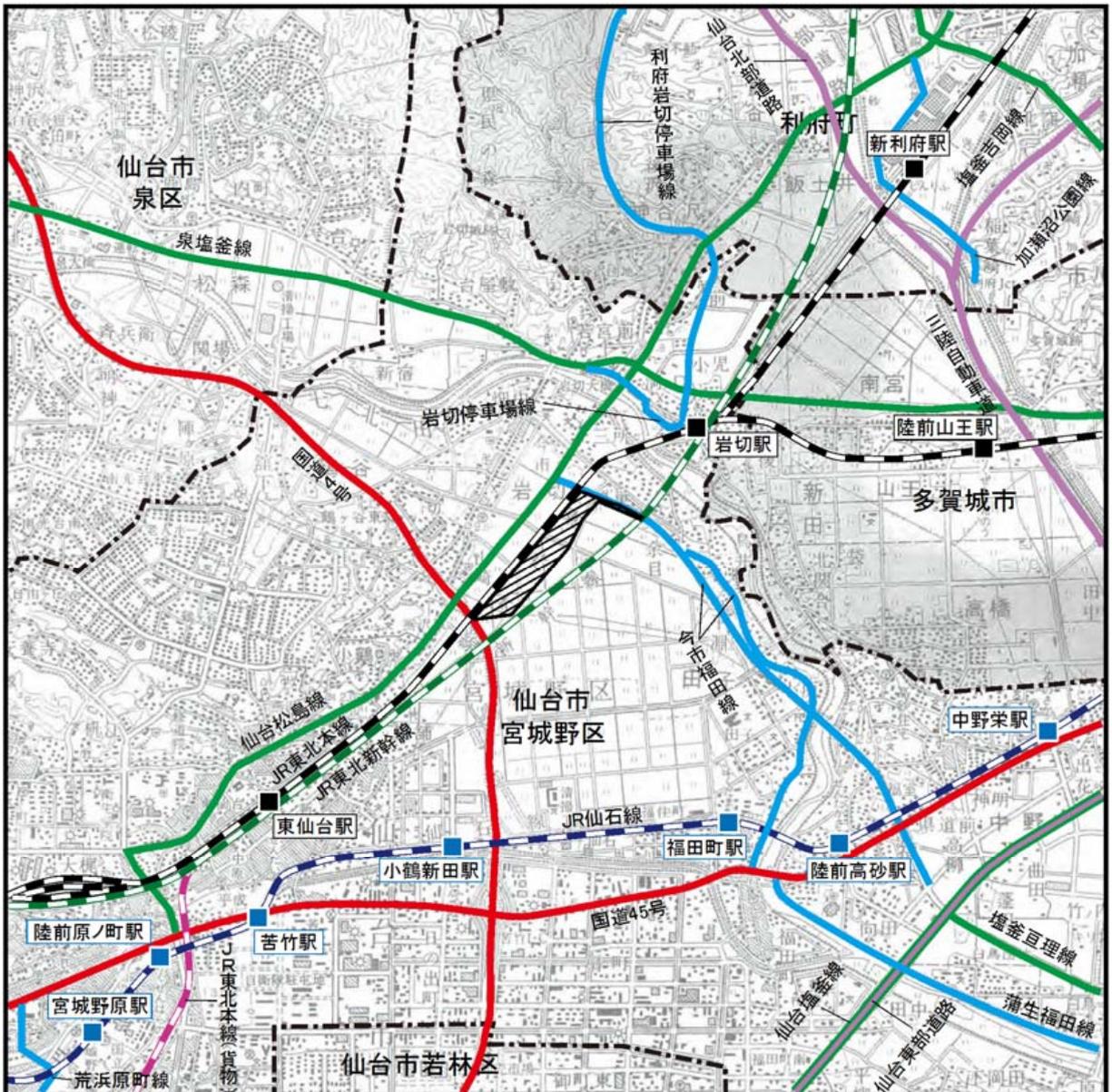
二酸化炭素排出量の削減や物流の効率化などの観点から, 自動車(トラック)から環境負荷の小さい鉄道貨物輸送等へ転換することをいう。

1.2.4 事業実施の位置

本事業の計画地は, JR 東北本線岩切駅から南西に約 1.2 km 離れた仙台市宮城野区岩切地内にある(図 1.2-1, 写真 1.2-1 参照)。

計画地は JR 東北本線沿線に位置し, 周辺の主要な道路は, 西側に国道 4 号, 北側に主要地方道仙台松島線, 東側に県道今市福田線があり, 計画地周辺の状況は写真 1.2-2 に示すとおりである。

位 置 : 仙台市宮城野区岩切地内



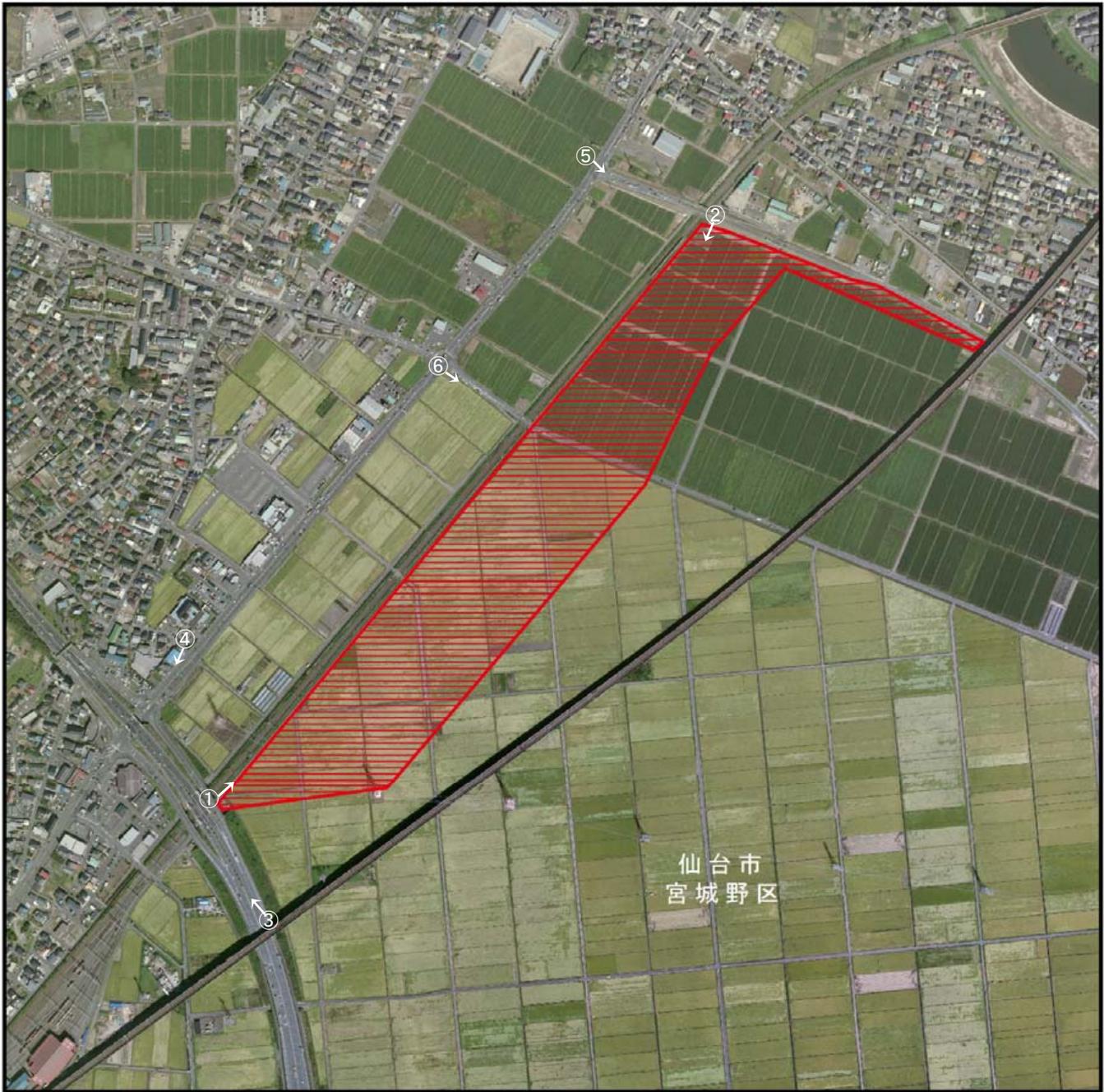
凡例

- : 計画地
- : 市町・区境界線
- : 国道
- : 県道
- : 主要地方道
- : 有料道路
- : 鉄道(新幹線)
- : 鉄道(JR東北本線)
- : 鉄道(JR東北本線(貨物))
- : 鉄道(JR仙石線)

図 1.2-1 計画地位置図



S=1:50,000
0 500 1000 2000m



凡 例

 : 計画地

①～⑥: 「写真 1.2-2 計画地周辺の状況」の撮影位置・方向

写真 1.2-1 空中写真



S=1:10,000

0 100 200 400m



① 国道4号より計画地をのぞむ



② 県道今市福田線より計画地をのぞむ



③ 国道4号(山崎交差点付近)



④ 主要地方道仙台松島線(山崎交差点付近)



⑤ 県道今市福田線(今市東交差点)



⑥ 計画地にアプローチする市道
(宮城野区岩切字山崎地内)

写真 1.2-2 計画地周辺の状況 (H26.10.19 撮影)

1.3 事業の基本方針

1.3.1 基本的な考え方

鉄道貨物輸送を通して、速達性・安全性・定時性などの鉄道特性を最大限発揮し、東北一円の産業と生活を支える物流基盤の一翼を担うとともに、地球環境の保全を図るため、「地域との共生」「環境への配慮」を念頭に、より質の高い輸送サービスを実現すべく、従来の荷役方式と比べて、入換が少なく、環境負荷の低減に寄与することが可能となる、図 1.3-1 に示すE & S^{*}方式を導入した貨物駅等の整備を行う。

※E&S (Effective & Speedy Container Handling System) 方式 (着発線荷役方式)
着発線上に荷役ホームがあり、列車が駅に到着した直後に本線上の列車から直接コンテナ積卸し作業を行い、そのまま列車が出発できる方式をいう。

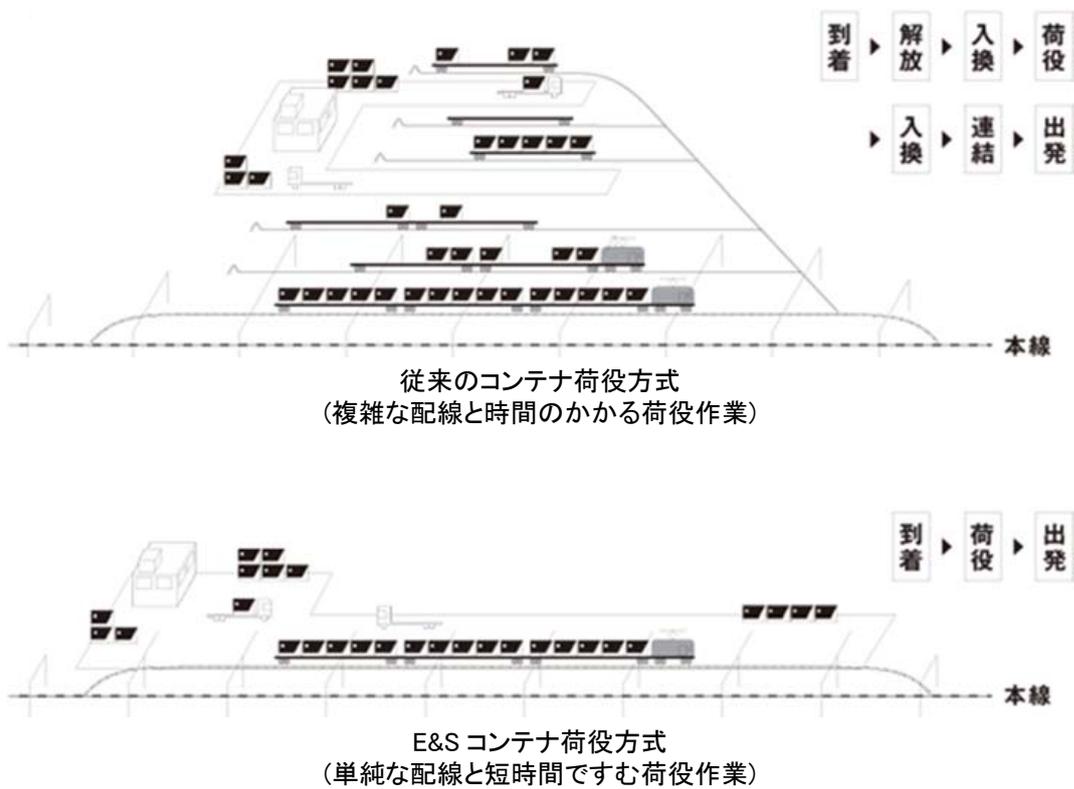


図 1.3-1 従来のコンテナ荷役方式と E&S コンテナ荷役方式の模式図

1.3.2 事業概要

本事業の概要は、表 1.3-1 に示すとおりである。

本事業は、仙台市宮城野区宮城野原に位置する現駅を移転させる計画である。

表 1.3-1 事業概要

項目	内容
事業名称	仙台貨物ターミナル駅移転計画
種類	鉄道の建設事業(貨物駅等の新設)
位置	仙台市宮城野区岩切 地内
主要用途	貨物ターミナル駅
敷地面積	約 19 ha
工事予定期間	平成 29 年度～32 年度
供用開始予定	平成 32 年度～
環境影響評価を実施することになった要件	「仙台市環境影響評価条例施行規則」(平成 11 年 仙台市規則第 6 号)別表第一 第三号 オ 地域区分：A 地域 ^{※1} 対象事業の要件：操車場等 ^{※2} の敷地の面積が 10ha 以上であるもの

※1：「A 地域」とは、「仙台市環境影響評価条例施行規則」(平成 11 年 3 月 17 日 仙台市規則第 6 号)の第 3 条別表第 1 に掲げられた地域であり、計画地に係わる事項を以下に示す。

- ・農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 1 項の規定により市が定めた農業振興地域整備計画において定められた同条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域

※2：「操車場等」とは、「仙台市環境影響評価条例施行規則」(平成 11 年 3 月 17 日 仙台市規則第 6 号)の第 3 条別表第 1 において「鉄道事業の用に供する操車場、車庫及び車両検査修繕施設その他これらに類する施設」を指す。

1.4 環境の保全・創造等に係る方針

東北一円の産業と生活を支える物流基盤の一翼を担うとともに、地球環境の保全を図るため、「地域との共生」「環境への配慮」を念頭に、質の高い輸送サービスを実現する効率的な鉄道施設の整備を行う。

計画地は、「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」に示されている東部田園地域に位置していることから、同プランに示す本地域における土地利用に対する配慮事項を考慮しつつ、本事業の実施による影響を最小限に留めることを保全方針とする。

また、可能な限り省エネルギー型の設備機器を導入することにより、エネルギー使用量の低減及び低炭素化に努める計画とする。

1.5 事業計画の検討経緯

本事業における事業計画の検討の経緯は以下のとおりであり、その概要は表 1.5-1 のとおりである。

表 1.5-1 検討経緯の概要

検討時期	内 容
平成 25 年 1 月	宮城野原地区に広域防災拠点を整備する上での諸課題等について、宮城県の呼びかけにより関係 4 者（宮城県、仙台市、仙台医療センター、当社）が集まり、連携・協力体制を発足。
平成 26 年 2 月	宮城県が「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」策定。
平成 26 年 3 月	宮城県と当社の間で「基本合意書 [*] 」を締結。 ※宮城野原広域防災拠点整備事業と仙台貨物ターミナル駅移転事業の円滑な推進を図るための合意書。
平成 26 年 6 月～	宮城県の公共補償により、本事業の用地に関する調査及び施設設計を開始。

(1) 宮城県広域防災拠点基本構想・計画（平成 26 年 2 月、宮城県）

宮城県は、平成 23 年の東日本大震災における甚大な被害を踏まえ、今後、大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備するとともに、これを核として地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取り組みを進めることとした。

広域防災拠点の計画地として、既存の広域交通体系を活用した人員・物資等の円滑な輸送が可能であること、県域の中心的な場所に位置すること、災害時に連携する陸上自衛隊と近接し、また、県内唯一の基幹災害拠点病院である仙台医療センターが隣接していること、そして、現駅を他に移転した跡地を利用することにより、宮城野原公園と合わせた災害対応に必要な広大な用地の確保が可能となること等から宮城野原地区を計画地とし、広域防災拠点機能を有する都市公園として宮城野原公園を拡張整備する方針を定めた。

(2) 事業立地の検討経緯

平成 25 年 1 月に宮城県から、宮城野原公園一帯での広域防災拠点整備に伴い、現駅移転を前提として検討を進めていくことについて提案があった。これに伴い、既存の沿線において周辺道路との接続、現在の土地利用状況等から移転先の適性を検討した結果、仙台市宮城野区岩切を計画地として選定したものである。

具体的には、計画地は、仙台市宮城野区宮城野に位置する現駅と同じく J R 東北線沿線に位置し、同等の機能を有する貨物ターミナル駅の建設に必要な延長と、約 19ha の一団の平坦な用地が確保できる。また、当社の顧客である荷主の工場等が多数立地する仙台市中心部に近接しており、計画地周辺の国道 4 号、主要地方道仙台松島線、県道今市福田線といった幹線道路との接続が容易なことから、コンテナを輸送する大型トラック・トレーラーが円滑にアクセスできる道路が整備されている。

また、計画地の現況の土地利用は水田であることから、植生自然度の高い豊かな生態系を有する山林等の改変による樹木の伐採や大量の建設発生土の発生がない。さらには、本事業の供用後には、深夜時間帯でも機関車や重機等が稼働し、一定の騒音等の発生があるものの、計画地は周辺の住宅地から一定の離隔が確保されており、住環境への影響は比較的小さいと思われる。

以上から、移転先として優良な立地条件が揃っていると判断し、本計画地を選定したものである。

1.6 事業の内容

1.6.1 事業内容

本事業は、現駅の機能を移転する事業であり、新駅は現駅と同等の機能を有する計画としている。
参考として、現駅の概況を表 1.6-1 に示す。

表 1.6-1 現駅の概況

項目	概要	備考
所在地	宮城県仙台市宮城野区宮城野地内	
面積	約 16 万 5 千㎡	
着発線 ^{※1}	5 本	
荷役線 ^{※2} 数	14 本	
稼働時間	24 時間	
取扱列車本数	95 本	(内訳) 始発 18 本, 終着 17 本, 解結 ^{※3} 5 本, 通過 55 本
荷役機械配置台数	15 台	5 トン コンテナ用 12 台 10 トン コンテナ用 2 台 24 トン コンテナ用 1 台
配置人員	72 名(当社業務委託社員数含む)	利用運送事業者の従業員を除く
作業内容	仙台都市圏発着貨物の積卸し	
取扱物量	約 850,000t(平成 25 年度実績)	

- ※1 着発線: 列車の出発・到着を行う線路。
- ※2 荷役線: コンテナを貨車から積卸しする線路。
- ※3 解結: 機関車や貨車を解放(切り離し)・連結をする作業。

1.6.2 施設配置計画

(1) 施設配置の方針

新貨物ターミナル駅は、以下に示す配線計画の方針に基づいて計画するものとする。

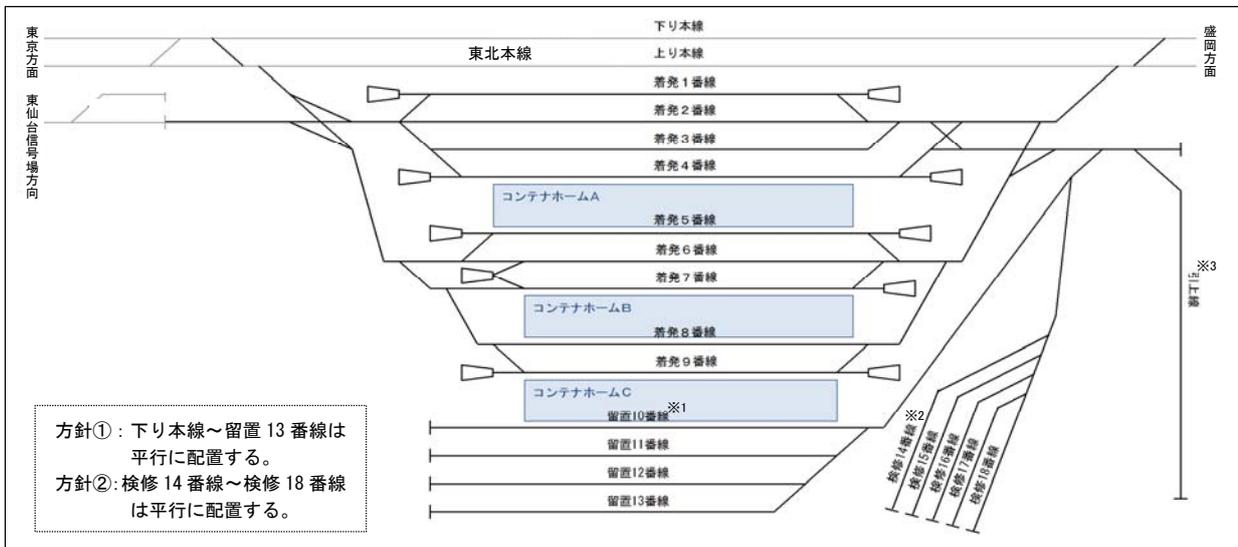
【配線計画の方針】

方針①：下り本線～留置 13 番線^{※1}は平行に配置する。

方針②：検修 14 番線～検修 18 番線^{※2}は平行に配置する。

(2) 施設配置計画

施設配置の方針に基づいて計画する施設配置を図 1.6-1 に示す。新駅的主要な施設は、駅本屋(2～3 階程度を想定)及び検修倉庫で構成され、計画地内には「宮城県防災調整池設置指導要綱」(平成 8 年 1 月)に基づき防災調整池の設置を予定している。



※駅本屋、検修倉庫及び防災調整池は、今後、具体的な配置を検討する。

図 1.6-1 施設配置図(模式図)

※1 留置線：車両を留め置くための線路。

※2 検修線：車両の検査や修繕(検修)を行う線路。

※3 引上線：貨車を転線する際に、一旦車両を引き上げるために用いる線路。

1.6.3 事業工程計画

本事業の工程は、表 1.6-2 に示すとおりであり、工事着工は平成 29 年度、供用は平成 32 年度を予定している。なお、現駅の撤去は平成 32 年度を予定している。

表 1.6-2 事業工程

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
広域防災拠点基本構想・計画 (宮城県)	■								
鉄道施設概略設計	■								
鉄道施設基本設計		■	■						
鉄道施設詳細設計			■	■					
環境影響評価 方法書手続き		■	■						
環境影響評価 準備書手続き			■	■					
環境影響評価書手続き				■					
新貨物ターミナル駅 建設工事					■	■	■	■	
新貨物ターミナル駅 営業開始								■	
現貨物ターミナル駅 撤去工事								■	
広域防災拠点整備工事 (宮城県)								■	

2. 事前調査対象範囲

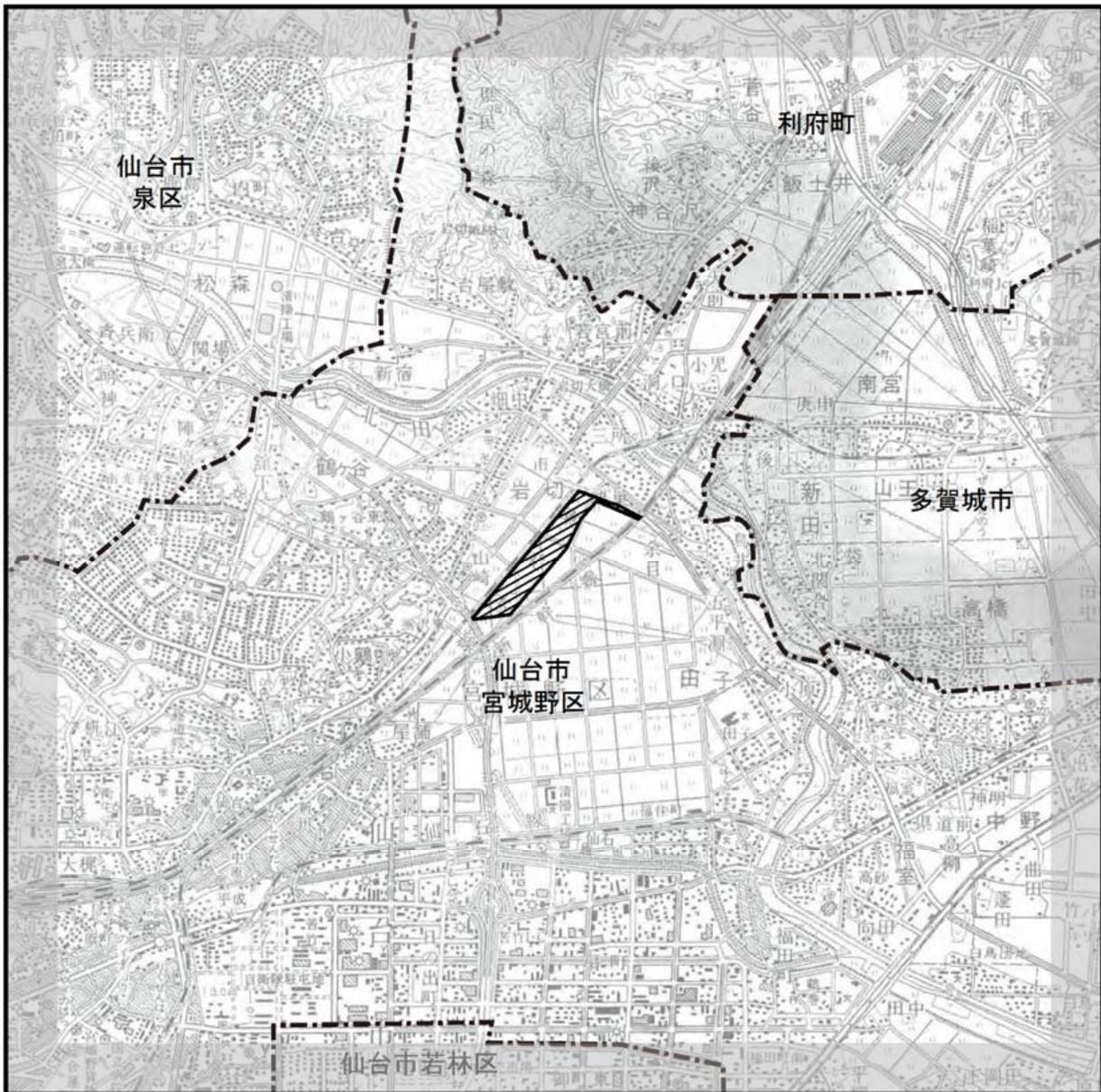
2. 事前調査対象範囲

事前調査対象範囲(以下、「調査範囲」とする。)は、事業立地に際して、配慮すべき事項を明らかにするために必要な情報(地域の環境特性)を把握できる範囲とする。

調査範囲は、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」(平成 11 年 11 月仙台市)(以下、「技術マニュアル」という)に示されている概況調査範囲(5~10 km)を踏まえ、事業の実施に伴う大気環境等の影響や、景観資源や植物の生育・動物の生息環境となる七北田川を包括する計画地を含む約 8 km四方の範囲とした。

調査範囲は図 2-1 に示すとおりである。

また、事前調査に用いた資料は、平成 26 年 11 月現在で最新のものとした。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 事前調査対象範囲

図 2-1 事前調査対象範囲



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3. 事前調査結果

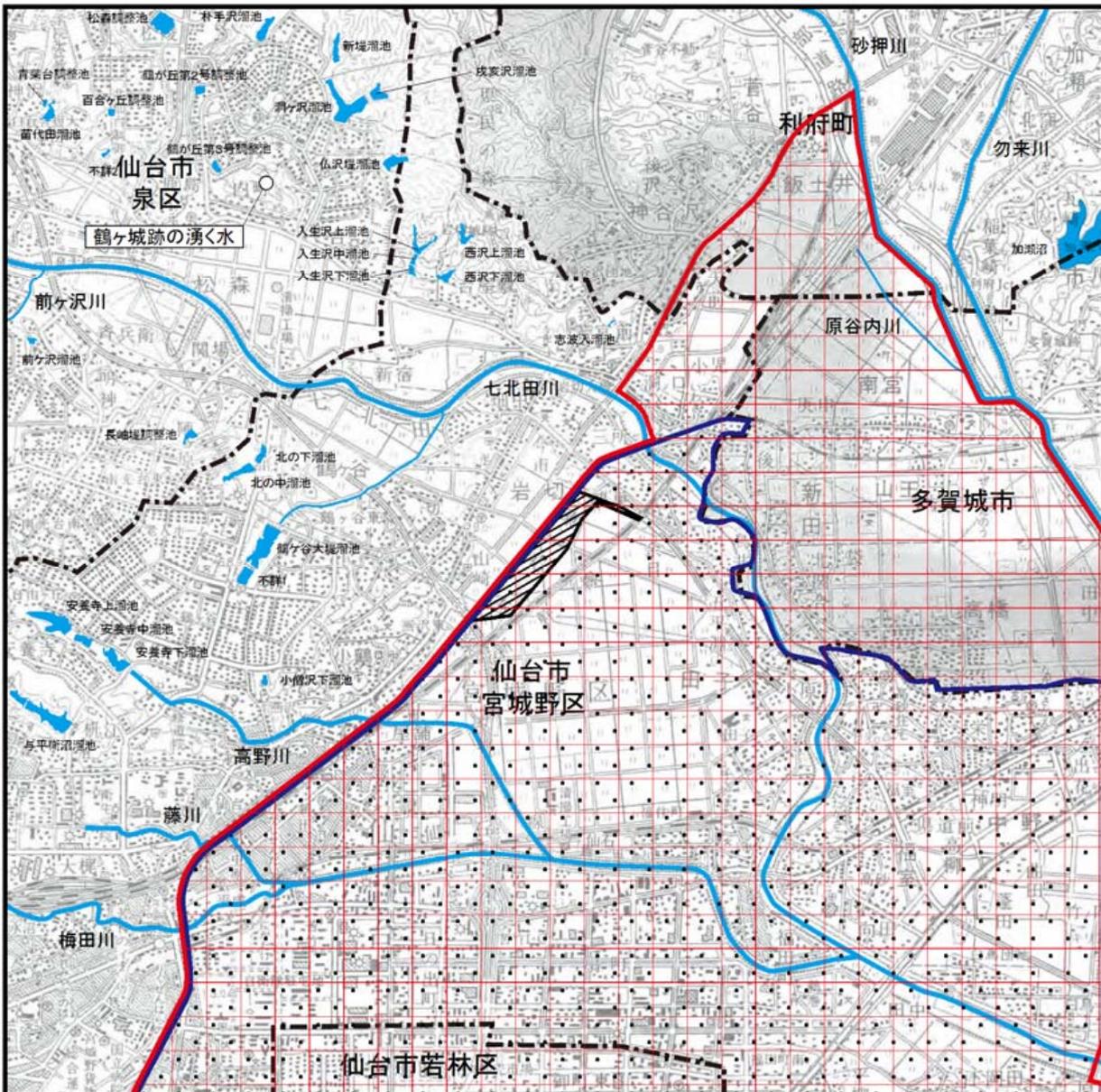
3. 事前調査結果

3.1 水象

調査範囲の水象の状況は、図 3-1 に示すとおりである。

計画地の周辺には 2 級河川七北田川水系の河川(七北田川, 梅田川, 高野川, 藤川, 前ヶ沢川)が流れている。また, 東側の多賀城市と利府町には 2 級河川砂押川水系の河川(砂押川, 勿来川, 原谷内川)が流れている。

計画地周辺の湖沼は, 計画地西側の丘陵地に与兵衛沼溜池や鶴ヶ谷大堤溜池などの溜池が点在し, 東側の多賀城市と利府町の境界上に加瀬沼が存在する。また, 仙台市では, 「宮城県公害防止条例」及び「工業用水法」に基づき地下水採取規制を行っており, 計画地は地下水採取規制の対象地域である。



凡 例

- : 計画地
- : 宮城県公害防止条例に基づく地下水採取規制地域
- : 市町・区境界線
- : 工業用水法に基づく指定地域
- : 河川及び湖沼
- : 湧水地点

出典:「宮城県河川・海岸図」(平成25年3月 宮城県)
 「平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成22年3月 仙台市)
 「地下水採取規制地域の指定」(平成7年10月1日 宮城県告示第1045号)
 「工業用水法施行令」(昭和32年6月10日 政令第142号)

図 3-1 調査範囲の水象の状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

ア. 水源地

仙台市における上水は、釜房ダム、七北田ダム、宮床ダム等のダム水、滝原水源、野尻水源等の水源から取水しているが、これらの水源は調査範囲にはない。

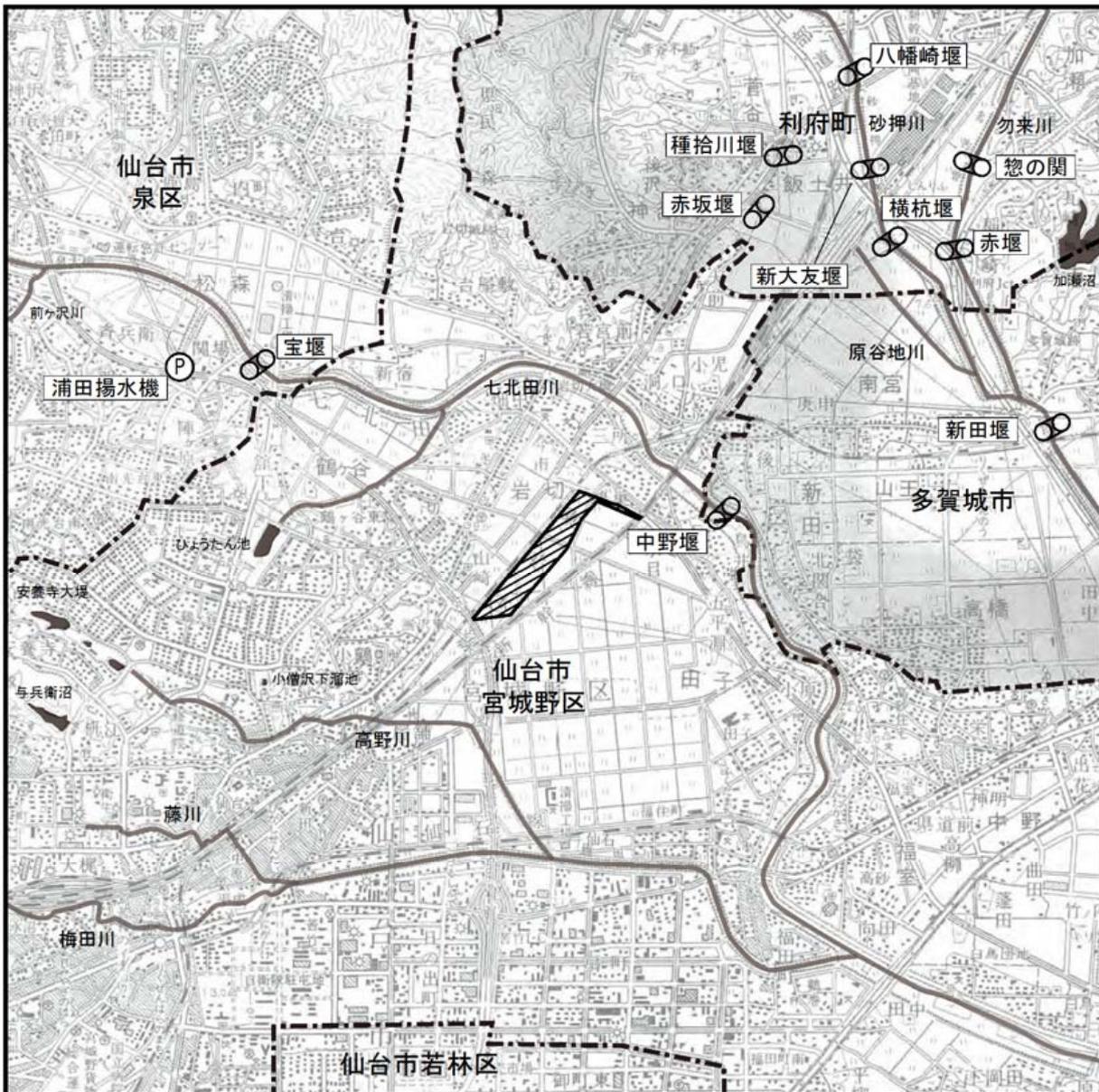
調査範囲では、七北田川、砂押川、勿来川及び原谷地川に農業用の堰や揚水機が設置されている。施設概要は表 3-1 に、位置図は図 3-2 に示すとおりである。

「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)によると、計画地の周辺には七北田川の中野堰があり、取水量は 0.4300 m³/秒～0.8000 m³/秒である。

表 3-1 農業用水取水施設の概要

河川名	施設名	所在地	取水量 (m ³ /秒)		施設所有者	施設管理者
			代掻き期	普通期		
七北田川	中野堰	多賀城市後新田 14	0.8000	0.4300	高砂水利組合	高砂水利組合
	宝堰	仙台市泉区七北田字松森	0.7000	0.6000	多賀城市	宝堰加瀬溜井管理組合
	浦田揚水機	仙台市泉区松森字上河原	0.0200	0.0200	齋藤長志	齋藤長志
砂押川	新田堰	多賀城市市川	0.4500	0.2500	多賀城市	多賀城市
	新大友堰	宮城県利府町新大友	0.0500	0.0400	利府町	利府町
	八幡崎堰	宮城郡利府町利府字松本地内	0.2400	0.2000	利府町	利府町
勿来川	赤堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0.1500	0.1200	利府町	利府町
	惣の堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0.0640	0.0450	利府町	利府町
原谷地川	横杭堰	宮城郡利府町菅谷	0.0400	0.0300	利府町	利府町
	赤坂堰	宮城郡利府町菅谷	0.0300	0.0200	利府町	利府町
	種拾川堰	宮城郡利府町菅谷字東浦	0.0500	0.0400	利府町	利府町

出典：「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 河川
-  : 湖沼
-  : 堰
-  : 揚水機場

出典:「農業用水施設台帳(河川取水施設)改定五版」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)
「河川取水施設図」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)
<http://www.pref.miyagi.jp/nosonshin/kouikisuirityousei/jpeg/02%20yousui/y50023.jpg>

図 3-2 河川取水施設図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ. 湧水

調査範囲の湧水は、表 3-2 及び図 3-1 に示すとおりであり、仙台市泉区松森に「鶴ヶ城の湧く水」がある。

表 3-2 調査範囲における湧水地点

No.	名称	所在地	現状	概要
1	鶴ヶ城の湧く水	仙台市 泉区松森	現存 水量僅か	岩切街道沿いの鶴ヶ丘，松陵ニュータウンに囲まれた松森城跡の中ほどに湧く。松森城は，翼を広げて羽ばたく鶴に似た形から鶴ヶ城とも呼ばれた。現在，城跡は公園となっている。現在，水の量はわずかであるが，以前は公園を訪れた人が喉を潤していた。

出典：「平成 15 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」（平成 16 年 2 月 仙台市）

ウ. 自然性の高い水辺地

調査範囲における自然性の高い水辺地としては、図 3-10 に示す七北田川沿いや鶴ヶ谷中央公園周辺などに分布している。

エ. その他事業の立地上配慮を要する水象

その他，事業の立地上特に配慮を要する水象はない。

3.2 地形・地質

ア. 地形

調査範囲の地形の状況は、図 3-3 に示すとおりである。

仙台市の地形は、西部の奥羽山脈東麓に沿って広がる陸前丘陵、中央部を西から東に流下する七北田川、広瀬川、名取川の各河川沿いに発達する河岸段丘、東部の仙台湾に沿って広がる沖積平野に大別され、西側から東側に移行するにつれて標高が低くなっている。

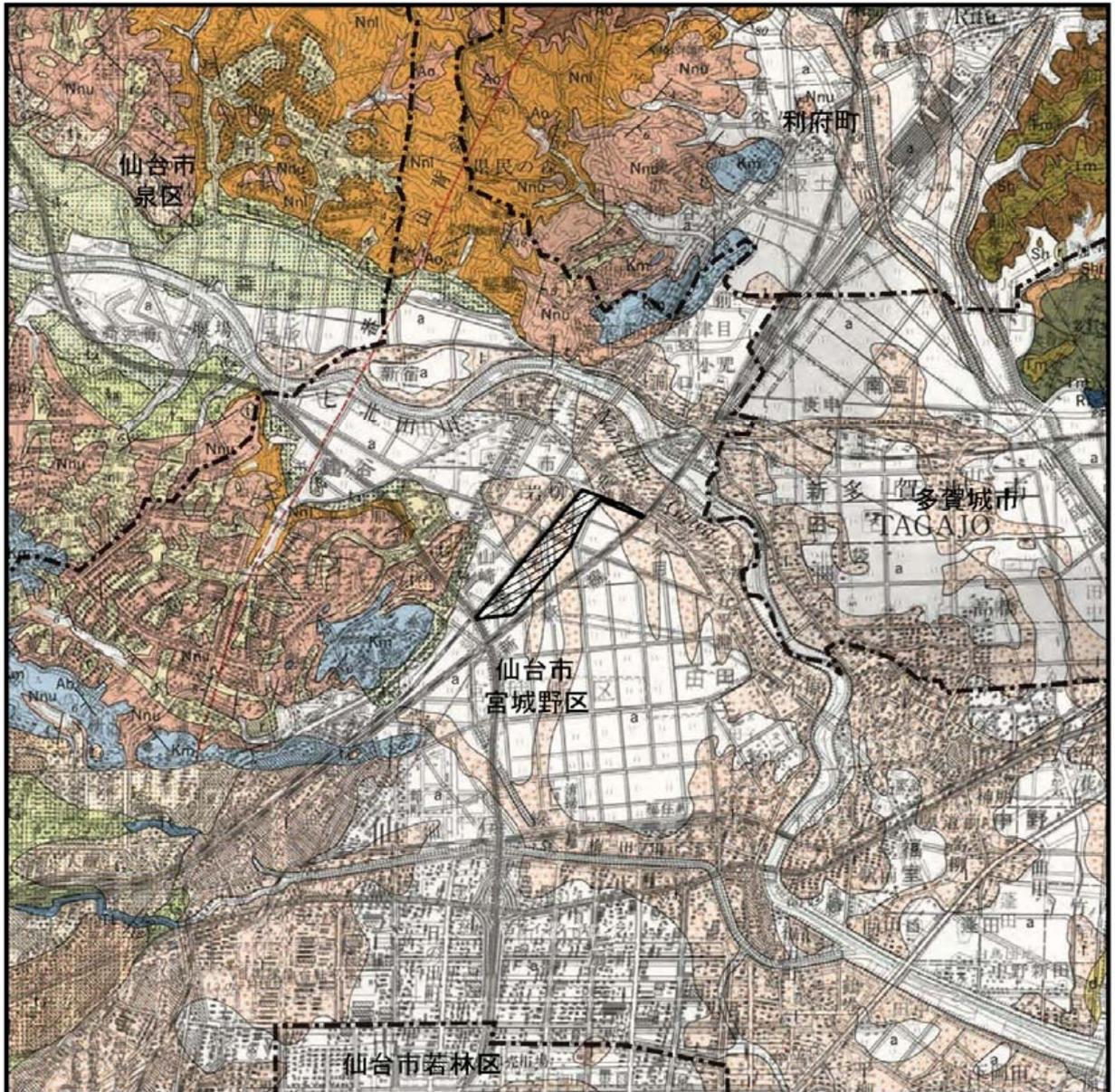
調査範囲は、富谷丘陵、七北田丘陵、仙台市街台地と利府低地、七北田川低地、苦竹低地が接する地域であり、計画地は七北田川低地と苦竹低地の間に位置している。

イ. 地質

調査範囲の地質の状況は、図 3-4 に示すとおりである。

調査範囲における地質は、西側の丘陵地では砂岩、凝灰岩、及び礫岩が多く分布し、七北田川流域の河岸段丘や東側の沖積層には砂及び粘土層が広く分布している。

計画地は、沖積層(砂及び粘土)にあたる。



凡例

- : 計画地
- : 市町・区境界線

埋谷土
r : 土砂

沖積層
a : 砂及び粘土
i d : 砂

河岸段丘堆積物
t₂ t₁ : 礫層・砂層及び粘土層
t₃ t₄

留ヶ谷層
Tr₁ : 砂岩及び礫岩

竜の口層
Tr₂ : シルト岩・砂質シルト岩・凝灰岩及び砂岩

亀岡層
Km : 砂岩・凝灰岩・シルト岩・亜炭及び礫岩
又は礫混じり砂岩

七北田層
Nnu : 砂岩(凝灰岩薄層を挟む)
Nni : 砂岩・軽石凝灰岩及び礫岩

青麻層
Ao : 砂岩・シルト岩及び凝灰岩

番ヶ森山層
Bn : 軽石質砂岩及び礫岩

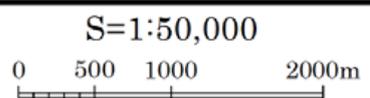
佐浦町層
Su : 火山円礫岩・凝灰岩
及び凝灰質砂岩

塩釜層
Sht : 軽石凝灰岩
Sh : 火山角礫岩及び凝灰角礫岩

利府層
Ri : 頁岩・砂質頁岩及び砂岩

出典：「土地分類基本調査 地形分類図」(昭和42年3月 経済企画庁)

図 3-4 地質図



ウ. 注目すべき地形・地質

調査範囲における注目すべき地形・地質は、表 3-3 及び図 3-5 に示すとおりである。
注目すべき地形・地質として、活断層地形の「長町-利府線」と「大年寺山」があげられる。

表 3-3 注目すべき地形及び地質

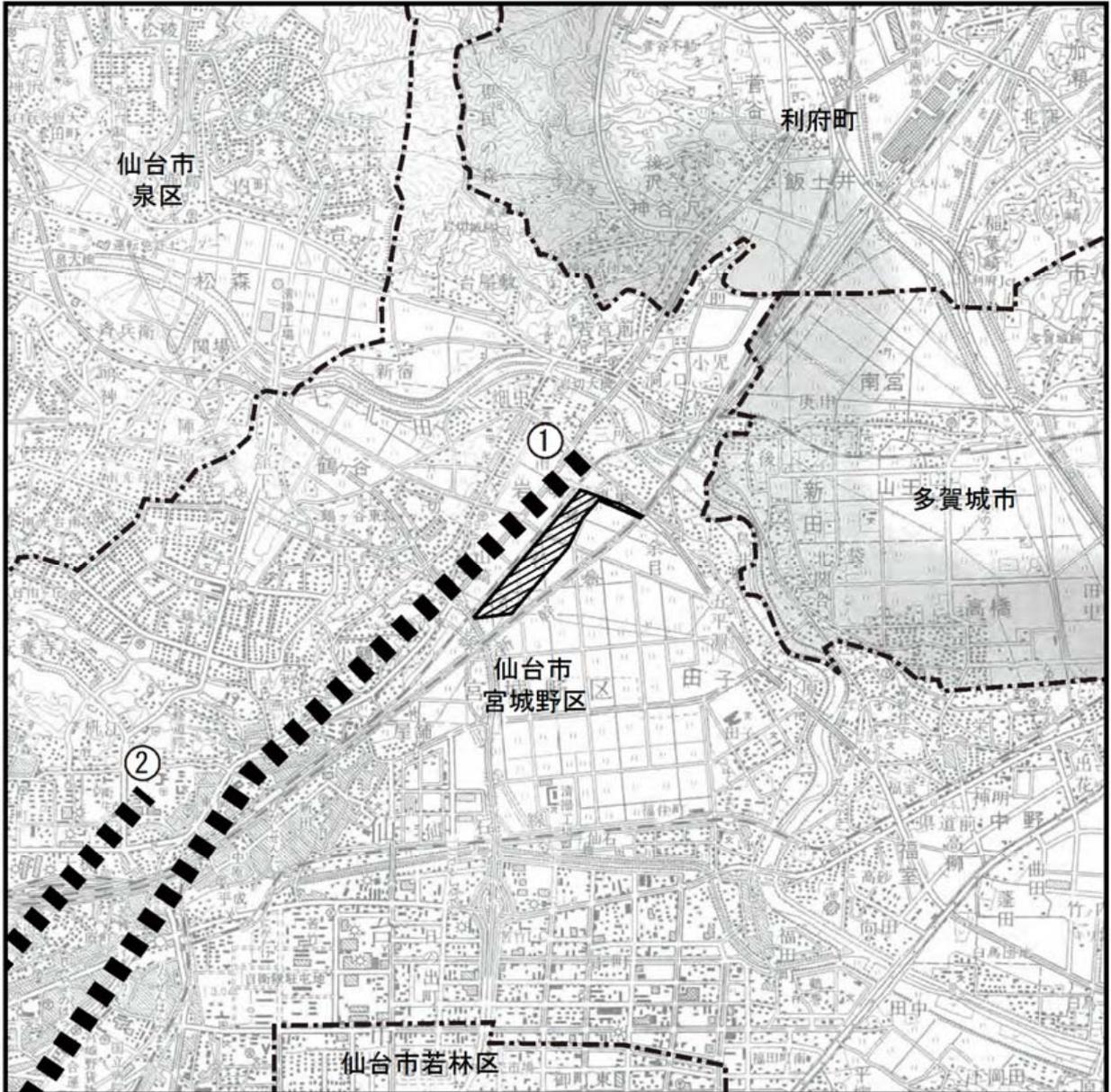
No.	名称	選定理由*			概要
		I	II	III	
①	長町-利府線		○	○	・活断層地形
②	大年寺山		○		・活断層地形
—	—	0	2	1	—

※：選定理由は以下のとおり

I：「日本の地形レッドデータブック第2集」（平成14年 日本の地形レッドデータブック作成委員会）に記載されている地形

II：「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成23年3月 仙台市）に掲載されている地形・地質

III：「日本の典型地形 都道府県別一覧」（平成11年4月 国土地理院）に掲載されている地形

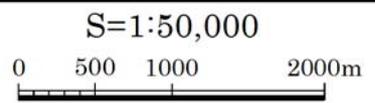


凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 注目すべき地形・地質(①, ②)

出典：「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)

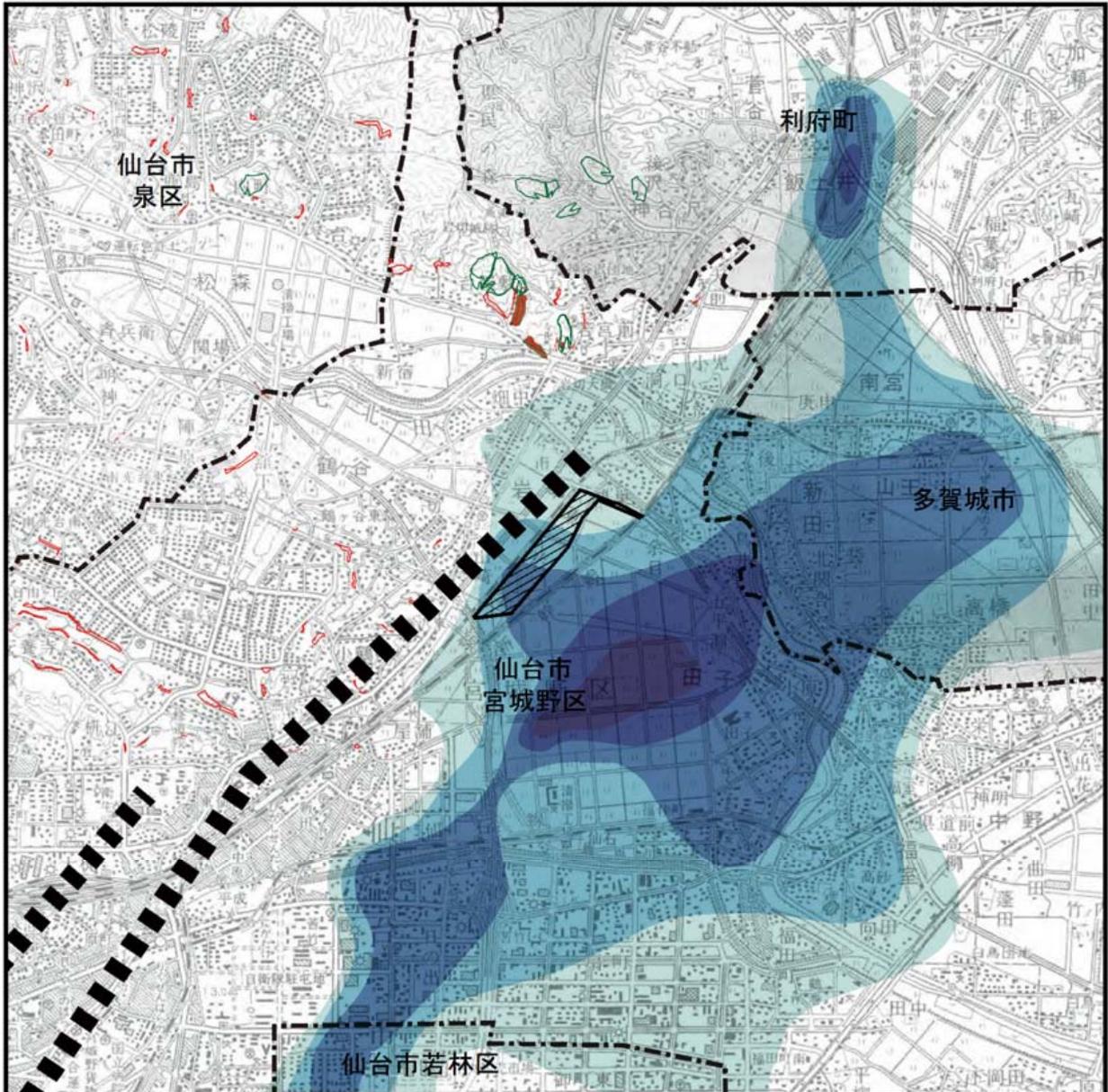
図 3-5 注目すべき地形・地質



オ. 災害の危険

調査範囲における災害の危険箇所は図 3-6 に示すとおりであり、防災に係る法令(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)に関する指定地等が分布している。なお、調査範囲には、地すべり等防止法及び砂防法に関する指定地は分布していない。

計画地の西側には「長町-利府線」、「大年寺山」等の活断層が分布している。軟弱層は、調査範囲においては 0~10m の厚さで分布しており、計画地では 2~6m の厚さで分布している。



凡 例

 : 計画地

 : 市町・区境界線

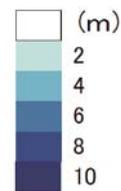
 : 急傾斜地崩壊危険箇所
(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

 : 土石流危険溪流
(土石災害警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律)

 : 急傾斜地崩壊危険区域
(仙台市災害危険区域条例)

 : 活断層

軟弱層の厚さ



出典：「せんだい暮らしのマップ」

(<http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/mapselectgroup.asp?mct=9>)

(閲覧 平成26年9月 仙台市)

「仙台市史特別編1 自然」(平成6年3月 仙台市)

図 3-6 防災関連指定地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

カ. 既往災害履歴

調査範囲において近年発生した災害は、昭和 53 年の宮城県沖地震や平成 15 年の宮城県北部地震、平成 17 年の宮城地震などがある。宮城県沖地震では、計画地の位置する仙台市内で震度 5 が観測され、宮城地震では震度 5 強を観測している。平成 23 年 3 月 11 日には「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」が発生した。この地震は三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 という巨大地震で、計画地の位置する仙台市内をはじめ、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れを観測した。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害があった。

キ. その他(土壌汚染の状況)

調査範囲における土壌のダイオキシン類調査結果は、表 3-4、調査地点は、図 3-7 に示すとおりである。調査範囲では平成 20 年度～平成 22 年度にかけて計 6 地点で調査を実施している。調査結果は、全ての地点で環境基準を達成している。

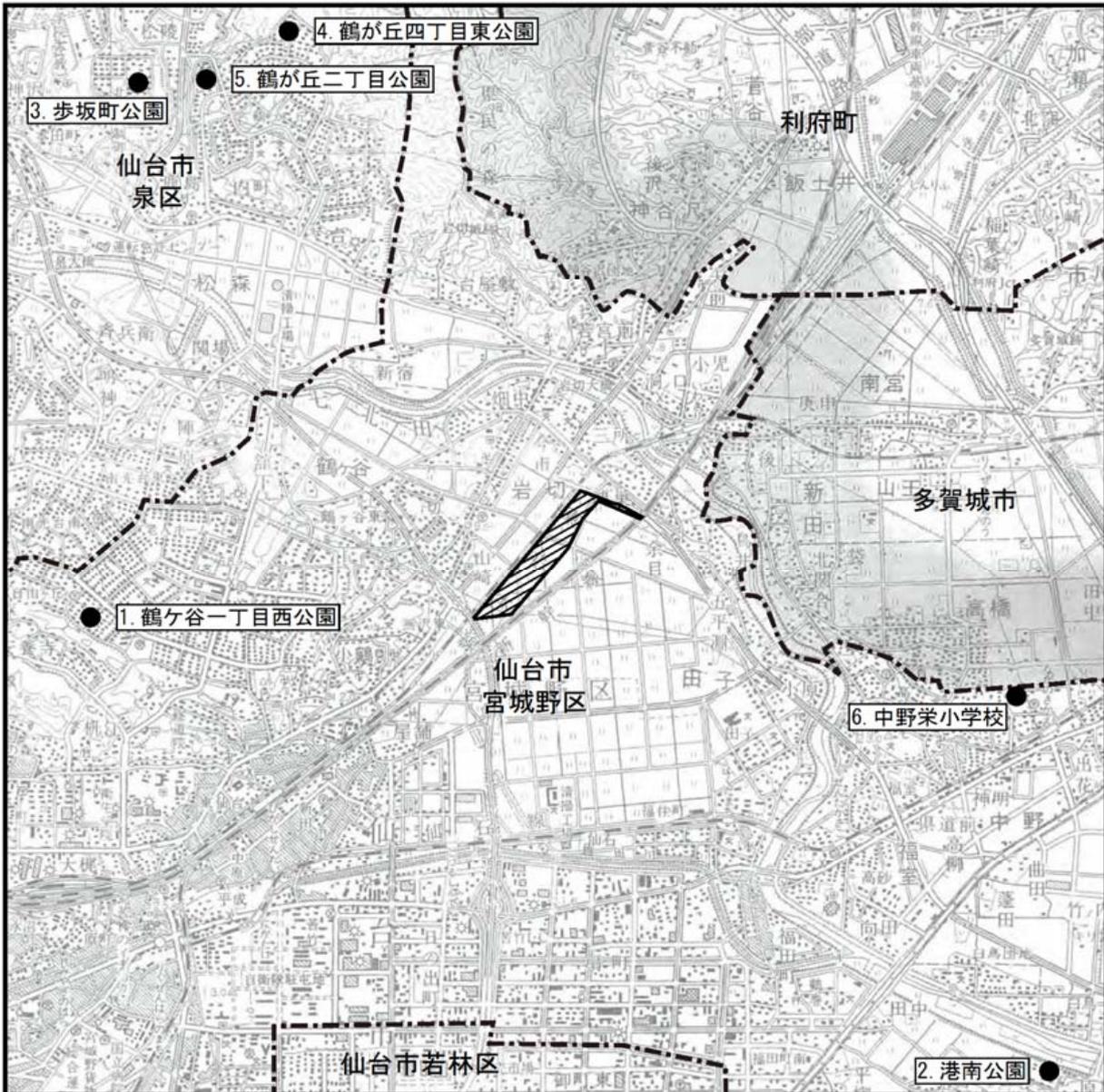
なお、平成 23 年度及び平成 24 年度は調査範囲内において土壌のダイオキシン類の調査は実施していない。

表 3-4 土壌のダイオキシン類調査結果(平成 20 年度～平成 24 年度)

No.	調査年月日	地点所在地	調査地点名称	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	平成 20 年 11 月 18 日, 19 日	宮城野区鶴ヶ谷	鶴ヶ谷一丁目西公園	0.45	1,000
2		宮城野区蒲生	港南公園	0.44	
3	平成 21 年 10 月 27 日, 28 日	泉区歩坂町	歩坂町公園	2.3	
4		泉区鶴が丘	鶴が丘四丁目東公園	2.7	
5		泉区鶴が丘	鶴が丘二丁目公園	5.1	
6	平成 22 年 12 月 9 日	宮城野区栄	中野栄小学校	0.49	

注) 平成 23 年度及び平成 24 年度は調査範囲内において土壌のダイオキシン類調査を実施していない。

出典「公害関係資料集」(平成 20 年度～平成 24 年度測定結果)(仙台市環境局)



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 土壌のダイオキシン類調査地点

出典:「公害関係資料集」(平成20~24年度測定結果)(仙台市環境局)

図 3-7 土壌のダイオキシン類調査地点



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.3 植物

ア. 調査範囲の注目すべき植物種の状況

仙台市は、市域が海岸から奥羽山脈まで広がりを持ち、仙台市の丘陵地帯が暖温帯と冷温帯の間に位置する中間地帯と呼ばれる領域が広く占めているという特徴があり、暖地系及び寒地系の両方の植物がみられ、植物相が多様である。

調査範囲内における注目すべき植物種の状況は、以下に示す 3 つの文献から整理した。具体的には、これら文献に掲載されている種のうち、表 3-5 に示す選定基準に該当するものを注目すべき種として整理した。ただし、文献①については、仙台市全域を対象としていることから、文献①に掲載されている種のうち、地域区分が「東部田園地域」とされている減少種（表 3-6 参照）、または、種の分布地として調査範囲内の地域（中野、岩切、岡田、県民の森等）が示されている種のみを抽出した。

整理した結果は、表 3-7～表 3-11 に示すとおりであり、調査範囲内における注目すべき種数は 180 種であった。

- ①「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 23 年 3 月 仙台市）
- ②「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」（平成 5 年 3 月 宮城県）
- ③「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」（平成 13 年 3 月 宮城県）

表 3-5 注目すべき種の選定基準

判断基準	番号等*	説明
学術上重要種	1	仙台市において、もともと稀産あるいは希少である種。あるいは分布が限定されている種。
	2	仙台市周辺地域が分布の北限、南限となっている種。あるいは隔離分布となっている種。
	3	仙台市が模式産地(タイプロカリティー)となっている種
	4	その他、学術上重要な種
注目種	EX	絶滅。過去に仙台市に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、仙台市では既に絶滅したと考えられる種。
	EW	野生絶滅。過去に仙台市に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられる種。
	A	現在ほとんど見ることができない。
	B	減少が著しい。
	C	減少している。
	*	普通に見られる。
	/	生息・生育しない可能性が非常に大きい。
環境指標種	○	本市の各環境分類において良好な環境を指標する種。(ビオトープやミティゲーションにおける計画・評価のための指標)
ふれあい保全種	○	市民に親しまれている(よく知られている)種のうち、保全上重要な種。(身近にある種の保全に対して啓蒙をはかるための種。)
レッドデータ等	EX	絶滅
	EW	野生絶滅
	CR	絶滅危惧ⅠA類
	EN	絶滅危惧ⅠB類
	VU	絶滅危惧Ⅱ類
	NT	準絶滅危惧
	DD	情報不足
	LP	絶滅のおそれのある地域個体群
	EX	絶滅
	EW	野生絶滅
	CR+EN	絶滅危惧類
	VU	絶滅危惧Ⅱ類
	NT	準絶滅危惧
	DD	情報不足
要注目種		
天記、種保存法	特天	『文化財保護法』(昭和25年法律第214号)における特別天然記念物
	天	『文化財保護法』(昭和25年法律第214号)における天然記念物
	国内	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物
	国際	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成4年法律第75号)における国際希少野生動植物

注) 「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)による。
 ※: 番号等は表3-7～表3-11に示す判断理由の各項目に該当する。

表 3-6 減少種の地域区分

番号	地域区分
1	山地地域
2	丘陵地地域
3	市街地地域
4	東部田園地域
5	海浜地域(後背の樹林帯も含む)

注) 計画地は、「4 東部田園地域」に該当する。
 出典: 「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成23年3月 仙台市)
 「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020」(平成23年3月 仙台市)

表 3-7 注目すべき植物種(1/5)

No.	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
			①	②	③	学術上重要種	注目種					ふれあい保全種					
							減少種										
							山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						環境指標種
1	ミズニラ	ミズニラ	○			1		B		A				NT	NT		
2	トクサ	イヌスギナ	○	○	○			B		B						中野	
3	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ	○			1,2		B	C							岩切	
4	チャセンシダ	コタニワタリ	○		○			B					○				
5	オンダ	リョウメンシダ		○	○			B					○	○			
6		オンダ		○	○			B									
7		アイアスカイノデ			○	2											
8		イワシロイノデ			○	○			B								
9		サカゲイノデ			○				B								
10		ジュウモンジシダ		○	○			B					○	○			
11	ヒメシダ	ヒメワラビ	○			2		B	B	B							
12	メシダ	イヌガンソク		○	○			C									
13		クサソテツ	○	○	○			B		C			○				
14	デンジソウ	デンジソウ	○				EX	EX	EX	EX	EX		VU	EW			
15	サンショウモ	サンショウモ	○				EX	EX	EX	EX	EX		VU	NT			
16	マツ	モミ		○	○	2		C					○	○			
17	イチイ	カヤ		○	○	2		B					○				
18	クルミ	オニグルミ	○	○	○			B	B	B			○	○			
19	ヤナギ	ネコヤナギ		○		4		C	C				○	○			
20		キツネヤナギ		○	○			C					○	○			
21	カバノキ	ハンノキ	○	○	○	1,4		C		B	C	○	○			岡田	
22		ウダイカンバ		○	○	4	C	C									
23		サワシバ	○	○			C	B					○			県民の森	
24		アカシデ	○	○	○		C	B			/	○	○			県民の森	
25		イヌシデ		○	○	4	C	B			C	○					
26	ブナ	ブナ		○		4	C	B					○				
27		イヌブナ		○		1,4		B					○	○			
28		アカガシ	○	○	○	2	C	C	C	C	○					県民の森	
29		ミズナラ		○			C	B					○				
30		シラカシ	○	○	○	2	C	C	C	C	/	○	○			岡田	
31		ウラジログシ	○	○	○	2	C	C	C	C	/						
32	ニレ	エノキ	○	○	○	4		B	B	B			○			岡田	
33		オヒョウ		○			C										
34		ケヤキ	○	○	○		C	C	B	B			○	○			
35	タデ	ヤナギヌカボ	○	○		1				C			VU	要			
36		イヌタデ		○	○								○				
37		ミゾソバ	○	○	○			C	B	C			○	○			
38		ノダイオウ	○	○		1,4		C		C			VU	要		県民の森	
39	ナデシコ	カワラナデシコ	○					C				○				県民の森	
40	モクレン	タムシバ		○									○				

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。

5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-8 注目すべき植物種 (2/5)

No.	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地
			①	②	③	学術上重要種	注目種					ふれあい保全種				
							減少種				環境指標種					
							山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園						
41	モクレン	シデコブシ		○									NT			
42	クスノキ	オオバクロモジ		○	○						○	○				
43		シロダモ	○	○	○	2		*	*	*	○	○				
44	キンボウゲ	ニリンソウ	○	○				B		B		○	○			県民の森
45		イチリンソウ		○										CR+EN		
46		キクザキイチゲ	○	○				C	B		B		○	○		
47		レンゲショウマ	○			1		B			C					
48		カザグルマ	○	○		1		B			B			NT	VU	
49		ヒメキンボウゲ	○			1,2	EX	EX	EX	EX	EX			VU	CR+EN	
50	スイレン	オニバス	○				EX	EX	EX	EX	EX			VU	EX	
51	マツモ	マツモ	○	○	○	1					A					
52		ヨツバリマツモ	○			1,2					A					
53	ツバキ	ヤブツバキ	○	○	○			B	B	B	B	○	○			
54		ナツツバキ		○											VU	
55	ケシ	ヤマブキシソウ		○		1		B								
56	アブラナ	ナズナ	○	○	○			B	B	B		○	○			日の出町公園, 天神沢, 松陵
57		コイヌガラシ		○										NT	CR+EN	
58	ユキノシタ	トリアシショウマ	○	○	○		C	B		B		○				
59		オオコガネネコノメソウ	○	○		1,2										県民の森
60		タコノアシ		○										NT		
61		ユキノシタ			○			B	B							
62	バラ	ザイフリボク		○		1		B								
63		ヤマブキ		○	○			C				○				
64		カスミザクラ		○	○			C								
65		ハマナス		○		4						○	○		NT	
66		カジイチゴ	○			1,2					C	C				岡田, 与兵衛沼公園
67	マメ	タヌキマメ	○			1,2	EX	EX	EX	EX	EX			CR+EN		
68		ツクシハギ	○	○	○			B				○	○			与兵衛沼
69		センダイハギ	○	○		1					B	○	○	VU		岡田
70	ユズリハ	ユズリハ	○	○	○	1,2		C		C	C					
71	カエデ	ハウチワカエデ	○	○	○			C				○				県民の森
72		メグスリノキ		○		1		B								
73		ヤマモミジ		○	○			B				○	○			
74		イタヤカエデ	○	○				C								県民の森
75		ウリハダカエデ		○	○			C					○			
76	トチノキ	トチノキ		○			C	C				○				
77	モチノキ	イヌツゲ		○	○			C				C	○			
78	グミ	マルバグミ			○									VU		
79	スマレ	サクラスマレ		○		1		B								
80		ナガハシスマレ	○	○		1		B		B						県民の森

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)

③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。

5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-9 注目すべき植物種 (3/5)

No.	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地
			①	②	③	学術上重要種	注目種					ふれあい保全種				
							減少種									
							山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
81	ヒシ	ヒシ	○	○	○			B		B		○	○			
82	ミズキ	アオキ	○	○	○			C	C	C	C	○	○			
83	ウコギ	コンアブラ		○	○		C	C								
84	セリ	サワゼリ	○			1								VU	NT	岩切
85	イチヤクソウ	ウメガサソウ	○						C		C	○	○			県民の森
86	ツツジ	ヤマツツジ		○	○			C	C		C	○	○			
87		ナツハゼ	○	○	○			C					○			県民の森
88	ヤブコウジ	ヤブコウジ	○	○	○							○				与兵衛沼公園
89	モクセイ	イボタノキ	○	○	○			B					○			県民の森
90	リンドウ	イヌセンブリ	○			1								VU	VU	岡田
91	ミツガシワ	ヒメシロアサザ	○			1				A				VU	VU	
92	ガガイモ	ココモメヅル	○		○	1								VU		県民の森
93	アカネ	ハクチョウゲ		○										EN		
94	ヒルガオ	ハマヒルガオ	○									B	○	○		中野
95	ムラサキ	ルリソウ		○				C							NT	
96	クマツヅラ	カリガネソウ			○										CR+EN	
97	シソ	フトボナギナタコウジュ	○			1, 2										県民の森
98		ヒメハッカ	○			1				B				NT	CR+EN	
99	ゴマノハグサ	アブノメ		○											VU	
100		オオアブノメ	○			1				B				VU	要	
101		ムラサキサギゴケ	○	○	○			C		C		○				岡田
102		カワヂシャ	○			1			B	B				NT	NT	新田
103	タヌキモ	フサタヌキモ	○				EX	EX	EX	EX	EX			EN	EX	
104		ムラサキミミカキグサ	○			1		A		A	A			NT	NT	
105	オオバコ	オオバコ		○	○							○				
106	オミナエシ	オミナエシ	○	○				B		B		○	○			岡田
107	キキョウ	シデジャジン	○			1										県民の森
108		キキョウ		○	○	1		B				○	○	VU	VU	
109	キク	オクモミジハグマ		○	○			C				○				
110		キッコウハグマ		○	○			B				○				
111		オケラ	○	○	○			B				○	○			県民の森
112		アキノキリンソウ		○	○			C				○				
113		エゾタンポポ	○	○	○			C	B	B	C	○	○			岡田
114		オナモミ			○									VU	VU	
115	オモダカ	オモダカの仲間	○	○	○			C		B		○				
116	トチカガミ	クロモ	○	○	○			B		A		○				
117		ミズオオバコ	○			1		B		B				VU	NT	
118	ヒルムシロ	エビモ	○	○	○			B		B		○				
ー		ヒルムシロの仲間	○	○				C		B		○				
119		ツツイトモ			○									VU	CR+EN	

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。

5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-10 注目すべき植物種(4/5)

No.	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
			①	②	③	学術上重要種	注目種					ふれあい保全種					
							減少種				環境指標種						
							山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園							海浜
120	ヒルムシロ	イトモ	○			1		C		B				NT	要		
121	イバラモ	イトトリゲモ	○			1		B		A				NT	NT		
122		トリゲモ	○			1		B		A				VU	CR+EN		
123		オオトリゲモ	○			1		B		A					CR+EN		
124	ユリ	スズラン		○											VU		
125		カタクリ	○	○				B	B	B			○			県民の森	
126		ショウジョウバカマ	○	○					B				○	○			県民の森
127		ニッコウキスゲ	○	○	○				B	B	B			○			
128		コオニユリ	○						B		B	B					
129		ヒメヤブラン	○	○	○				C			*	○	○			日の出町公園
130		オオバジャノヒゲ		○	○				B					○			
131		ユキザサ		○					C					○			
132		キンバイザサ	コキンバイザサ	○					EX	EX	EX	EX	EX			EX	
133	ミズアオイ	ミズアオイ	○								C		○		NT		
134		コナギ	○								C		○	○			
135	アヤメ	ノハナショウブ		○		1		C					○	○			
136		ヒメシャガ		○				B	B				○	○	NT	NT	
137		カキツバタ	○			1		B		A					NT	VU	
138		アヤメ		○												NT	
139	イネ	ヤマアワ		○				B			B						
140		メヒシバ		○	○								○				
141		カゼクサ			○					C	C			○			
142		オオウシノケグサ	○	○	○	4		B		B	C	○	○				
143		ケカモノハシ	○									B	○	○			中野
144		カモノハシ	○			1						B					岡田
145		エゾノサヤヌカグサ	○								C						
146		オギ	○	○					C	C	C	C	○	○			岡田
147		アイアシ	○			1								○		NT	七北田川
148		ヨシ	○	○	○				C	C	C	C	○	○			
149		ツルヨシ	○						C	C	C			○			
150		オオクマザサ			○	3											
151		スズダケ		○					C					○	○		
152		ネズミノオ	○		○						C			○			岡田
153		ハイドジョウツナギ		○												VU	
154		マコモ	○		○				B		B		○	○			
155		シバ	○	○	○				B	B	B		○	○			
156	サトイモ	ミズバショウ		○				B				○	○				
157		ヒメザゼンソウ	○	○				B	C								県民の森
158	ミクリ	ミクリ	○	○		1		B		B		○		NT	NT		
159		ヤマトミクリ	○			1		A		A				NT	CR+EN		

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)

③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。

5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-11 注目すべき植物種 (5/5)

No.	科名	種名	文献			仙台市重要種区分										国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地
			①	②	③	学術上重要種	注目種							ふれあい保全種					
							減少種				環境指標種								
							山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園		海浜							
160	ミクリ	ナガエミクリ	○			1		A		A					NT	NT			
161	ガマ	ヒメガマ	○	○	○			C	C	C			○						
162		ガマ	○	○	○			C	C	C			○	○					
163	カヤツリグサ	ヤマクボスゲ		○		1									NT	VU			
164		マメスゲ	○			1										CR+EN		岡田	
165		オオカサスゲ	○					B		B									
166		センダイスゲ		○	○	4													
167		ニイガタガヤツリ		○											CR	要			
168		フトイ	○					B		B									
169		カンガレイ	○	○				B		B									
170		サンカクイ	○	○	○			B		B									大堤公園
171		ラン	ユウシュラン	○			1		B							VU	NT		県民の森
172			キンラン		○		1	B	B							VU	VU		
173	シュラン		○	○	○			C		C			○						
174	セッコク		○				EX	EX	EX	EX	EX					CR+EN			
175	ミズトンボ		○			1		A		B					VU	CR+EN			
176	ホクリクムヨウラン		○			1		B										県民の森	
177	ジガバチソウ			○	○											NT			
178	クモキリソウ		○		○	1,4		B			B							岡田	
179	ツレサギソウ			○												NT			
180	ネジバナ		○	○				B		B			○	○					日の出町公園
71 科			110 種	118 種	81 種	68 種	21 種	126 種	37 種	81 種	38 種	71 種	64 種	38 種	54 種	0 種			

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。

5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

イ. 保存樹木, 保存樹林, 保存緑地

仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」, 「保存緑地」及び多賀城市の「多賀城市樹木の保存に関する要綱」に基づく「保存樹木」の調査範囲における指定状況は, 表 3-12, 表 3-13, 及び図 3-8 に示すとおりである。

調査範囲には「保存樹林」はない。また, 計画地内に「保存樹木」, 「保存樹林」及び「保存緑地」はない。

なお, 利府町では「利府町文化財保護条例」に基づく「保存樹木」, 「保存樹林」及び「保存緑地」はない。

表 3-12 保存樹木

項目	記号	市	所有者	樹種	推定樹齡(年)	樹高(m)	幹周(m)
保存樹木	1	仙台市	千手観音堂	イチョウ	200	21.0	3.5
	2		稲舟神社	イロハカエデ	200	18.0	2.1
	3		個人所有	イチョウ	1,200	32.0	7.8
	4		宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	67	14.0	2.1
	5		宮城野八幡神社	ケヤキ	200	32.0	3.3
	6		善應寺	キンモクセイ	260	10.0	0.9
	7		善應寺	イチイ	260	13.0	2.8
	8		善應寺	シラカシ	250	15.0	3.1
	9		志賀神社	イチイ	600	18.0	3.2
	10		大山祇神社	イチョウ	200	21.0	3.6
	11		個人所有	クロマツ	350	6.0	1.2
	12		西光寺	スギ	350	24.0	2.4
	13		西光寺	ギンモクセイ	350	5.5	1.1
	14		西光寺	アラカシ	350	5.0	1.8
	15		個人所有	ギョリュウ	130	4.4	0.9
	16	多賀城市	個人所有	ヒイラギ	220	8.20	1.34
	17		貴船神社	ウラジロガシ	470	30.00	3.20
	18		多賀城市	コブシ	180	17.80	1.82
	19		個人所有	ツバキ	420	6.00	1.25
	20		多賀城市	イチョウ	190	25.40	3.00

出典: 「杜の都の名木・古木」(平成 21 年 3 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)

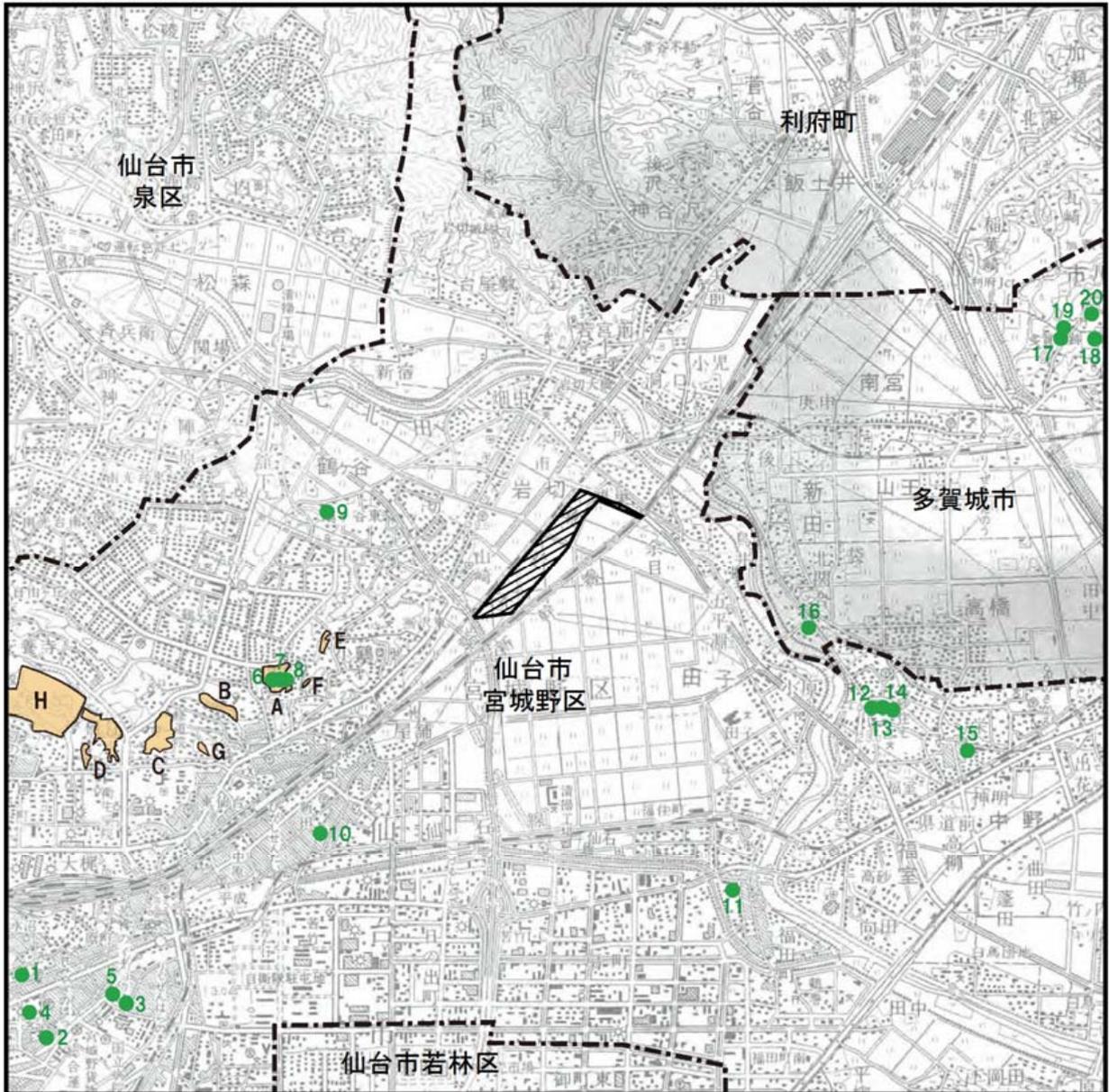
「宮城県多賀城市ホームページ(保存樹木)」(最終更新日 平成 24 年 4 月 16 日)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kurasi/midori/ku-mi-zyumoku.html>

表 3-13 保存緑地

項目	記号	市	名称	保存緑地の面積(ha)
保存緑地	A	仙台市	善応寺	2.93
	B		西山	2.40
	C		安養寺	4.48
	D		木皿山	5.76
	E		案内沢北	0.81
	F		大拙庵	0.44
	G		ラ・サールホーム	0.35
	H		与兵衛沼	24.89

出典: 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市)



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 保存樹木(1~20)
-  : 保存緑地(A~H)

出典：1.「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)
 2.「宮城県多賀城市ホームページ(保存樹木)」(最終更新日 平成24年4月16日)
<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kurasi/midori/ku-mi-zyumoku.html>
 3.「仙台市公園・緑地等配置図」(平成25年4月 仙台市)

図 3-8 保存樹木・保存緑地



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

ウ. 植生

① 植生及び植物の生育地として重要な地域の状況

調査範囲の現存植生は、図 3-9 に示すとおりであり、計画地は「水田雑草群落」である。

「平成 21 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成 22 年 3 月 仙台市)では、環境省の植生自然度 9, 10(自然植生)に該当する植生を「自然性の高い植生」として位置づけている。調査範囲における自然性の高い植生の分布は図 3-10 に示すとおりであり、七北田川沿いや鶴ヶ谷中央公園周辺などに分布しているが、計画地の植生は「自然性の高い植生」に該当しない。なお、植生自然度の区分基準は表 3-14 のとおりである。

表 3-14 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「平成 21 年度 自然環境基礎調査報告書」(平成 22 年 3 月 仙台市)

「環境省ホームページ」(閲覧日：平成 26 年 8 月 29 日)http://www.biodic.go.jp/kiso/fnd_f.html

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)では、表 3-15 に示す選定基準により、動植物の生息・生育地として重要な地域を選定しており、調査範囲においては、表 3-16 及び図 3-11 に示す植物の生育地として重要な地域が存在する。

表 3-15 動植物の生息・生育地として重要な地域の選定基準

No.	判断理由	
保全上重要な地域	1	・保全上重要な動植物種が高密度で分布する地域
	2	・多様な生物相が保存されている地域
	3	・自然性の高い植生、その他学術上重要な植生が保存されている地域
	4	・湿地、湧水、岸壁地、地滑り等の動植物の生息・生育地として特異な環境を有する地域
	5	・自然とのふれあいの場としてふさわしい地域
	6	・環境教育の場としてふさわしい地域
	7	・郷土の特色が保存されている地域(里地・里山・居久根等)
	8	・緑の回廊としてあるいは動物の移動のネットワークとして重要な地域(山地から市街地への連続した緑地、市街地や田園地域に点在する緑地等)
	9	・海辺や水辺、植生帯境界等のエコトーンとして重要な地域

出典：「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

表 3-16 植物の生育地として重要な地域

No.	件名	備考
①	七北田川中～下流域の河畔植生	<ul style="list-style-type: none"> ・市と丘陵の緑地の連続性を確保するうえで重要なコリドー。 ・河畔植生として保護が必要
②	与兵衛沼周辺の里地・里山植生	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に残された、まとまりのある里地・里山植生として重要。
③	榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・段丘に沿った緑地と社寺林景観。
④	県民の森	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の森緑地環境保全地域。 ・市街地に隣接する緑地・公園である。 ・植物生育地，環境学習のフィールドとして重要である。
⑤	加瀬沼	<ul style="list-style-type: none"> ・加瀬沼緑地環境保全地域 ・宮城県レッドリストの群落複合の項目で「(仮称)加瀬沼の池沼植物群落」が壊滅危惧に指定されている。

注：表中のNo. は図 3-11 の番号に対応する。

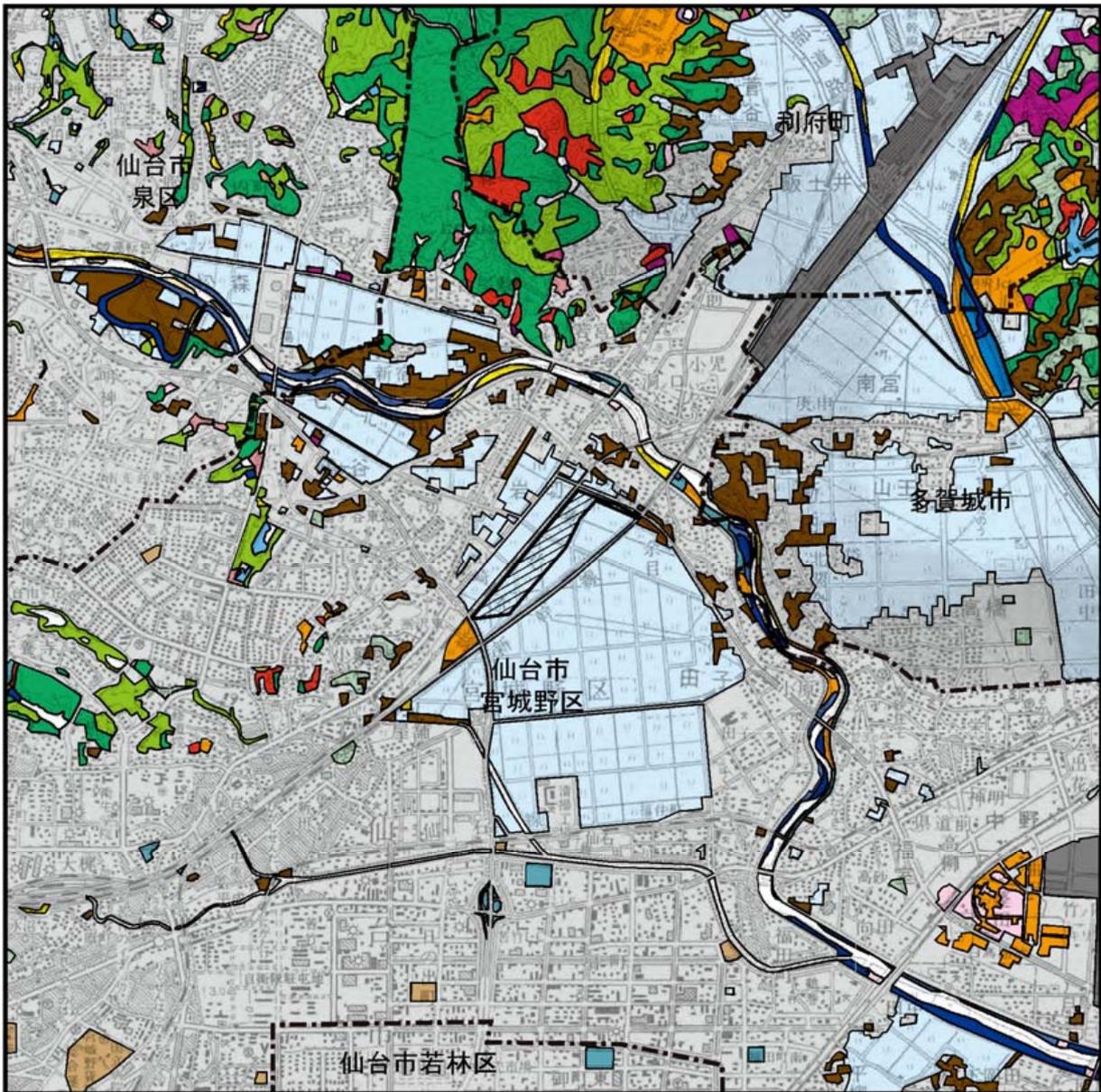
判断理由は表 3-15 に対応する。

出典：「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 23 年 3 月 仙台市）

「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」（平成 13 年 3 月 宮城県）

② 計画地の植生の状況

計画地の植生の状況は，図 3-9 に示すとおりであり，「水田雑草群落」である。



凡 例

: 計画地

----- : 市町・区境界線

ブナクラス域自然植生

ヤナギ低木群落 (IV)

ブナクラス域代償植生

アカマツ群落 (V)

落葉広葉低木群落

ススキ群団 (V)

伐採跡地群落 (V)

ヤブツバキクラス域代償植生

クリコナラ群落

アズマネザサ群落

クズ群落

河川・湿原・塩沼地・砂丘植生等

ヨシクラス

ヒルムシロクラス

植林地・耕作地植生

スギ・ヒノキ・サワラ植林

竹林

ゴルフ場・芝地

路傍・空地雑草群落

果樹園

畑雑草群落

水田雑草群落

放棄水田雑草群落

その他

市街地

緑の多い住宅地

残存・植栽樹群をもった公園、墓地等

工場地帯

造成地

開放水域

自然裸地

出典：「1:50,000 仙台市植生図 東日本大震災後における自然環境基礎調査業務委託報告書」

(平成 25 年 仙台市)

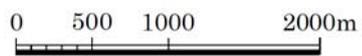
「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供ホームページ」

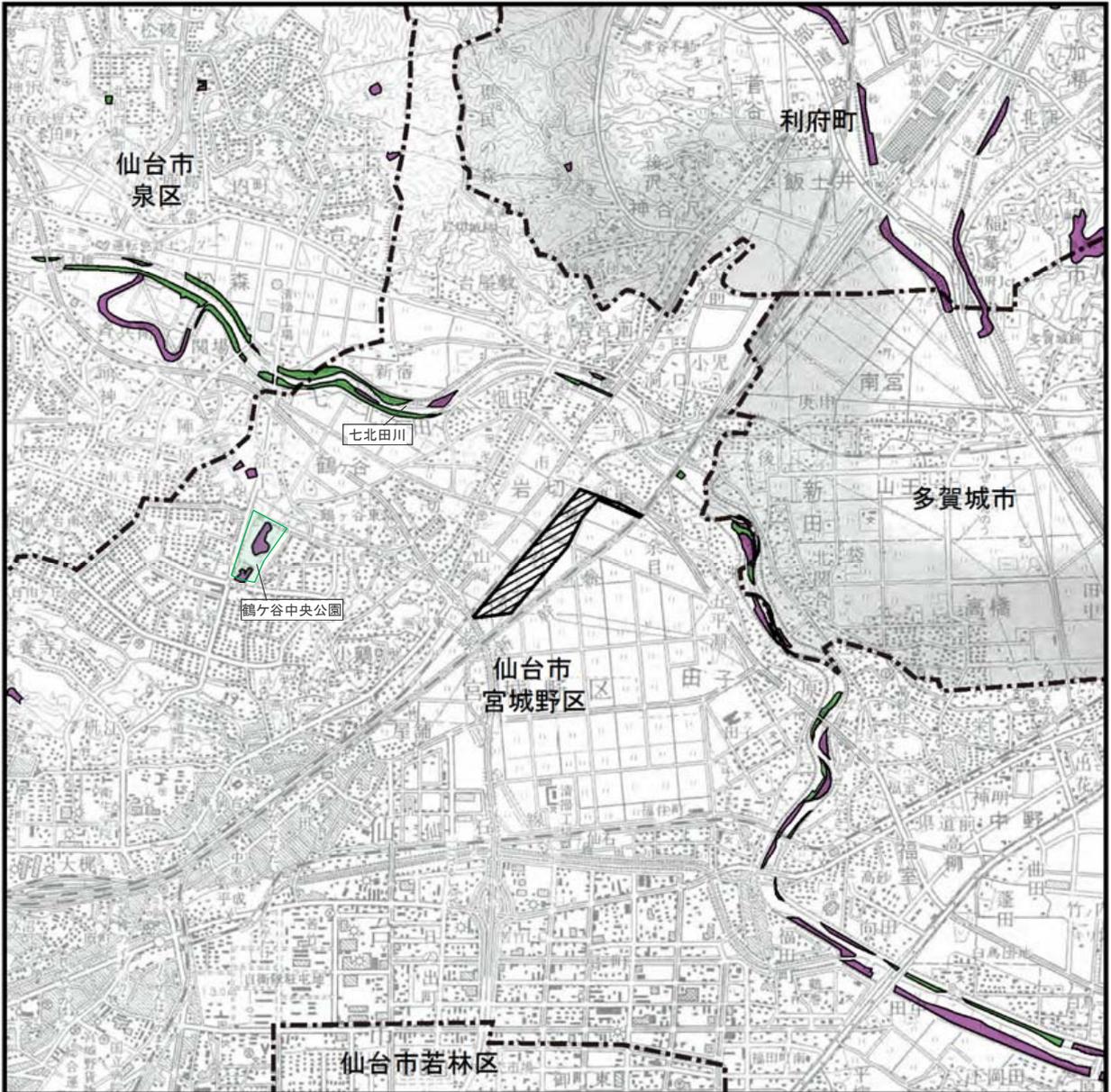
(<http://www.vegetation.biodic.go.jp/>) (平成 26 年 11 月閲覧)

図 3-9 現存植生図



S=1:50,000





凡 例

 : 計画地

----- : 市町・区境界線

植生自然度個別値 : 10

 ヨシクラス及びヒルムシロクラス

植生自然度個別値 : 9

 ヤナギ低木群落 (IV)

出典 : 「1:50,000 仙台市植生図 東日本大震災後における自然環境基礎調査業務委託報告書」

(平成 25 年 仙台市)

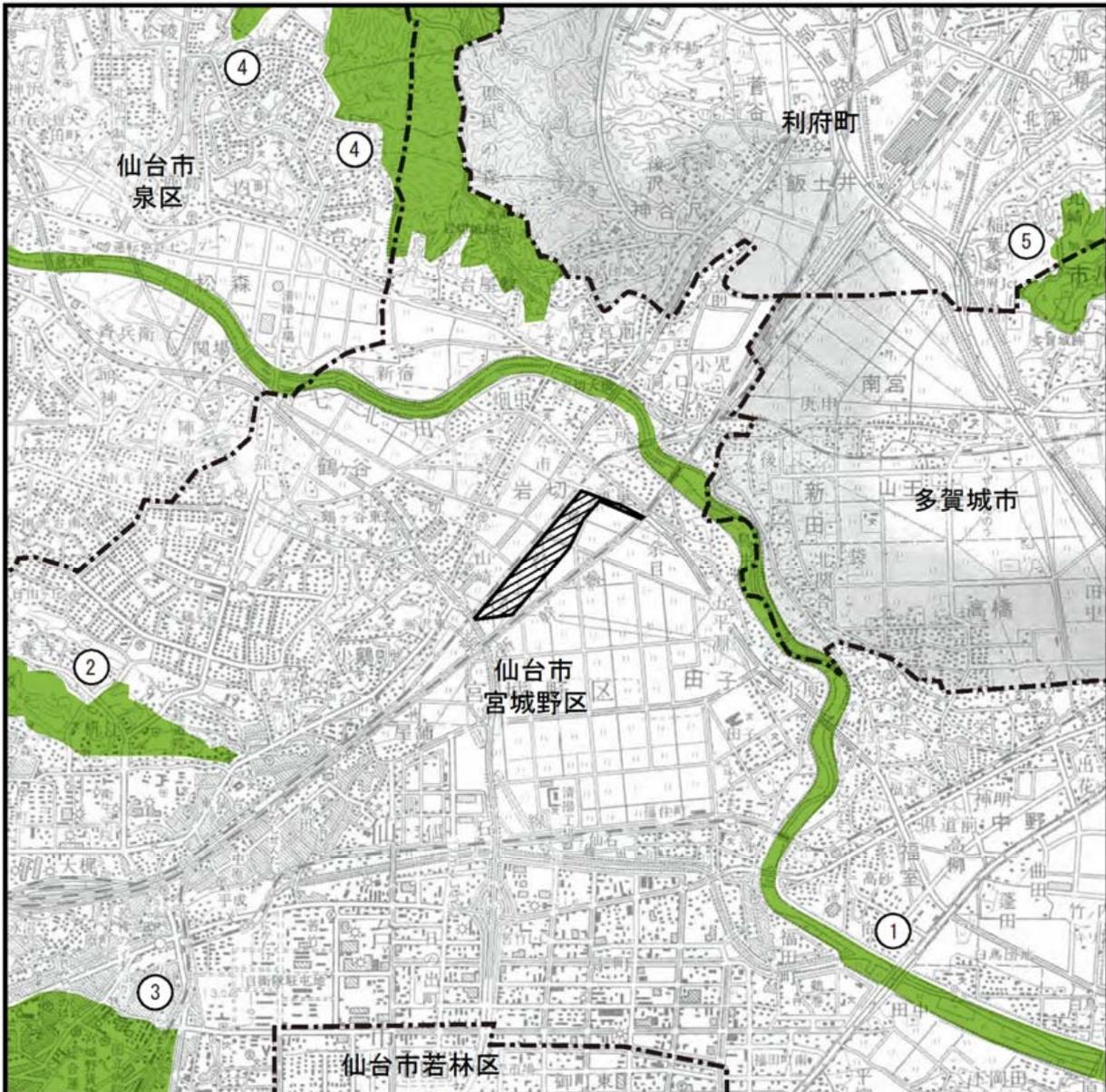
「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供ホームページ」

(<http://www.vegetation.biodic.go.jp/>) (平成 26 年 11 月閲覧)

図 3-10 植生自然度



S=1:50,000
0 500 1000 2000m



凡例

 : 計画地

 : 市町・区境界線

 : 植物生育地として重要な地域

出典：「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成23年3月 仙台市)
 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)

図 3-11 植物生育地として重要な地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.4 動物

ア. 調査範囲の注目すべき動物種の状況

計画地は東部田園地域に位置している。仙台市の田園地域では、人の生活空間の拡大や圃場整備等により動物の生息環境が減少しているが、田園地域に見られる居久根などの緑地や河川沿いなどでキツネ、イタチ、カワセミ、アオダイショウ、ミヤマクワガタ等、まだ多くの動物が生息している。

調査範囲内における注目すべき動物種の状況は、以下に示す3つの文献から整理した。具体的には、これら文献に掲載されている種のうち、表 3-5 に示す選定基準に該当するものを注目すべき種として整理した。ただし、文献①については、仙台市全域を対象としていることから、文献①に掲載されている種のうち、地域区分が「東部田園地域」とされている減少種(表 3-6 参照)、又は、種の分布地として調査範囲内の地域(中野、岩切、岡田、県民の森等)が示されている種のみを抽出した。

整理した結果は、注目すべき動物種の種数は表 3-17 に示すとおりであり、調査範囲内における注目すべき種数は152種であった。また、注目すべき動物種は表 3-18～表 3-24 に示す。

- ①「平成22年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)
- ②「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成5年3月 宮城県)
- ③「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)

表 3-17 注目すべき動物種の種数

項目	目数	科数	種数	文献			仙台市重要種区分								国 RL	県 RL	天記・種保存法	
				文献①	文献②	文献③	学術上重要種	注目種										
								減少種					環境指標種	ふれあい保全種				
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
哺乳類	4	8	14	13	7	5	5	14	10	12	13	11	8	8	2	5	1	
鳥類	14	29	68	61	36	32	28	34	55	60	60	51	40	16	23	26	7	
爬虫類	2	4	7	6	3	4	3	5	7	6	6	6	4	4	1	2	0	
両生類	2	4	7	3	7	4	2	7	7	7	3	2	5	4	4	5	0	
魚類	8	10	17	14	4	3	10	9	10	10	11	10	7	7	14	13	0	
昆虫類	7	28	39	25	15	10	16	3	26	23	22	2	10	14	17	15	0	
合計	37	83	152	122	72	58	64	72	115	118	115	82	74	53	61	66	8	

- 注 1) 国 RL: 「環境省第4次レッドリスト」(平成24・25 環境省報道発表資料)掲載種
 県 RL: 「宮城県の希少な野生動物植物-宮城県レッドリスト2013版-」(平成25年3月 宮城県)掲載種
 天記: 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)
 種保存法: 「絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年法律第75号)
- 2) 表中の文献は以下のとおりである。
 ①「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)
 ②「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成5年3月 宮城県)
 ③「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)
- 3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。
 4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。
 5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-18 注目すべき動物種【哺乳類】

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分										国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種													
								減少種					ふれあい保全種								
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜		環境指標種							
1	モグラ(食虫)	トガリネズミ	ホンシュウトガリネズミ	○				*	C	/	/	/	○			DD					
2			ジネズミ	○				*	C	B	C	○	○								
3			カワネズミ	○			1,4	B	B	/	/	/	○	○		DD					
4		モグラ	ヒメヒミズ	○			1	*	/	/	/	○									
5			ミズラモグラ	○			1,4	C	/	/	/			NT	NT						
6			アズマモグラ	○	○	○		*	C	C	C	*	○								
7	ウサギ	ウサギ	ノウサギ	○	○	○		*	C	B	B	C	○								
8	ネズミ(齧歯)	リス	ニホンリス		○	○		*	C	B		C	○								
9		ヤマネ	ヤマネ	○			1,4	C		/	/				NT	天記					
10		ネズミ	ハタネズミ	○	○			C	C	B	C	C	○	○							
11			ヒメネズミ	○	○			*	C	C	/		○								
12	ネコ(食肉)	イヌ	タヌキ	○	○	○		*	C		C		○	○				宮城野区鶴ヶ谷			
13		イタチ	イタチ	○	○	○		C	C	B	C	C	○	○							
14			オコジョ	○			1,4	C	/	/	/			NT	NT						
	4目	8科	14種	13種	7種	5種	5種	14種	10種	12種	13種	11種	8種	8種	2種	5種	1種				

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)

③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。

5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-19 注目すべき動物種【鳥類】(1/2)

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種					ふれあい保全種					
								減少種										
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						環境指標種
1	キジ	キジ	ウズラ	○			1,4	A	A	A	A			VU	CR+EN			
2			ヤマドリ		○			*	C			○						
3	カモ	カモ	ヒシクイ	○			1,4				C	C		VU・NT	NT	天記		
4			マガン	○		○	1,4			A	B	B		NT	要	天記		
5	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	○	○	○			C	B	C	C	○	○				
6	バリカン	サギ	サンカノゴイ	○			1		B	A	B	B		EN	NT			
7			ヨシゴイ	○	○				C	B	C	C	○	○	NT	NT		七北田川
8			オオヨシゴイ	○			1				B	B		CR	CR+EN			
9			アマサギ	○			2			A	*		○				岡田, 中野	
10			チュウサギ	○			1,2,4		C	A	C	C		NT				
11			コサギ	○	○	○	2		C	B	*	*	○	○				
12	ツル	クイナ	クイナ	○					C	A	B	B	○		要		鶴ヶ谷	
13			ヒクイナ	○					C	B	B	B	○	○	NT	CR+EN		
14			パン	○		○			C	B	C	C	○					
15			オオパン	○		○	1				B	B						
16	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	○	○	○		*	*	C	C	C	○	○				
17			カッコウ	○	○			C	C	B	C	C	○	○				七北田川, 鶴ヶ谷
18	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○				*	C	B			○		NT	NT		与兵衛沼緑地
19	チドリ	チドリ	イカルチドリ	○		○			C	C	B	B	○					
20		シギ	オオジシギ	○			1,4	B	B	A	B	B		NT	NT			
21			アカアシシギ	○			1				B	B		VU				
22		カモメ	コアジサシ	○			1,2,4			A	B	B		VU	VU	国際		
23	タカ	ミサゴ	ミサゴ	○			1,4				C	C	○	NT				七北田川
24		タカ	オジロワシ	○			1,2,4		B	B	B	B		VU	VU	天記・国内・国際		鶴ヶ谷, 田子
25			オオワシ	○			1,2,4				B	B		VU	VU	天記・国内		
26			チュウヒ	○					C	B	C	C	○	EN	NT			
27			ツミ	○	○		1,4	C	C	C	C	C			DD			
28			ハイタカ	○	○	○	1,4	C	C	C	C	C		NT	NT			
29			オオタカ	○	○	○	1,4	C	C	B	B	C	○	○	NT	NT	国内	七北田川, 岩切
30			サンバ	○	○			C	C	A	C	C		VU	VU			
31			ノスリ	○	○	○		*	C	C	C		○					県民の森
32	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○			1	C	C	C	B	B			要			
33			フクロウ	○	○			C	C	B	B	C	○	○				鶴ヶ谷, 与兵衛沼
34			アオバズク	○					C	B	B	B	○		VU			与兵衛沼
35			トラフズク	○			1				B	B						
36			コミミズク	○			1		B	A	B	B	○		要			田子

注 1) 種名は「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成 24 年 日本鳥学会)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。

5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-20 注目すべき動物種【鳥類】(2/2)

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分										国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種													
								減少種													
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜	環境指標種	ふれあい保全種							
37	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	○	○	○			C	C	C			○	○				七北田川, 小松島新堤, 梅田川, 与兵衛沼, 鶴ヶ谷		
38	キツツキ	キツツキ	アカゲラ	○	○	○		*	C	B	C	C									
39			アオゲラ	○	○	○		*	C	B	C	C	○	○							
40	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	○					C	B	C	B		○							
41			チゴハヤブサ	○			1, 4			B	B						要				
42			ハヤブサ	○	○		1, 4	C	B	B	B	B			VU	NT	国内・国際	小鶴			
43	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○	○	○	1, 4	C	C	B	C	C			VU	VU					
44		カササギヒタキ	サンコウチョウ		○	○			C	B			○	○							
45		モズ	チゴモズ	○			1, 4		B	B	B				CR	CR+EN					
46			モズ	○	○	○		*	C	B	C	C	○	○							
47			アカモズ	○			1, 4		B	B	B	B			EN	CR+EN		光が丘, 七北田川			
48		ヒバリ	ヒバリ	○	○	○			C	B	C	C	○	○							
49		ツバメ	ツバメ	○	○	○			C	C	C		○								
50		ウグイス	ウグイス	○	○	○		*	*	C	C	C		○							
51		ムシクイ	センダイムシクイ		○	○		*	C	B			○								
52		ヨシキリ	オオヨシキリ	○	○	○			C	B	C	C	○					鶴ヶ谷, 田子			
53			コヨシキリ	○					C	A	C	C	○					福田町			
54		セッカ	セッカ	○					C	B	C	C	○					七北田川			
55		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ		○			*		B			○								
56		ヒタキ	トラツグミ	○	○	○		*	C	B	C	C	○								
57	クロツグミ		○	○			*	C	B	C	C	○									
58	シロハラ			○	○		*	C	B			○									
59	コルリ		○				*	C	B	C	C	○									
60	ルリビタキ		○	○	○		*	C	C	C	C										
61	コサメビタキ			○	○				B				○								
62	キビタキ			○	○		*	C	B			○									
63	オオルリ		○	○	○		*	C	C	C	C	○									
64	セキレイ		キセキレイ	○	○	○		*	C	C	C	C	○	○							
65			セグロセキレイ	○	○	○	4	C	C	C	C										
66	ホオジロ	ホオジロ	○	○	○		*	*	B	C	C	○									
67		ホオアカ	○		○	1	B	C	A	C	B	○									
68		アオジ	○	○	○		C	C	C	C	C										
	14 目	29 科	68 種	61 種	36 種	32 種	28 種	34 種	55 種	60 種	60 種	51 種	40 種	16 種	23 種	26 種	7 種				

注 1) 種名は「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年 日本鳥学会)に準拠した。
 2) 表中の文献は以下のとおりである。
 ① 「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)
 ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成5年3月 宮城県)
 ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)
 3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。
 4) 減少種の地域区分については、表 3-6を参照。
 5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-21 注目すべき動物種【爬虫類・両生類】

【爬虫類】

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分										国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地
				①	②	③	学術上重要種	注目種						ふれあい保全種						
								減少種												
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜	環境指標種							
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	○			1,4	A	A	A	A			NT	DD					
2			クサガメ	○	○	○	1	B	B	B	B		○		DD					
3	有鱗	カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○	○		*	*	C	C	C	○	○			栴江			
4		ナミヘビ	アオダイショウ	○	○	○		*	*	C	C	C	○	○			鶴ヶ谷, 松森, 岩切			
5			ジムグリ	○				*	*	C	C	C	○							
6			ヒバカリ	○				C	C	C	C	B	○	○						
7			クサリヘビ			○	4	C	C											
	2目	4科	7種	6種	3種	4種	3種	5種	7種	6種	6種	6種	4種	4種	1種	2種	0種			

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。
 2) 表中の文献は以下のとおりである。
 ①「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
 ②「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
 ③「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)
 3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。
 4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。
 5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

【両生類】

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分										国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地
				①	②	③	学術上重要種	注目種						ふれあい保全種						
								減少種												
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜	環境指標種							
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ		○	○	1,4	*	C	B			○		NT	NT				
2			クロサンショウウオ		○	○	4	*	C	A			○	○	NT	LP				
3		イモリ	アカハライモリ		○			*	C	A			○	○	NT	LP				
4	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	○	○	○		*	C	C	C	C		○				松森		
5		アカガエル	ニホンアカガエル	○	○	○		*	*	B	*	C						松陵		
6			トウキョウダルマガエル	○	○			C	C	B	C		○	○	NT	NT		松陵		
7			ツチガエル		○			*	C	B			○			NT				
	2目	4科	7種	3種	7種	4種	2種	7種	7種	7種	3種	2種	5種	4種	4種	5種	0種			

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。
 2) 表中の文献は以下のとおりである。
 ①「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
 ②「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
 ③「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)
 3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。
 4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。
 5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-22 注目すべき動物種【魚類】

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分										国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種													
								減少種													
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜	環境指標種	ふれあい保全種							
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	○	○		1	B	B		A				○	VU	NT		七北田川		
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○			1	A	B	B	B	B	○		EN	NT		七北田川			
3	コイ	コイ	キンブナ		○											VU	NT				
4			タナゴ	○				EX	EX	EX	EX	EX				EN	CR+EN				
5			アカヒレタビラ	○			1			EX	A					EN	CR+EN				
6			ゼニタナゴ	○			1	EW	EW	EW	EW	EW				CR	CR+EN				
7			ウグイ	○		○		*	C	B	C	C	○	○						七北田川	
8			シナイモツゴ	○			1	A			EX					CR	CR+EN				
9			ドジョウ	ドジョウ		○	○										DD				
10		ホトケドジョウ		○		1		B	B			○	○	EN	NT						
11	サケ	アユ	アユ	○				C	C	C	C	○	○						七北田川, 梅田川		
12	サケ	サクラマス	○			1	C			C	C	○	○	NT	NT						
13	ダツ	メダカ	メダカ南日本集団	○		○	1		A	A	C	C	○	○	VU	NT					
14	トゲウオ	トゲウオ	イトヨ日本海型	○			1					A			LP	DD		梅田川			
15	カサゴ	カジカ	カジカ	○				C	C	A			○	○	NT				七北田川		
16			ウツセミカジカ(回遊型)	○				EX	EX	EX	EX	EX			EN	VU					
17	スズキ	ハゼ	アベハゼ	○			2					C			VU			七北田川河口付近			
	8 目	10 科	17 種	14 種	4 種	3 種	10 種	9 種	10 種	10 種	11 種	10 種	7 種	7 種	14 種	13 種	0 種				

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。
 2) 表中の文献は以下のとおりである。
 ① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
 ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
 ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)
 3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。
 4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。
 5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-23 注目すべき動物種【昆虫類】(1/2)

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種										
								減少種				環境指標種	ふれあい保全種					
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園							海浜
1	トンボ	カワトンボ	アオハダトンボ	○					C	A				○	NT		泉区七北田川	
2		ヤンマ	カトリヤンマ	○			1		B		B				CR+EN			
3			ヤブヤンマ	○					B		B				VU			
4		サナエトンボ	ホンサナエ			○			B						VU			
5			ウチワヤンマ	○			1		C	B	C							
6			ナゴヤサナエ	○			1,2			C					VU	CR+EN	七北田川	
7		オニヤンマ	オニヤンマ		○	○			*	B				○				
8		トンボ	アカネの仲間	○	○	○			C		C		○	○				
9	カマキリ	カマキリ	オオカマキリ	○		○			*	C	C			○				
10	バッタ	マツムシ	スズムシ	○			1		B	A	B			○				
11		バッタ	カワラバッタ	○			1			B	B		○		NT			
12			トノサマバッタ	○		○			*	C	*			○				
13	カメムシ	セミ	エゾゼミ			○			*	B			○	○				
14		コオイムシ	コオイムシ	○			1		B	A	A				NT	NT		
15			タガメ	○			1		B	A	A		○		VU	CR+EN		
16		タイコウチ	タイコウチ	○			1		B		A							
17	チョウ	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン		○										VU			
18			オオウラギンヒョウモン	○				EX	EX	EX	EX	EX			CR	EX		
19			オオムラサキ	○		○	1		C	B	B		○	○	NT			
20		アゲハチョウ	アオスジアゲハ	○		○	4			*	*		○	○				
21		シロチョウ	ヒメシロチョウ	○				EX	EX	EX	EX	EX			EN	CR+EN		
22		ジャノメチョウ	ジャノメチョウ	○	○				C	C	C		○					
23		ヤマムユガ	オナガミズアオ			○									NT			
24		ヤガ	ガマキンウワバ	○	○		1	C	C								旧仙台市	
25	コウチュウ	オサムシ	ヤマトトクリゴミムシ			○	1		B									
26			シラハタキバナガゴミムシ			○										DD		
27		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ	○					C	B	B				NT			
28			ゲンゴロウ	○			1			B	B		○		VU	NT		
29			ケシゲンゴロウ			○									NT			
30		ガムシ	コガムシ			○									DD			
31		クワガタムシ	ミヤマクワガタ			○			C	B			○	○				
32			ノコギリクワガタ	○	○				C	C	C		○	○				
33		タマムシ	タマムシ	○			1,2		B	A	A		○		NT			
34		ホタル	ゲンジボタル	○			1		C	B	C		○	○	NT			
35		カミキリムシ	ヨツボシカミキリ			○									EN	CR+EN		
36			アオスジカミキリ	○			1,2		B	B	B							

注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。

5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

表 3-24 注目すべき動物種【昆虫類】(2/2)

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分								国 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種											
								減少種											
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜	環境指標種	ふれあい保全種					
37	ハチ	スズメバチ	モンズズメバチ		○										DD				
38		ミツバチ	クロマルハナバチ		○									NT					
39		コハナバチ	アオスジハナバチ		○									CR+EN					
40		ハキリバチ	マイマイツツハナバチ		○									DD					
	7目	28科	39種	25種	15種	10種	16種	3種	26種	23種	22種	2種	10種	14種	17種	15種	0種		

- 注 1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 24 年度生物リスト」(平成 24 年 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。
- 2) 表中の文献は以下のとおりである。
- ① 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
 - ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
 - ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)
- 3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。
- 4) 減少種の地域区分については、表 3-6 を参照。
- 5) 文献①の掲載種について、文献①内において国 RL・県 RDB への該当及びそのランク等が示されているが、文献①の発行後に国 RL・県 RDB が改正されているため、今回の整理結果と必ずしも一致しない。

イ. 動物生息地として重要な地域の状況

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 23 年 3 月 仙台市）では、表 3-15 に示す選定基準により、動物生息地として重要な地域を選定している。また、多賀城市と利府町にまたがって位置する加瀬沼は緑地環境保全地域に指定されている。調査範囲においては、表 3-25 及び図 3-12 に示す地域が存在する。なお、計画地は、「福田町の田園」の北西側に含まれる。

表 3-25 動物生息地として重要な地域

No.	地 域	備 考
①	七北田川(中流域～河口)	・川に接する地域の環境変化が著しく、動物の生息環境・移動経路としての重要性がとて大きくなってきている。
②	低地の水田地域	・セッカの繁殖、ホオアカの繁殖。 ・居久根は低地における鳥類の生息地及び移動のための中継地として重要。
③	福田町の田園	・市街地に残されたまとまった広がり確保された田園生態系として重要。 ・かつてはマガン、その他水鳥の渡来地としての利用もあった。
④	県民の森	・市街地に隣接する緑地・公園である。 ・鳥類の中継地、昆虫類の生息地、環境学習のフィールドとして重要である。
⑤	加瀬沼	・加瀬沼緑地環境保全地域 ・年間を通してシジュウカラ、エナガなどが見え、冬季に訪れるオオハクチョウ、マガモ、オナガガモなどの水鳥も観察される。

注 1) 表中の No. は図 3-12 の番号に対応する。

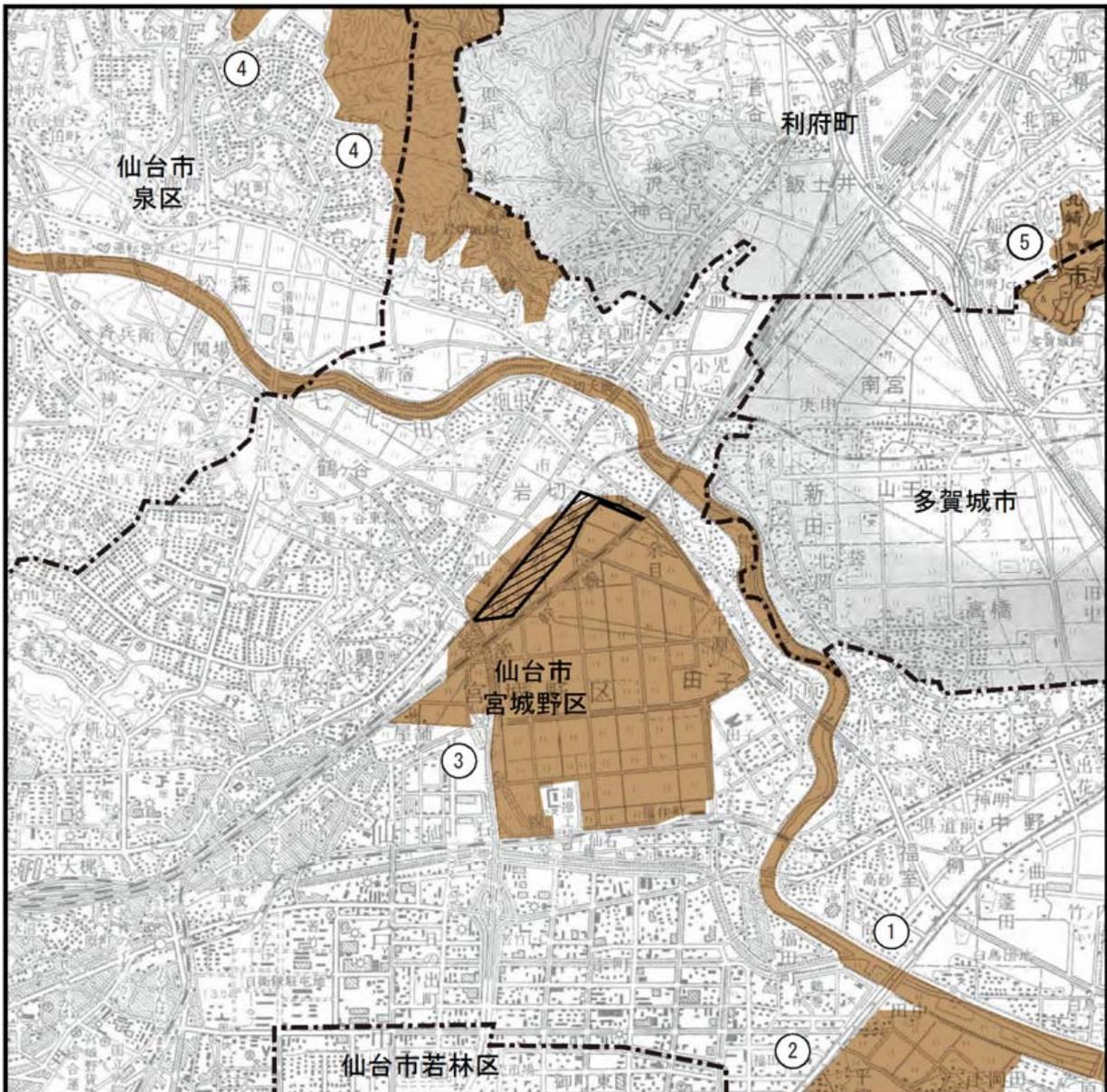
2) 判断理由は表 3-15 に対応する。

出典：「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 23 年 3 月 仙台市）

「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」（平成 13 年 3 月 宮城県）

ウ. その他事業の立地上配慮を要する動物

事業の立地上配慮を要する動物は「ア. 調査範囲の注目すべき動物種の状況」、動物種の生息地は、「イ 動物生息地として重要な地域の状況」で示したとおりであり、その他配慮を要する動物はないものと考えられる。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 動物生息地として重要な地域

出典：「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成23年3月 仙台市)
 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)

図 3-12 動物生息地として重要な地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.5 生態系

計画地南東～北西側を流れる七北田川や北側の県民の森やその周辺については、河川環境や森林環境を基盤とした生態系が存在し、計画地が含まれる地域では、市街地に残されたまとまった広がり確保された田園生態系が存在する。

3.6 景観

ア. 自然的景観資源及び文化的景観資源の状況

調査範囲における主要な自然的景観資源及び文化的景観資源は、表 3-26 及び図 3-13 に示すとおりである。調査範囲における自然的景観資源は、加瀬沼、多賀城跡桜、六月坂桜等の 7 箇所があり、文化的景観資源は、多賀城政庁跡、旧歩兵第 4 連隊兵舎等の 6 箇所がある。

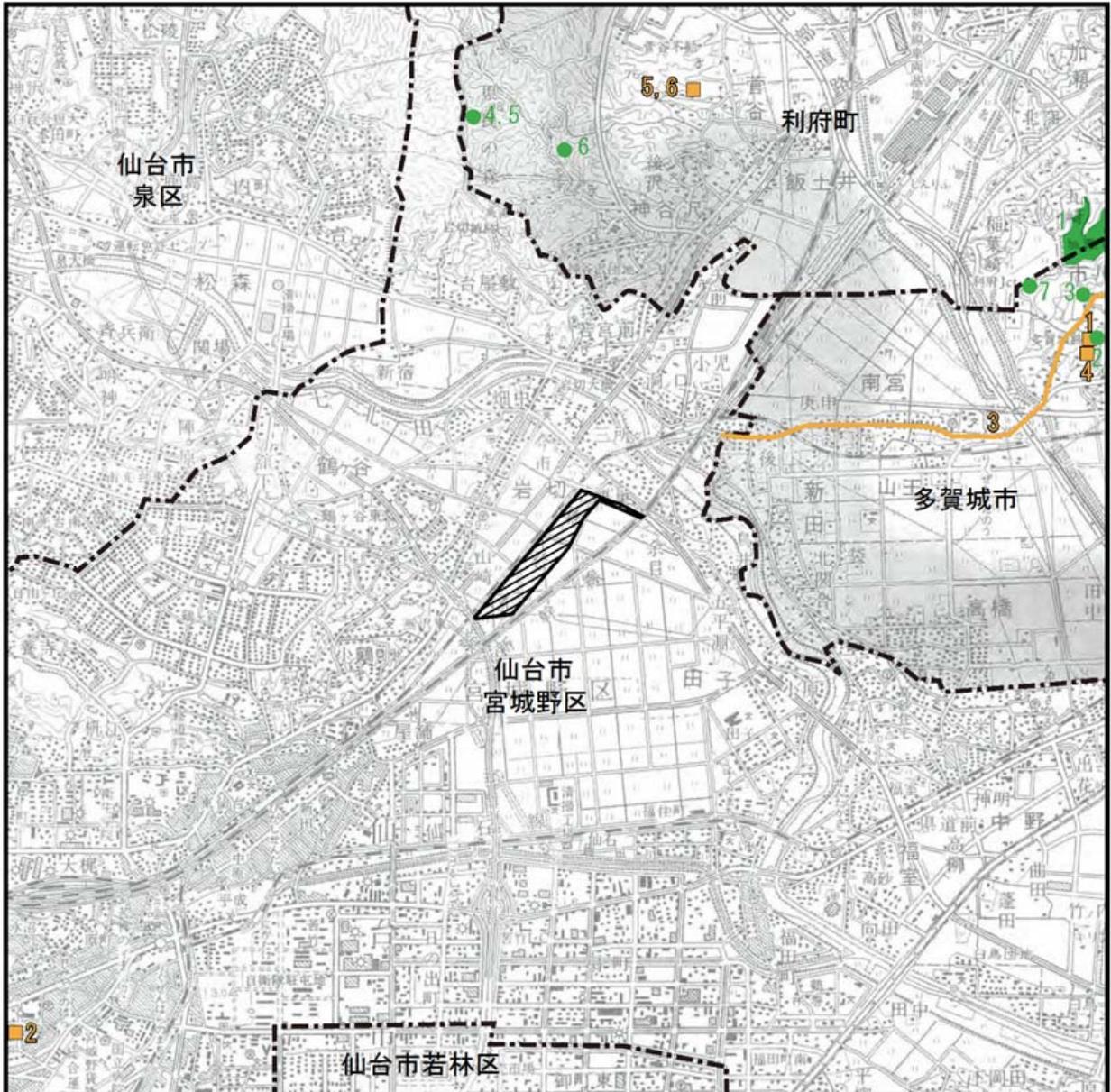
表 3-26 調査範囲の景観資源

【自然的景観資源】				
No.	名称	文献(※)		
		①	②	③
1	加瀬沼		○	○
2	多賀城跡桜			○
3	六月坂桜			○
4	宮城県県民の森		○	
5	県民の森の桜、かたくり、さつき、もみじなど		○	
6	高森山の桜		○	
7	加瀬沼の桜		○	
—	—	0	5	3

【文化的景観資源】				
No.	名称	文献(※)		
		①	②	③
1	多賀城政庁跡	○		
2	旧歩兵第 4 連隊兵舎		○	
3	塩釜街道			○
4	多賀城跡 多賀城南門政庁間道路(ハギ大路)			○
5	道安寺横穴古墳群		○	
6	道安寺		○	
—	—	1	3	2

※：文献は以下のとおりである。

- ① 「みやぎ・身近な景観百選」(平成 24 年 9 月 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/keikan-100sen-kekka.html>
- ② 「みやぎ伊達な観光マップ」(更新日：平成 23 年 3 月 1 日)
<http://www.datenamap.com/>
- ③ 「多賀城市観光協会サイト」(閲覧日：平成 26 年 9 月)
<http://www.tagakan.jp/>



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 自然的景観資源(1~7)
-  : 文化的景観資源(1~6)

出典 : 1.「みやぎ・身近な景観百選」(平成24年9月 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/keikan-100sen-kekka.html>
 2.「みやぎ伊達な観光マップ」(更新日 平成23年3月1日)
<http://www.datenamap.com/>
 3.「多賀城市観光協会サイト」(閲覧日 平成26年9月)
<http://www.tagakan.jp/>

図 3-13 計画地周辺の景観資源



S=1:50,000
 0 500 1000 2000m

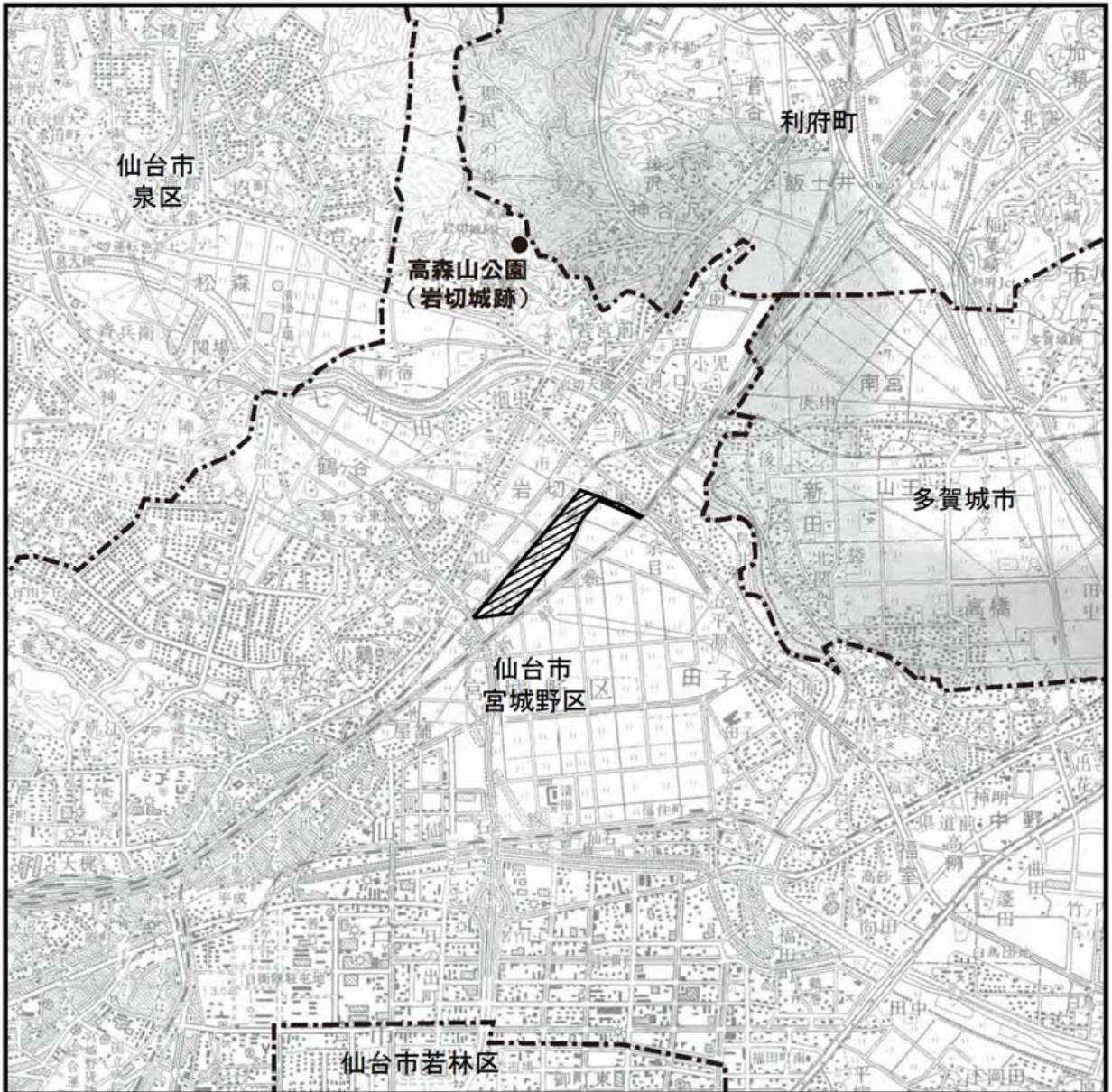
イ. 眺望地点の状況

調査範囲の主要眺望地点としては、表 3-27 及び図 3-14 に示すとおり、高森山公園があげられる。

表 3-27 調査範囲の主要眺望地点

名称	眺望点の状況
高森山公園(岩切城跡)	岩切城跡は高森山公園として整備されており、標高 106m の頂からは仙台市街地のほか、遠く太平洋を望むこともできる。ソメイヨシノやヒガンザクラなど 460 本あまりのサクラが美しく咲き競う春、鬱蒼とした緑に包まれる夏、紅葉が映える秋、雪景色の市街地を望むことができる冬など、高森山公園は、四季折々の美しさをみることのできる場所である。

出典：「杜の都・仙台 わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市)



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 主要眺望地点

出典：「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)

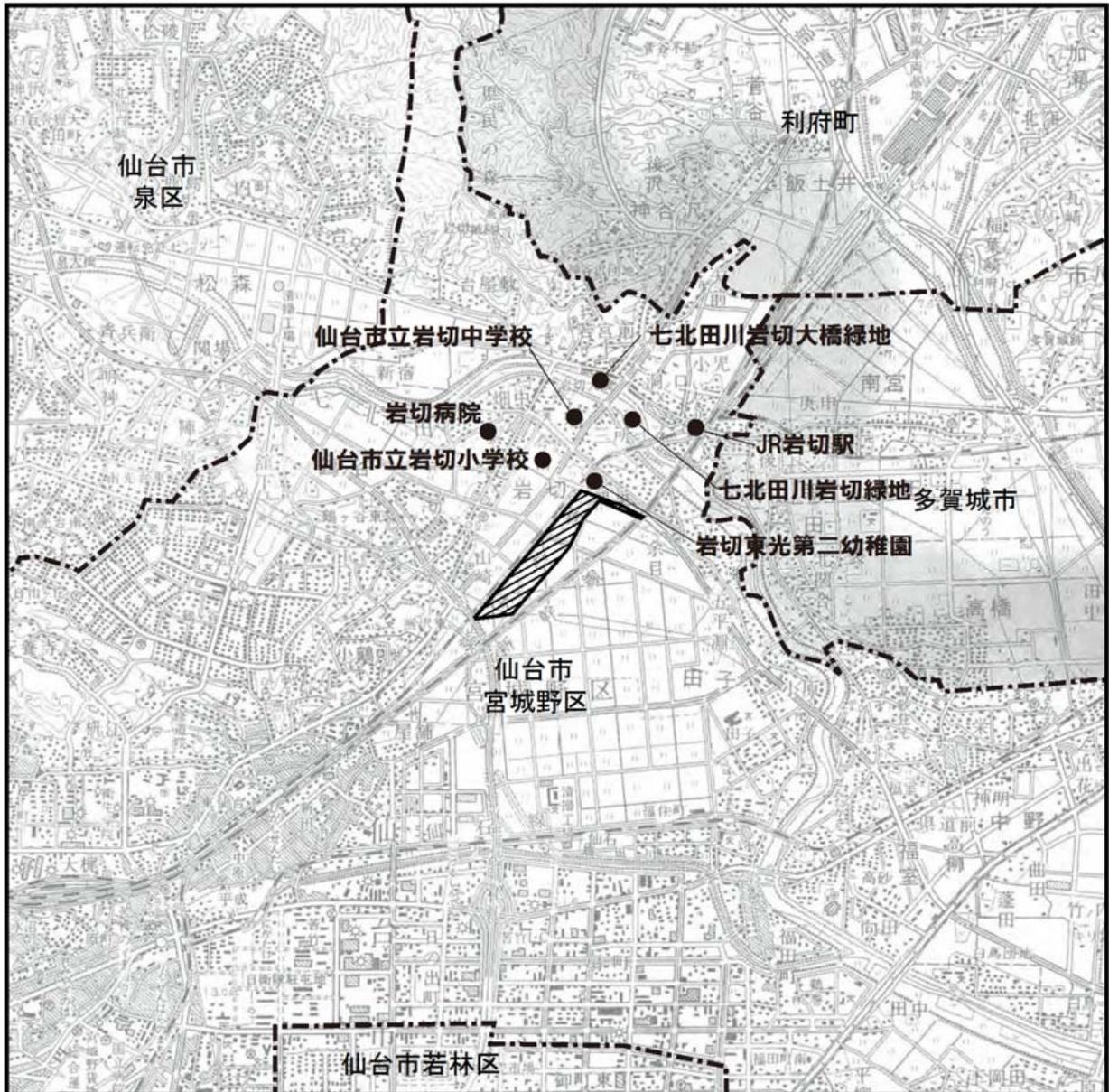
図 3-14 主要眺望地点



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

ウ. 計画地の景観の状況

計画地はまとまった田園地域に位置し、図 3-15 に示すとおり、周辺は岩切東光第二幼稚園、仙台市立岩切小学校、仙台市立岩切中学校、岩切病院、七北田川岩切緑地、七北田川岩切大橋緑地、JR 岩切駅などがある。



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 主要施設位置

図 3-15 計画地の景観の状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.7 自然との触れ合いの場

ア. 自然との触れ合いの場の状況

調査地域内における自然公園，県自然環境保全地域，県緑地環境保全地域，風致地区，都市計画公園，都市公園などの法令に基づく指定を受けている区域は表 3-28～表 3-34 及び図 3-16 のとおりである。自然公園，県自然環境保全地域及び植物群落保護林は調査範囲内には存在せず，県緑地環境保全地域が 2 地域，風致地区が 1 地区，都市計画公園が 12 箇所，都市公園が 292 箇所存在する。

表 3-28 自然との触れ合いの場(1/7)

区分	番号	名称	所在地
自然公園※ ¹ (自然公園法)	—	地域概況の調査範囲内には、 指定された地域はない。	—
県自然環境保全地域※ ¹ (自然環境保全法・宮城県 自然環境保全条例)	—	地域概況の調査範囲内には、 指定された地域はない。	—
植物群落保護林※ ²	—	地域概況の調査範囲内には、 指定された地域はない。	—
県緑地環境保全地域※ ^{1,3} (自然環境保全法・宮城県 自然環境保全条例)	1	加瀬沼	塩竈市，多賀城市，利府町
	2	県民の森	仙台市，利府町，富谷町
風致地区※ ³ (都市計画法)	1	安養寺	宮城野区蟹沢，小松島新堤，柞江，原町小田原字前田中， 同字土手前，同字案内，同字安養寺下， 同字柳沢の各一部
都市計画公園※ ^{3,4,5}	1	田子 2 号公園	田子二丁目
	2	仙台港背後地 8 号公園*	福室字県道前
	3	日の出町公園*	日の出町三丁目
	4	高砂一丁目中央公園*	福室字八谷
	5	仙台港背後地 3 号公園	蒲生字耳取
	6	仙台港背後地 6 号公園	中野字田中
	7	仙台港背後地 1 号公園	中野字神妻・出花
	8	高砂中央公園	宮城野区中野字蓬田他
	9	大堤公園*	宮城野区安養寺二丁目地内
	10	与兵衛沼公園*	宮城野区蟹沢地内
	11	あやめ園(中央公園内)	多賀城市市川字立石 66 ほか 30 筆
	12	加瀬沼公園	宮城郡利府町加瀬

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園であり，かつ都市公園であることを示す。

出典：※¹ 自然公園等区域閲覧サービス(更新日：平成 25 年 7 月 11 日 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

※² 東北森林管理局ホームページ(閲覧日：平成 26 年 9 月 1 日)

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/management/hozen/hogorin.html>

※³ 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市)

※⁴ 「多賀城市公園・緑地等管理図(平成 24 年度)」(平成 24 年 6 月 多賀城市)

※⁵ 「宮城県ホームページ」(更新日 平成 25 年 4 月 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/kasenumap-gaiyou.html>

表 3-29 自然との触れ合いの場(2/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	1	鶴が丘一丁目公園	鶴が丘一丁目 5-43 外
	2	鶴が丘四丁目東公園	鶴が丘四丁目 10-8
	3	鶴が丘四丁目北公園	鶴が丘四丁目 24-3
	4	南光台南一丁目公園	南光台南一丁目 1-349
	5	南光台南二丁目公園	南光台南二丁目 1-350 外
	6	南光台南二丁目北公園	南光台南二丁目 10-966
	7	南光台東一丁目南公園	南光台東一丁目 35-453
	8	南光台東一丁目北公園	南光台東一丁目 35-452
	9	歩坂町公園	歩坂町 76-285
	10	原田南公園	市名坂字原田 70-7
	11	鶴が丘二丁目西公園	鶴が丘二丁目 19-19 外
	12	南光台南三丁目南公園	南光台南三丁目 10-870
	13	しらとり公園	松森字明神 22-86
	14	南光台七丁目公園	南光台七丁目 1-230
	15	鶴が丘一丁目東公園	鶴が丘一丁目 23-16
	16	天神沢北公園	天神沢一丁目 4-204
	17	前田公園	松森字前田 58-23 外
	18	前田北公園	松森字前田 45-12
	19	斎兵衛公園	松森字斎兵衛 62 外
	20	明神南公園	松森字明神 32-17
	21	八沢公園	松森字八沢 26-8 外
	22	天神沢公園	天神沢一丁目 19-82 外
	23	南光台七丁目北公園	南光台七丁目 1-108
	24	南光台東一丁目北公園	南光台東一丁目 1-229
	25	原田公園	市名坂字原田 17-3
	26	市名坂野蔵公園	市名坂字野蔵 101-37
	27	南光台東二丁目南公園	南光台東二丁目 5-209
	28	南光台七丁目南公園	南光台七丁目 1-228
	29	南光台南三丁目公園	南光台南三丁目 35-454
	30	鶴が丘一丁目公園	鶴が丘一丁目 54-14 外
	31	松木沢公園	松森字松木沢 96-13
	32	鶴が丘二丁目南公園	鶴が丘二丁目 13-2
	33	長岫公園	南光台東三丁目 10
	34	南光台東二丁目公園	南光台東二丁目 43
	35	松陵一丁目南公園	松陵一丁目 3-2
	36	松陵一丁目北公園	松陵一丁目 27-5
	37	百合ヶ丘中央公園	松森字歩坂 72-379 外
	38	百合ヶ丘南公園	松森字歩坂 72-367
	39	百合ヶ丘北公園	松森字歩坂 72-108 外
	40	斎兵衛東公園	松森字斎兵衛 58-46 外
	41	陣ヶ原東公園	松森字陣ヶ原 11-10
	42	八乙女四丁目公園	八乙女四丁目 9-1
	43	南光台東二丁目東公園	南光台東二丁目 27-127
	44	明神東公園	松森字明神 26-7
	45	野蔵南公園	市名坂字野蔵 25-12 外
	46	歩坂町北公園	歩坂町 1-41
	47	松陵一丁目公園	松陵一丁目 10-6
	48	松森陣ヶ森公園	松森字陣ヶ原 31-43
	49	松森前ヶ沢公園	松森字明神 41-53 外
	50	松森明神公園	松森字明神 35-9

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。
 出典:「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市)

表 3-30 自然との触れ合いの場(3/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	51	松森明神北公園	松森字明神 43-31
	52	松木沢北公園	松森字松木沢 9-4 外
	53	市名坂御釜田公園	市名坂字御釜田 142-1
	54	松森台公園	松森字台 90-9
	55	松森前ヶ沢東公園	松森字明神 39-12
	56	天神沢南公園	天神沢一丁目 4-239
	57	原田北公園	市名坂字原田 200
	58	松森後田公園	松森字後田 19-12
	59	陣ヶ原南公園	松森字陣ヶ原 23-33
	60	松森後田東公園	松森字後田 36-7 外
	61	陣ヶ原中央公園	松森字陣ヶ原 29-11 外
	62	陣ヶ原西公園	松森字陣ヶ原 55-6
	63	明神公園	松森字明神 30-23
	64	南光台二丁目北公園	南光台二丁目 68-584
	65	天神沢西公園	天神沢一丁目 8-128
	66	明神中公園	松森字明神 27-16
	67	市名坂榑町公園	市名坂字榑町 168-外
	68	新田八沢公園	松森字新田 209
	69	東鹿島公園	松森字館 235
	70	鹿島西公園	松森字鹿島 10-12
	71	燕沢公園	燕沢一丁目 64-28 外
	72	案内公園	東仙台五丁目 7-30 外
	73	西田公園	新田三丁目 261-1 外
	74	福室公園	福室五丁目 601-70
	75	清水沼公園	清水沼一丁目 17-1
	76	山崎東公園	岩切一丁目 61-2 外
	77	屋舗公園	新田三丁目 49-2 外
	78	鶴ヶ谷七丁目南公園	鶴ヶ谷七丁目 8
	79	鶴ヶ谷八丁目公園	鶴ヶ谷八丁目 6
	80	萩野町公園	萩野町三丁目 10
	81	鶴ヶ谷一丁目東公園	鶴ヶ谷一丁目 10
	82	鶴ヶ谷一丁目西公園	鶴ヶ谷一丁目 34
	83	鶴ヶ谷二丁目公園	鶴ヶ谷二丁目 3
	84	鶴ヶ谷三丁目公園	鶴ヶ谷三丁目 10
	85	鶴ヶ谷四丁目西公園	鶴ヶ谷四丁目 12
	86	鶴ヶ谷五丁目公園	鶴ヶ谷五丁目 16
	87	鶴ヶ谷六丁目公園	鶴ヶ谷六丁目 10
	88	鶴ヶ谷七丁目北公園	鶴ヶ谷七丁目 29
	89	安養寺下東公園	東仙台七丁目 7-133
	90	新田公園	館町二丁目 12
	91	福住町公園	福住町 9-2
	92	安養寺下西公園	東仙台七丁目 7-183
	93	町浦公園	福田町二丁目 365
	94	小鶴公園	館町一丁目 25
	95	川北公園	新田五丁目 9
	96	沢北公園	燕沢三丁目 56-32
	97	菖蒲沢東公園	岩切二丁目 3-41
	98	青津目公園	岩切字青津目 108-4
	99	鴻巣1号公園	岩切字鴻巣 33-4
	100	耳取西公園	白鳥二丁目 48-19

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 25 年 4 月 仙台市）

表 3-31 自然との触れ合いの場(4/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	101	佐野原公園	鶴ヶ谷東四丁目 6-46
	102	耳取公園	白鳥二丁目 528
	103	畑中公園	岩切字畑中 11-4
	104	鴻巣 2 号公園	岩切字鴻巣 176-9
	105	高砂駅西公園	福室字高砂駅西 7-8 外
	106	山崎西公園	鶴ヶ谷東二丁目 183-13 外
	107	若宮前公園	岩切字若宮前 11-37
	108	吉ヶ沢東公園	燕沢東二丁目 62-31
	109	福室寺前公園	福室字寺前 36-9
	110	羽黒前公園	岩切字羽黒前 81 外
	111	栄公園	栄四丁目 4-1
	112	東河原公園	岩切字東河原 330
	113	安養寺一丁目公園	安養寺一丁目 5-286
	114	三所北公園	岩切字三所北 35-13
	115	高砂公園	福室字高砂 46-17 外
	116	安養寺一丁目 2 号公園	安養寺一丁目 58-16
	117	福田町四丁目公園	福田町四丁目 5-1
	118	福室要谷公園	福室字要谷 28-4 外
	119	清水沼二丁目公園	清水沼二丁目 210-11
	120	耳取 2 号公園	白鳥二丁目 96-11
	121	海道下公園	東仙台三丁目 120-6 外
	122	原町六丁目公園	原町六丁目 70-20
	123	若宮前 2 号公園	岩切字若宮前 62-14 外
	124	福在公園	栄二丁目 7-6
	125	宿在家公園	栄三丁目 5-8
	126	栄東公園	栄四丁目 20-5
	127	出花西公園	栄四丁目 10-7
	128	鶴ヶ谷東公園	岩切三丁目 280
	129	福田町砂押公園	福田町二丁目 1224
	130	鶴ヶ谷山沢公園	鶴ヶ谷北一丁目 132-4
	131	蒲生土手前公園	白鳥一丁目 109-1
	132	安養寺二丁目公園	安養寺二丁目 11-316
	133	燕沢東三丁目公園	燕沢東三丁目 345-5 外
	134	鶴ヶ谷南公園	鶴ヶ谷東二丁目 25
	135	岩切小児公園	岩切字小児 23-23 外
	136	蒲生土手前 2 号公園	白鳥一丁目 5-2 外
	137	蒲生蓬田前公園	白鳥一丁目 560-6
	138	鶴ヶ谷六丁目東公園	鶴ヶ谷六丁目 25-11
	139	福室半在家公園	福室三丁目 407-3 外
	140	田子袋河原公園	田子字袋河原 42-47 外
	141	福室要谷 2 号公園	福室四丁目 30-7 外
	142	田中東一番公園	福室字田中東一番 14-8
	143	福室境公園	福室七丁目 1-42
	144	中野北上公園	中野字北上 44-3
	145	鶴ヶ谷菖蒲沢公園	鶴ヶ谷東三丁目 32-4
	146	大久保山公園	鶴ヶ谷北二丁目 31-2
	147	田中前二番公園	福室字田中前二番 1-12
	148	田子鳥井公園	田子字鳥井 74-10 外
	149	岩切水分公園	岩切字水分 64-36
	150	田子小原公園	田子三丁目 111-4

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 25 年 4 月 仙台市）

表 3-32 自然との触れ合いの場 (5/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	151	三所北 2 号公園	岩切字三所北 42-18
	152	燕沢三丁目公園	燕沢三丁目 66-75
	153	三所北 3 号公園	岩切字三所北 28-11
	154	鶴ヶ谷菖蒲沢 2 号公園	鶴ヶ谷東四丁目 315-17
	155	鶴巻一丁目東公園	鶴巻一丁目 1006-1
	156	鶴巻一丁目西公園	鶴巻一丁目 1010-1
	157	田子要害東公園	田子一丁目 252-1
	158	上田子 2 号公園	田子三丁目 507
	159	岩切観音前公園	岩切観音前 49-22
	160	燕沢三丁目 2 号公園	燕沢三丁目 56-88
	161	田子鳥井 2 号公園	田子字鳥井 1-34
	162	山崎西 2 号公園	岩切二丁目 36-9 外
	163	栄一丁目公園	栄一丁目 85-3
	164	鴻巣 3 号公園	岩切字堰下 40-17
	165	幸町 4 号公園	幸町二丁目 326-4
	166	仙石南公園	小鶴字仙石 89-16
	167	原町四丁目公園	原町四丁目 146-9
	168	東仙台六丁目公園	東仙台六丁目 158-27
	169	仙石西公園	小鶴字仙石 587-22 外
	170	福室上町南公園	福室上町 9-2
171	出花一丁目公園	出花一丁目 12-4	
172	出花二丁目公園	出花二丁目 7-9	
173	東仙台三丁目公園	東仙台三丁目 232-5	
174	平成一丁目南公園	平成一丁目 243-8	
175	蒲生土手前 3 号公園	白鳥一丁目 15-6	
176	中野向田公園	中野字向田 177-1 外	
177	燕沢二丁目公園	燕沢二丁目 6-27	
178	港南東公園	蒲生字南城道田 5-4 外	
179	栄五丁目公園	栄五丁目 15	
180	小鶴一丁目北公園	小鶴一丁目 203-15 外	
181	港南西公園	蒲生字南屋ヶ城 1-27 外	
182	燕沢東二丁目公園	燕沢東二丁目 66-3	
183	高砂一丁目西公園	高砂一丁目 18-8	
184	白鳥一丁目公園	白鳥一丁目 265-3 外	
185	田子要害西公園	田子字要害 254-9	
186	平成一丁目公園	平成一丁目 581-89	
187	鴻巣 4 号公園	岩切字鴻巣南 82-48	
188	鶴ヶ谷館下公園	鶴ヶ谷館下 34-11	
189	安養寺一丁目南公園	安養寺一丁目 78-19	
190	安養寺三丁目公園	安養寺三丁目 20-32	
191	安養寺上町公園	安養寺一丁目 18-44	
192	鶴ヶ谷東四丁目公園	鶴ヶ谷東四丁目 307	
193	福室上町北公園	福室六丁目 29-1	
194	幸町三丁目公園	幸町三丁目 505-24	
195	田子二丁目公園	田子二丁目 40-1	
196	田子二丁目北公園	田子二丁目 6-4	
197	鶴ヶ谷東三丁目公園	鶴ヶ谷東三丁目 405-24	
198	福室上町東公園	福室五丁目 220-1 外	
199	鶴ヶ谷東二丁目公園	鶴ヶ谷東二丁目 59	
200	田子一丁目南公園	田子一丁目 1001-26	

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 25 年 4 月 仙台市）

表 3-33 自然との触れ合いの場(6/7)

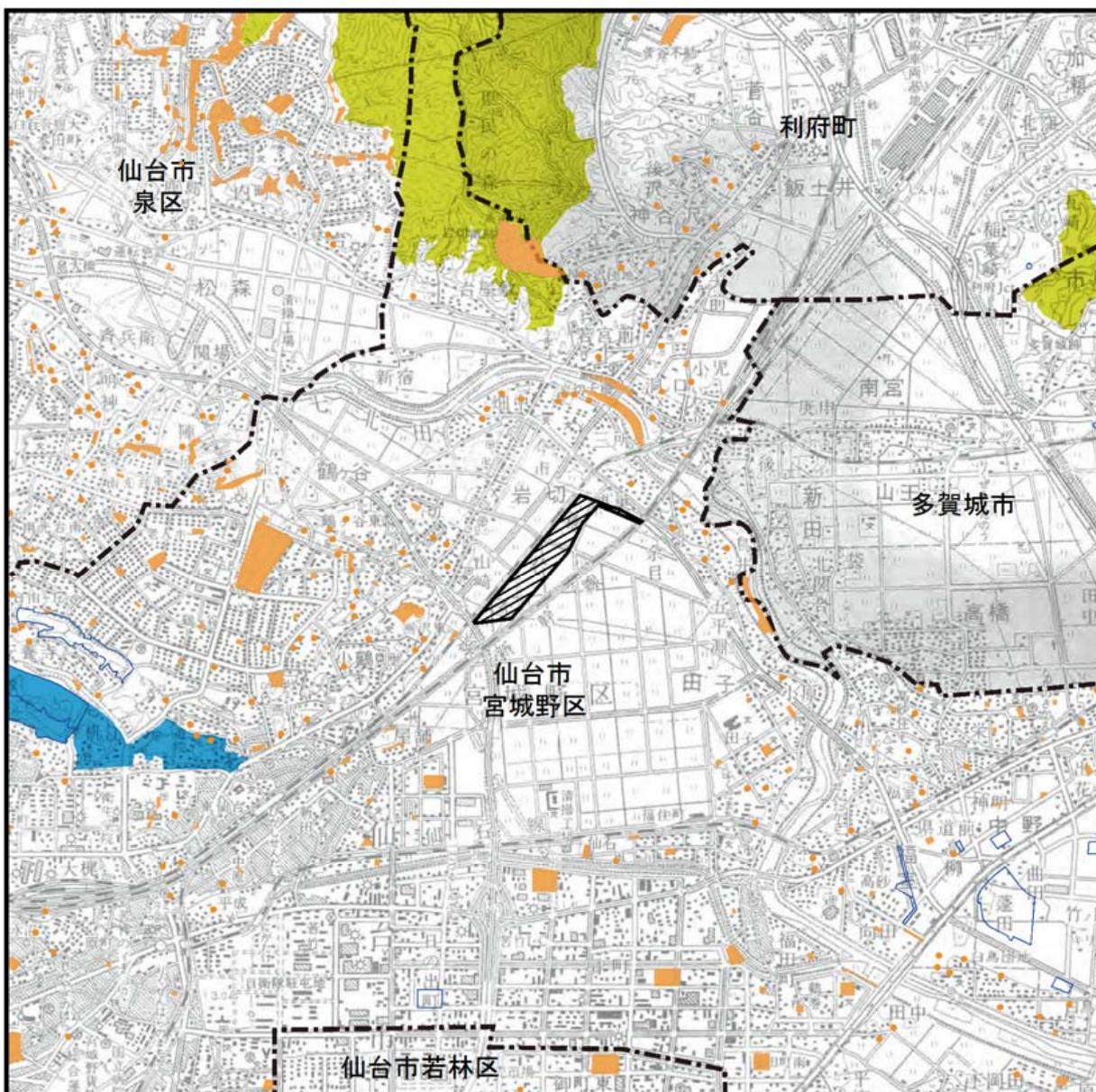
区分	番号	名称	所在地
都市公園	201	燕沢東一丁目きただ公園	燕沢東一丁目 475
	202	畑中 2 号公園	岩切字畑中 27-19
	203	原町カッコウ公園	原町二丁目 37-2 外
	204	鶴ヶ谷東二丁目東公園	鶴ヶ谷東二丁目 4-110
	205	清水沼三丁目公園	清水沼三丁目 223-9
	206	余目公園	岩切字余目 11-15
	207	仙石北公園	仙石 117-18
	208	福室四丁目公園	福室四丁目 90-3
	209	高砂二丁目向田公園	高砂二丁目 8-3
	210	燕沢東一丁目公園	燕沢一丁目 391
	211	畑中東公園	岩切字畑中 49-37
	212	観音前西公園	岩切字観音前 58-1 外
	213	鶴ヶ谷東一丁目公園	鶴ヶ谷東一丁目 13-30
	214	三所北 4 号公園	岩切字三所北 38-6
	215	岩切 1 号公園	岩切字青津目 163
	216	平成二丁目東公園	平成二丁目 17-3
	217	福室二丁目公園	福室二丁目 34-20
	218	岩切昭和北公園	岩切字昭和北 5-3 外
	219	安養寺二丁目東公園	安養寺二丁目 75-29
	220	出花西 2 号公園	中野字出花西 90-13
	221	二の森公園	二の森 28-1
	222	苗代沢公園	燕沢一丁目 107-9
	223	田子一丁目北公園	田子一丁目 490-17 外
	224	燕沢二丁目北公園	燕沢二丁目 9-358
	225	新田東五丁目北公園	新田東五丁目 5-18
	226	新田東五丁目南公園	新田東五丁目 12-13
	227	新田東二丁目公園	新田東二丁目 2-16
	228	仙台港背後地 7 号公園	中野字神明 175-4 の一部外
	229	仙台港背後地 9 号公園	福室字県道前 58 の一部外
	230	五輪一丁目公園	宮城野二丁目 20-8
	231	小鶴二丁目公園	小鶴二丁目 59-3 外
	232	岩切駅南公園	岩切字東河原 360
	233	鶴ヶ谷東四丁目 2 号公園	鶴ヶ谷東四丁目 10-7
	234	仙台港背後地 8 号公園	福室字県道前 95 の一部外
	235	宮の杜みなみのたに公園	東仙台四丁目 101-23
	236	宮の杜なかのさと公園	東仙台四丁目 101-57
	237	宮の杜ひがしのもり公園	東仙台四丁目 101-106
	238	宮の杜きたのおか公園	東仙台四丁目 101-119
	239	鶴ヶ谷東一丁目 2 号公園	鶴ヶ谷東一丁目 16-90 外
	240	岩切 2 号公園	岩切字洞ノ口 241
	241	新田二丁目公園	新田二丁目 301-8
	242	東仙台六丁目公園	東仙台六丁目 104-15
	243	卸町東一丁目公園	卸町東一丁目 1005-3
	244	鶴が丘公園	鶴が丘三丁目 17-21
	245	松陵公園	松陵二丁目 4
	246	扇町一丁目公園	扇町一丁目公園 4
	247	日の出町公園	日の出三丁目 6
	248	鶴ヶ谷四丁目東公園	鶴ヶ谷四丁目 22
	249	扇町四丁目公園	扇町四丁目 9-1
	250	扇町六丁目公園	扇町六丁目 5-1

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 25 年 4 月 仙台市）

表 3-34 自然との触れ合いの場(7/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	251	福田町南一丁目公園	福田町南一丁目 1007
	252	高砂一丁目公園	高砂一丁目 23-1
	253	燕沢中央公園	燕沢東三丁目 301-1 外
	254	新田東中央公園	新田東一丁目 11-1
	255	卸町東二丁目公園	卸町東二丁目 4-1
	256	鶴ヶ谷中央公園	鶴ヶ谷六丁目 1-2 外
	257	七北田川岩切大橋緑地	岩切字東河原 1-1 外
	258	七北田川田子緑地	田子字五平瀬 1-1 外
	259	七北田川岩切緑地	岩切字土手外東 8-1 外
	260	七北田川鶴巻緑地	鶴巻一丁目 1023
	261	榴岡公園	五輪一丁目 301-3 外
	262	高森山公園	岩切字入山 83-1 外
	263	大堤公園	安養寺二丁目地内
	264	与兵衛沼公園	蟹沢 20-1 外
	265	鶴ヶ城公園	松森字内町 31 外
	266	南光台東一丁目緑地	南光台東一丁目 33-2 外
	267	鶴が丘二丁目緑地	鶴が丘二丁目 25-1 外
	268	松森前ヶ沢緑地	松森字前ヶ沢 2-48 外
	269	松陵緑地	松陵一丁目 32-1 外
	270	鶴が丘緑地	鶴が丘一丁目 5-48 外
	271	大久保山緑地	鶴ヶ谷北一丁目 7-76 外
	272	燕沢二丁目緑地	燕沢二丁目 16
	273	高砂二丁目緑地	高砂二丁目 26-2
	274	銀杏町緑地	銀杏町 723
	275	鶴ヶ谷東二丁目緑地	鶴ヶ谷東二丁目 57 外
	276	高砂緑地	高砂一丁目 23-132 外
	277	山苗代公園	菅谷台一丁目 32
	278	丸太の公園	菅谷台二丁目 16-1
	279	ちびっこ広場 4	菅谷字赤坂 36-11
280	ちびっこ広場 6	神谷沢字後沢 2-46	
281	ちびっこ広場 7	神谷沢字金沢 72-156	
282	ちびっこ広場 11	菅谷字西天神 102 ほか	
283	ちびっこ広場 15	菅谷字西天神 1-1	
284	ちびっこ広場 19	菅谷字西天神 138	
285	ちびっこ広場 20	菅谷字赤萱 41-71 ほか	
286	ちびっこ広場 22	神谷沢字金沢 11-12 ほか	
287	ちびっこ広場 27	神谷沢字化粧坂 55-1 ほか	
288	ちびっこ広場 28	神谷沢字塚本 58-1 ほか	
289	南沢	神谷沢字南沢 36-2	
290	金沢	神谷沢字金沢 12-34	
291	化粧坂	神谷沢字化粧坂 10-7	
292	菅谷	菅谷字産野原 58-7	

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 25 年 4 月 仙台市）
「利府町都市公園・児童遊園一覧表」（閲覧日：平成 26 年 11 月 24 日）
<http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1205220151193/index.html>



凡 例

- | | | | |
|---|-------------|---|----------|
|  | : 計画地 |  | : 都市計画公園 |
|  | : 市町・区境界線 |  | : 都市公園 |
|  | : 県緑地環境保全地域 | | |
|  | : 風致地区 | | |

- 出典：1.「自然公園等区域閲覧サービス」(更新日:平成25年7月11日 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>
 2.「仙台市公園・緑地等配置図」(平成25年4月 仙台市)
 3.「多賀城市公園・緑地等管理図(平成24年度)」(平成24年6月 多賀城市)
 4.「宮城県ホームページ」(更新日 平成25年4月 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/kasenumap-gaiyou.html>
 5.「利府町都市公園・児童遊園一覧表」(閲覧日:平成26年11月24日)
<http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1205220151193/index.html>

図 3-16 自然との触れ合いの場の分布



S=1:50,000
 0 500 1000 2000m

また、「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)及び「多賀城市観光協力サイト 日本三大史跡、歌枕(家持・西行・芭蕉)の地を巡る～いにしえの人々が行き交うまち多賀城～」(多賀城市観光協会 HP: <http://www.tagakan.jp/>)及び「観光協会おすすめ 十符の里散策コース」(利府町観光協会 HP: <http://www.rifukankoukyoukai.com/sansaku.html>)によると、主要な自然との触れ合いの場としては、表 3-35 及び図 3-17 に示すとおりであり、苦竹のイチョウ、与兵衛沼・大堤公園周辺等、12箇所があげられる。

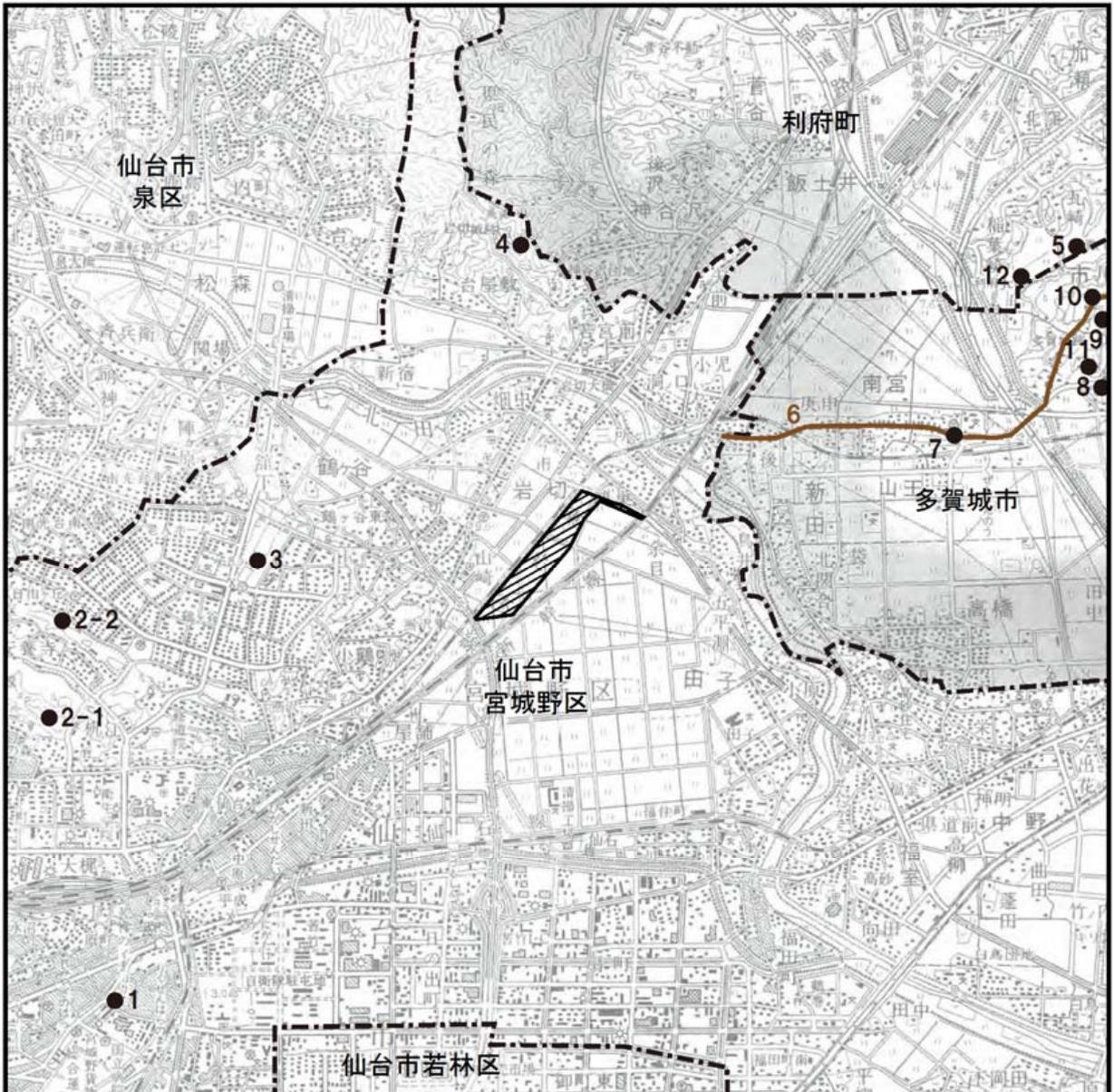
表 3-35 自然との触れ合いの場(文献資料)

No.	名 称	所 在 地
1	苦竹のイチョウ	仙台市宮城野区銀杏町
2	与兵衛沼(2-1)・大堤公園周辺(2-2)	仙台市宮城野区蟹沢, 安養寺付近
3	鶴ヶ谷中央公園周辺	仙台市宮城野区鶴ヶ谷六丁目
4	高森山公園	仙台市宮城野区岩切字入山
5	加瀬沼	—
6	塩釜街道	多賀城市市川・南宮
7	山王・南宮板倉	多賀城市山王・南宮
8	あやめ園	多賀城市市川川田屋場
9	多賀城市桜	多賀城市市川
10	六月坂桜	多賀城市市川
11	多賀城跡 多賀城南門政庁間道路(通称:ハギ大路)	多賀城市市川
12	加瀬沼公園	—

出典:「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)
「多賀城市観光協力サイト 日本三大史跡、歌枕(家持・西行・芭蕉)の地を巡る
～いにしえの人々が行き交うまち多賀城～」(多賀城市観光協会 HP: <http://www.tagakan.jp/>)
「観光協会おすすめ 十符の里散策コース」
(利府町観光協会 HP: <http://www.rifukankoukyoukai.com/sansaku.html>)

イ. その他事業の立地上配慮を要する自然との触れ合いの場

七北田川では、宮城県が「地方特定河川等環境整備事業(水辺の楽校プロジェクト)」として、仙台市の田子、岩切地区や多賀城市の新田地区で、レクリエーション空間、緑地、公園、運動施設の整備などを行っている。



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 自然との触れ合いの場

出典：「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)
「多賀城市観光協力サイト 日本三大史跡、歌枕(家持・西行・芭蕉)の地を巡る
～いにしえの人々が行き交うまち多賀城～」(多賀城市観光協会HP:<http://www.tagakan.jp/>)
「観光協会おすすめ 十符の里散策コース」
(利府町観光協会HP:<http://www.rifukankoukyoukai.com/sansaku.html>)

図 3-17 自然との触れ合いの場の分布
(法令に基づく指定を受けていない地区)



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

3.8 文化財

調査範囲における指定文化財等の分布状況は、表 3-36～表 3-39 及び図 3-18 に示すとおりである。

調査範囲には、文化財として国指定の、有形文化財(古文書)の「多賀城碑」、特別史跡の「多賀城跡附寺後」、史跡の「岩切城跡」、天然記念物の「苦竹のイチョウ」がある。

利府町では、利府町生涯学習課に聞き取りした結果、指定文化財はなかった(聞き取り日:平成 26 年 11 月 20 日)。

なお、計画地内には指定文化財・登録文化財は存在しない。

表 3-36 指定文化財の状況(国指定文化財)(1/4)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(古文書)				
1	多賀城碑	—	多賀城市市川字田屋場	平成 10 年 6 月 30 日
特別史跡				
2	(多賀城跡附寺跡のうち) 多賀城跡	—	多賀城市市川字城前	史跡指定: 大正 11 年 10 月 12 日 特別史跡指定: 昭和 41 年 4 月 11 日
3	(多賀城跡附寺跡のうち) 山王遺跡千刈田地区	—	多賀城市山王字千刈田	最終追加指定: 平成 5 年 9 月 22 日
史跡				
4	岩切城跡	—	仙台市宮城野区岩切字入山ほか	昭和 57 年 8 月 23 日
天然記念物				
5	苦竹のイチョウ	—	仙台市宮城野区銀杏町	大正 15 年 10 月 20 日

出典:「仙台市の指定・登録文化財」(仙台市教育局文化財課)
 HP:<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/database/>
 「多賀城市の文化財」
 HP:<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/monosiri/bunkazai/index.html>

表 3-37 指定文化財の状況(市指定文化財 仙台市)(2/4)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(建造物)				
6	善応寺開山堂	1 棟	仙台市宮城野区燕沢 2 丁目 3-1	昭和 43 年 2 月 15 日
有形文化財(歴史資料)				
7	原町苦竹の道知るべ石	1 基	仙台市宮城野区原町 3 丁目	昭和 52 年 3 月
史跡				
8	善応寺横穴古墳群	—	仙台市宮城野区燕沢 2 丁目	昭和 43 年 2 月 15 日
9	松森焔硝蔵跡	—	仙台市泉区南光台東 2 丁目 35	昭和 62 年 5 月

出典:「仙台市の指定・登録文化財」(仙台市教育局文化財課)
 HP:<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/database/>

表 3-38 指定文化財の状況(市指定文化財 多賀城市) (3/4)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
史跡				
10	南安楽寺古碑群	一	多賀城市新田字南安楽寺 48 付近	昭和 48 年 12 月 18 日
11	伏石	1 基	多賀城市市川字坂下 71	昭和 48 年 12 月 18 日

出典：「多賀城市の文化財」

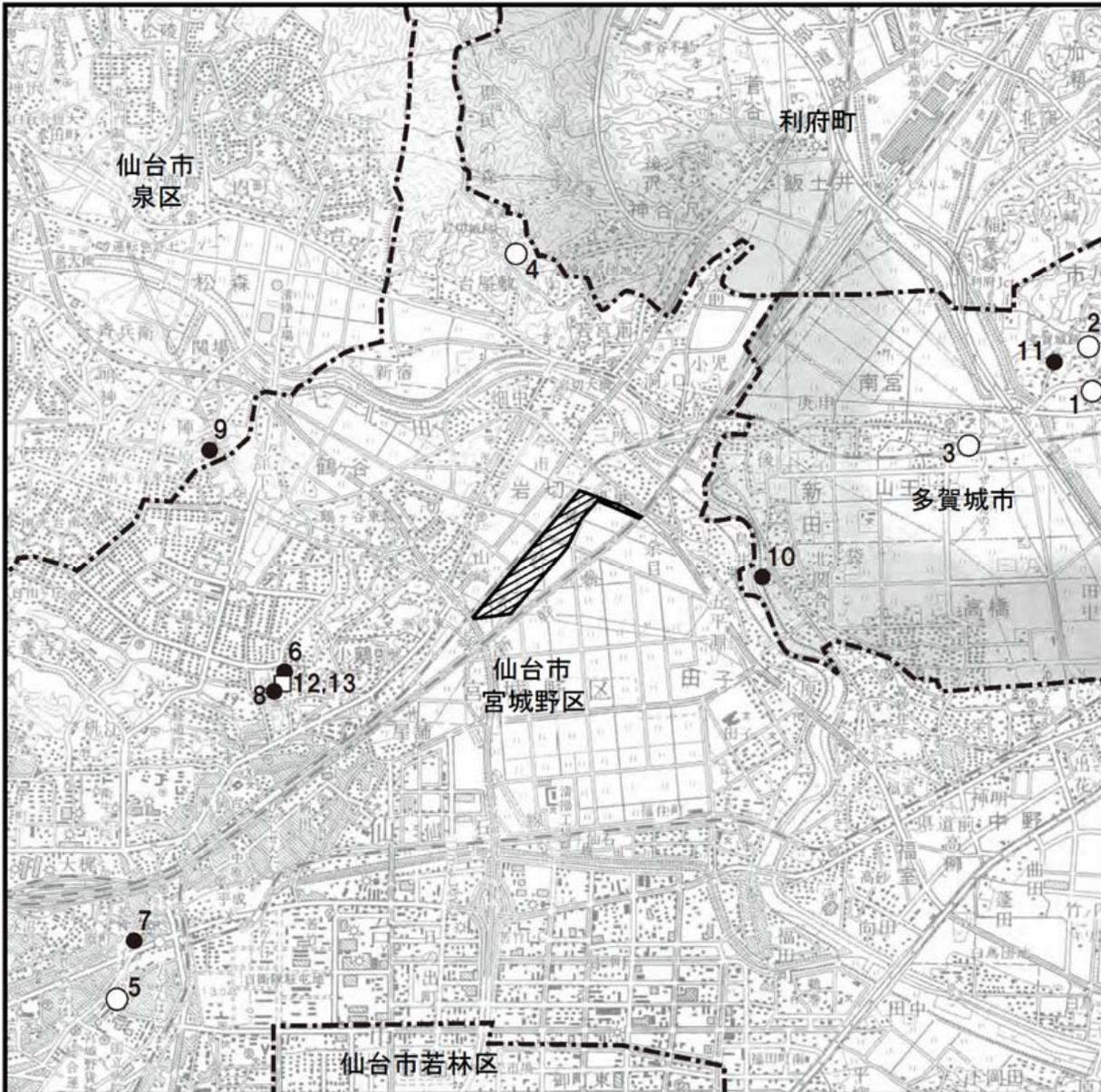
HP:<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/monosiri/bunkazai/index.html>

表 3-39 登録文化財の状況(市登録文化財 仙台市) (4/4)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(彫刻)				
12	十一面観音菩薩立像	1 軀	仙台市宮城野区燕沢 2 丁目 3-1	平成 9 年 3 月 25 日
13	毘沙門天立像	1 軀	仙台市宮城野区燕沢 2 丁目 3-1	平成 9 年 3 月 25 日

出典：「仙台市の指定・登録文化財」(仙台市教育局文化財課)

HP:<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/database/>



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 国指定文化財(1~5)
-  : 市指定文化財(6~11)
-  : 市登録文化財(12~13)

出典:「仙台市の指定・登録文化財」(仙台市教育局文化財課) HP:<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/database/>
「多賀城市の文化財」HP:<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/monosiri/bunkazai/index.html>
「利府町生涯学習課聞き取り結果」(聞き取り日:平成26年11月20日)

図 3-18 文化財の分布状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.9 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表 3-40、表 3-41 及び図 3-19 に示すとおりである。

なお、計画地内には埋蔵文化財は存在しない。

表 3-40 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況

No.	名称	所在地
仙台市泉区		
1	長岫遺跡	南光台東二丁目
仙台市宮城野区		
2	安養寺下窯跡	東仙台六丁目
3	安養寺中囲窯跡	安養寺三丁目
4	安養寺配水場前窯跡	安養寺三丁目
5	今市遺跡	岩切字三所北
6	岩切畑中遺跡	岩切字稲荷西
7	鴻ノ巣遺跡	岩切字鴻ノ巣
8	神明社窯跡 A 地区	枹江
9	神明社窯跡	枹江
10	大蓮寺窯跡	東仙台六丁目
11	燕沢遺跡	燕沢東 3 丁目ほか
12	鶴巻遺跡	福室字鶴巻
13	東光寺遺跡	岩切字入山・台屋敷
14	洞ノ口遺跡	岩切字洞ノ口・青津目
15	枹江遺跡	枹江
16	与兵衛沼窯跡	小松島新堤ほか
17	岩切城跡	宮城野区岩切字入山ほか
多賀城市		
18	新田遺跡	新田・山王・南宮
19	安楽寺遺跡	新田字上・南安楽寺
20	山王遺跡	山王・南宮・市川
21	特別史跡 山王遺跡	山王字千刈田
22	内館跡	南宮
23	山地田館跡	山王
24	大日北遺跡	高橋字大日北
25	市川橋遺跡	市川・浮島・高崎
26	特別史跡多賀城跡	市川・浮島
27	大日南遺跡	高橋 4 丁目

出典：「仙台市の遺跡」(平成 26 年 9 月閲覧 仙台市文化財課)

<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>

「多賀城市の遺跡」(更新日 平成 21 年 4 月 1 日 多賀城市教育委員会教育部文化財課)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/monosiri/bunkazai/iseki/>

表 3-41 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況(2/2)

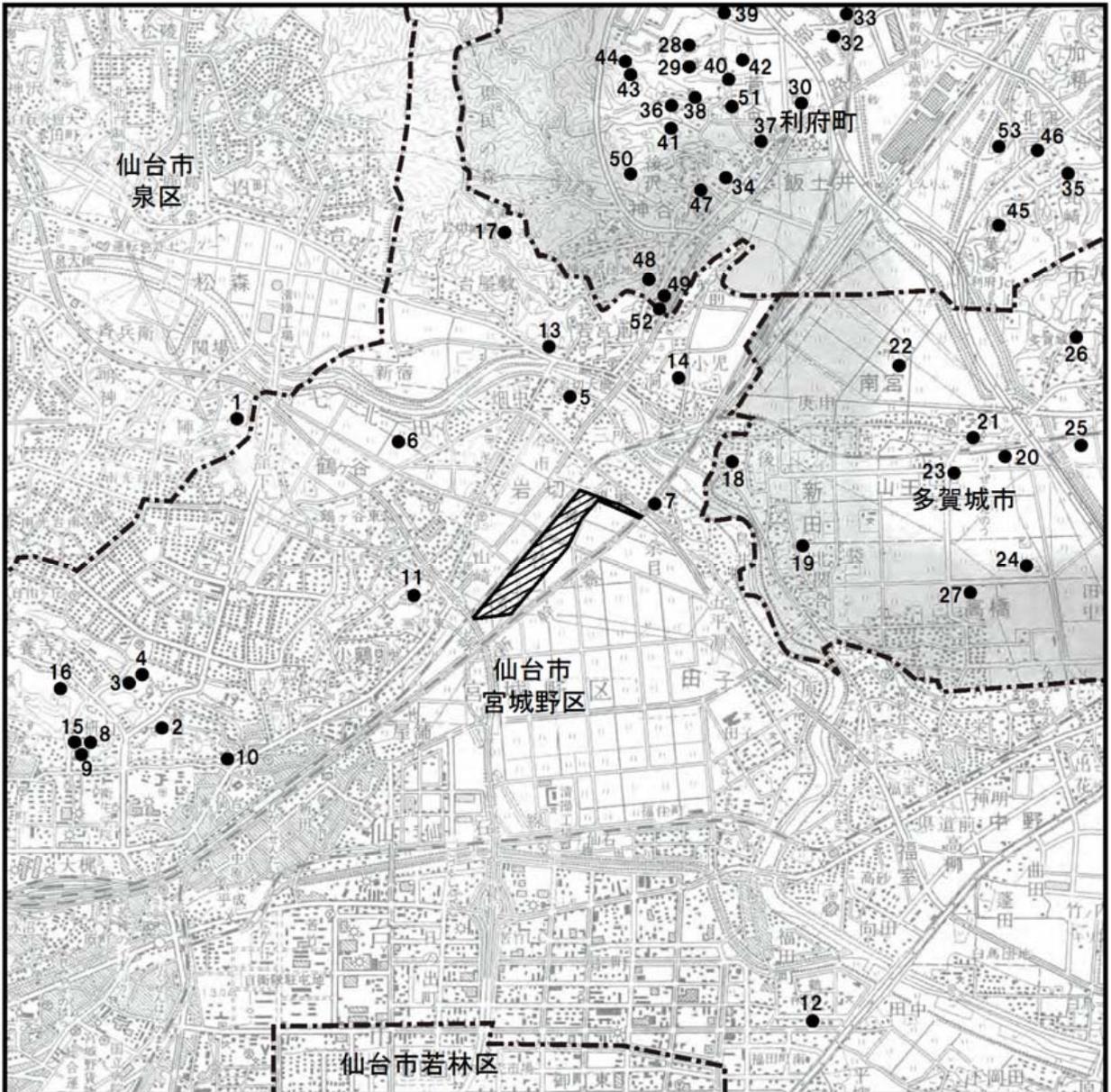
No.	名称	所在地
利府町		
28	菅谷薬師神社横穴墓	菅谷字山苗代・字廻字南熊野前
29	菅谷横穴墓群	菅谷字滝ノ沢・字山苗代・字廻
30	伊豆佐比売神社	菅谷字長者
31	法印塚古墳	菅谷字新山苗代
32	八幡崎 A 遺跡	沢乙字高嶋前
33	八幡崎 B 遺跡	利府字八幡崎
34	西天神遺跡	菅谷字西天神
35	窪遺跡	加瀬字東ヶ窪
36	穴ヶ沢遺跡	菅谷字穴ヶ沢
37	産野原遺跡	菅谷字産野原
38	穴薬師磨崖仏南馬場崎横穴墓群	菅谷字馬場崎
39	山苗代遺跡	菅谷字山苗代
40	馬場崎遺跡	菅谷字馬場崎
41	笠菅沢遺跡	菅谷字笠菅沢
42	北熊野前遺跡	菅谷字北熊野前
43	東天神遺跡	菅谷字廻
44	菅谷館跡	菅谷字廻
45	加瀬遺跡群	加瀬字松崎・字稲葉崎・字台城
46	天形遺跡	加瀬字天形
47	塚元古墳	菅谷字塚元・赤坂
48	羽黒前遺跡	神谷沢字金沢
49	館ノ内遺跡	神谷沢字館ノ内
50	北沢横穴墓群	神谷沢字北沢
51	馬場崎 B 遺跡	菅谷字馬場崎
52	化粧坂城跡	—
53	北窪遺跡	—

出典：「埋蔵文化財包蔵地一覧表」（閲覧日：平成 26 年 11 月 24 日 利府町生涯学習課）

<http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1332117906243/html/common/other/50750574016.pdf>

「【遺跡地図】全体（利府分）」（閲覧日：平成 26 年 11 月 24 日 利府町生涯学習課）

<http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1332117906243/html/common/other/50750574018.pdf>



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
- : 埋蔵文化財包蔵地(1~53)

出典：「仙台市の遺跡」(平成26年9月閲覧 仙台市文化財課)
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>
 「多賀城市の遺跡」(更新日 平成21年4月1日 多賀城市教育委員会教育部文化財課)
<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/monosiri/bunkazai/iseki/>
 「埋蔵文化財包蔵地一覧表」(閲覧日:平成26年11月24日 利府町生涯学習課)
<http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1332117906243/html/common/other/50750574016.pdf>
 「【遺跡地図】全体(利府分)」(閲覧日:平成26年11月24日 利府町生涯学習課)
<http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1332117906243/html/common/other/50750574018.pdf>

図 3-19 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況



S=1:50,000
 0 500 1000 2000m

3.10 その他の指定状況

(1) 用途地域の指定状況

調査範囲における都市計画区域の状況は図 3-20 に示すとおりである。
計画地は、市街化調整区域に指定されている。

(2) 騒音に係る環境基準の類型指定区分

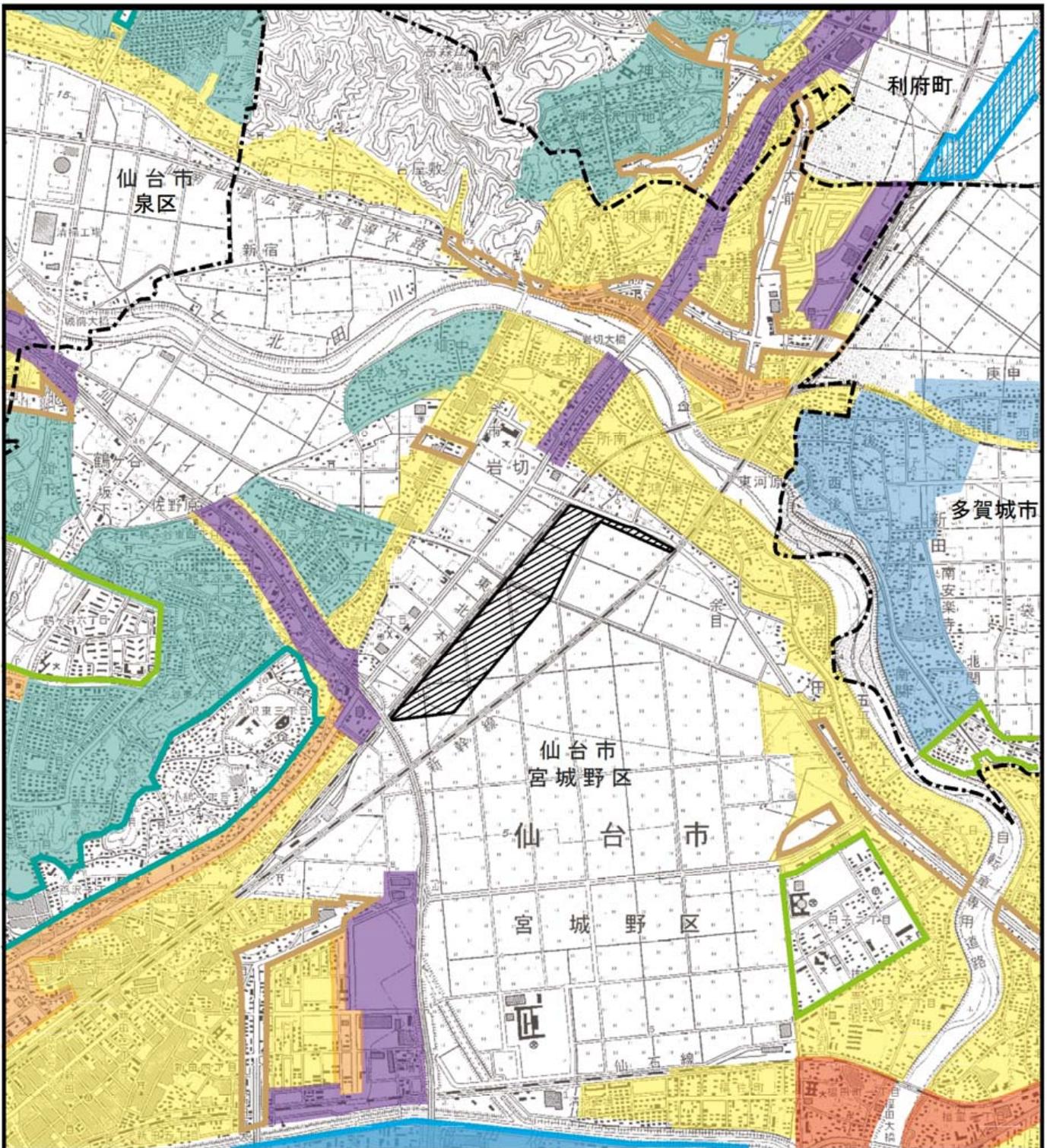
調査範囲における騒音に係る環境基準の類型指定区分は図 3-21 に示すとおりである。調査範囲内に、騒音に係る環境基準の AA 類型(特に静穏を要する地域)の地域はない。
計画地は、類型のあてはめはない。

(3) 法令等に基づく指定・規制

調査範囲における関連する主な関係法令の指定、規制等は、表 3-42 に示すとおりである。

表 3-42 本計画地に関する関係法令の指定、規制等

関係法令	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市環境基本条例	環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。	—
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続き等を定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	—
森林法	森林計画、保安林その他森林に関する基本的条項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。	—
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めている。	図 3-20
文化財保護法	文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とし、重要文化財の指定、史跡、名勝、天然記念物の指定等が定められている。	図 3-18
自然環境保全条例	県緑地環境保全地域は、県の自然環境保全条例によって指定されており、自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、県土の無秩序な開発を防止し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。	図 3-16
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護事業を実施し、狩猟を適正化することにより鳥獣の保護、繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険の防止を図り、生活環境の改善及び農林水産業の振興に資することを目的としている。	図 3-22
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的としている。	図 3-6
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としている。	—



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 市街化調整区域

市街化区域

- 用途地域
-  第一種低層住居専用地域
 -  第二種低層住居専用地域
 -  第一種中高層住居専用地域
 -  第二種中高層住居専用地域
 -  第一種住居地域
 -  第二種住居地域
 -  近隣商業地域
 -  商業地域
 -  準工業地域
 -  工業地域
 -  工業専用地域

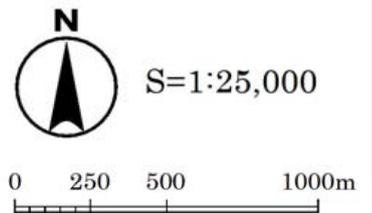
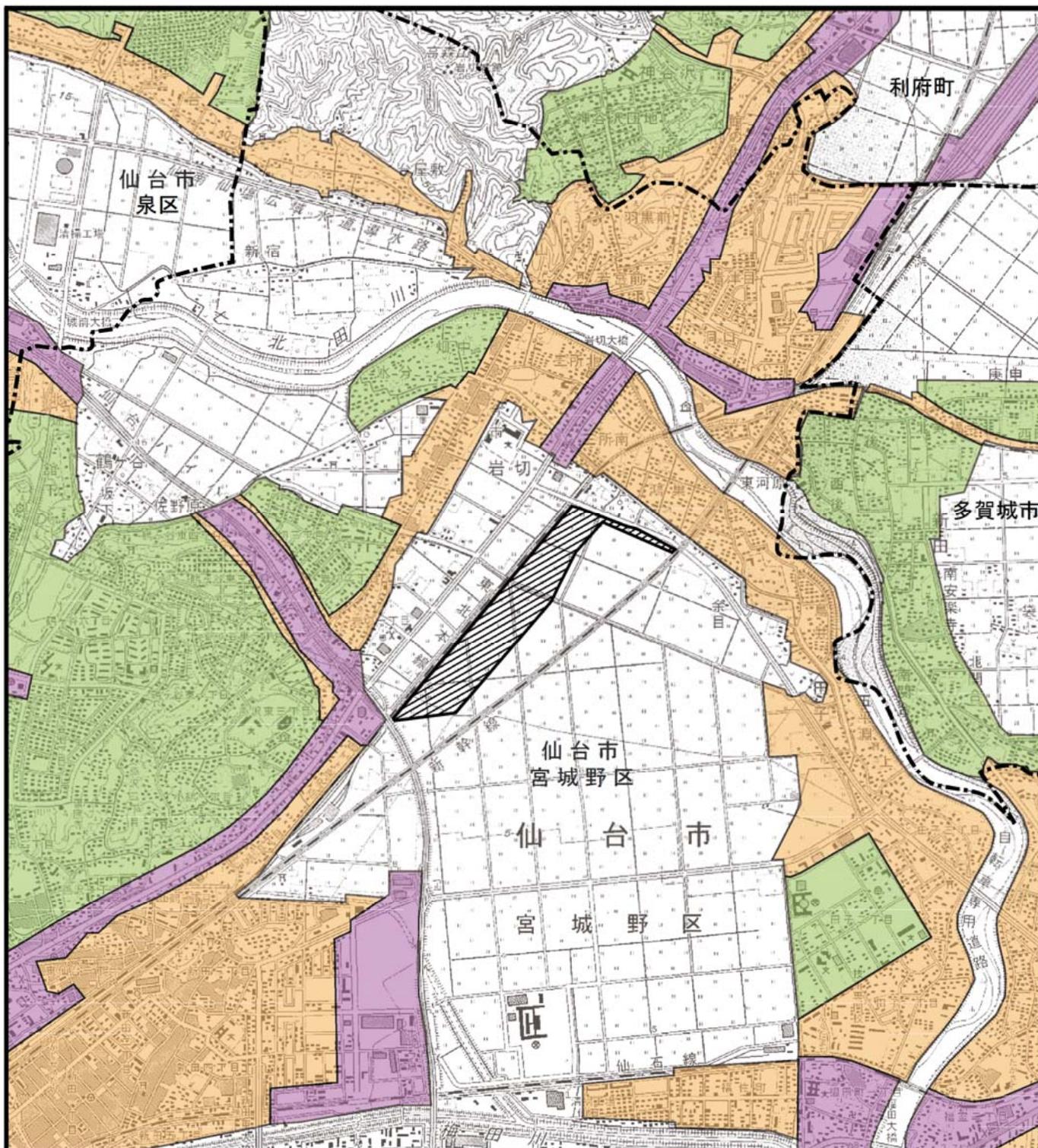


図 3-20 都市計画区域図

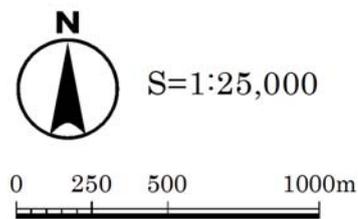
出典：「仙台市都市計画総括図」（平成25年10月 仙台市）
 「仙塩広域都市計画統括図」（平成25年1月 宮城県）



凡例

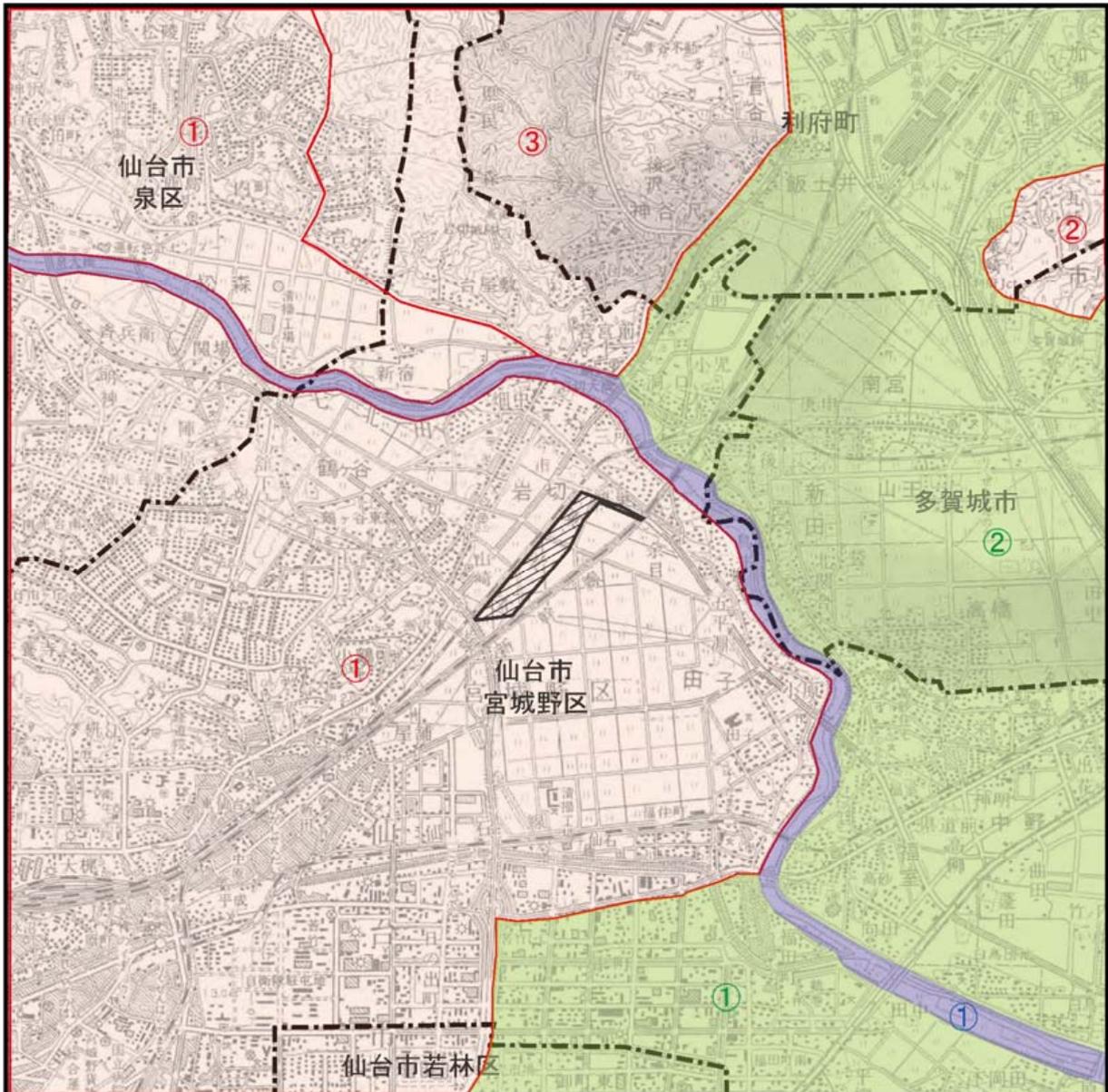
-  : 計画地
-  : 市町・区境界線

-  A類型
-  B類型
-  C類型



出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」
 (平成17年3月31日 宮城県告示第367号)
 (平成24年3月30日 仙台市告示第126号)

図 3-21
 騒音に係る環境基準の
 類型指定区分



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 鳥獣保護区 ①仙台 ②松島 ③県民の森
-  : 特定猟具使用禁止区域（銃） ①仙台 ②仙台東
-  : 指定猟法禁止区域（鉛製散弾） ①七北田川

※計画地内に鳥獣保護区特別保護区はない。

出典：「平成 25 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 25 年 10 月 宮城県）

図 3-22 鳥獣保護区等位置図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(4) 行政計画・方針等

A：地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

① 仙台市総合計画

仙台市総合計画の”基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。 ”基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

”基本構想”を実現するための”基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間で「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表3-43に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 3-43 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・共生・健康社会づくり ・子育て応援社会づくり ・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の飛躍と競争力の強化 ・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月 仙台市）

分野別計画では、表 3-44 に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」（3 分野 30 基本的施策）、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」（3 分野 23 基本的施策）ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 3-44 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす		潤いの都・活力の都の実現をめざす	
1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり	<p>学びの資源を生かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 ・多様な学びの拠点の充実 ・学びを楽しむことのできる環境整備 ・大学等と連携したまちづくり ・若者の力を生かしたまちづくり <p>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる力を育む学校教育の充実 ・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 ・子どもたちの成長を応援する地域づくり <p>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の創造性を生かす文化芸術の振興 ・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興 	1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり	<p>低炭素・資源循環都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素都市づくり ・資源循環都市づくり ・良好で快適な環境を守り創る都市づくり <p>自然と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全 ・緑と水のネットワークの形成 ・身近で魅力的な公園の整備 ・風格ある景観の形成
2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり	<p>心身ともに健康な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・医療・救急体制の充実 <p>災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い都市構造の形成 ・災害への対応力の強化 ・地域の連携による防災力の向上 <p>安全・安心な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な生活基盤の整備・管理 ・地域の安全対策の充実 ・暮らしの安全の確保 	2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり	<p>機能集約型市街地づくりと地域再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 ・拠点の機能の強化・充実 ・都市構造の基軸となる都市軸の形成 ・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 <p>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 ・便利で安全な交通環境の構築 ・都市活動を支える道路ネットワークの構築
3. 共に生き自立できる社会づくり	<p>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとにやさしい都市環境の構築 ・男女共同参画社会の形成 ・外国人が暮らしやすい社会の形成 <p>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気に育つ環境づくり ・安心して子育てができる社会づくり ・子どもと子育て家庭を応援する地域づくり <p>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり ・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり ・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり <p>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した地域生活を送ることができるまちづくり ・安心して暮らすことができるまちづくり ・生きがいや働きがいの持てるまちづくり 	3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり	<p>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人をひきつける仙台ブランドの創造 ・広域交流機能の充実 ・世界につながる都市づくり ・東北各地域との連携の強化 <p>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 ・付加価値の高い産業の振興 ・情報通信技術を生かした活力づくり ・中心部・地域商店街の活力づくり ・多面的機能を有する農林業の活性化

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月 仙台市）

② 仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針—

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想(地方自治法第 2 条第 4 項)並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第 6 条の 2)に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成 24 年度から平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は、表 3-45 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって、市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 3-46 及び図 3-23 に示す土地利用の基本方針では、対象事業実施区域が該当する「集落・里山・田園ゾーン」の基本方針として、「自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る」、また、「田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全する」こととされている。

また、表 3-47 に示す都市づくりの基本的な方向においては、自然環境の保全・継承が掲げられており、1)豊かな自然環境や水環境の保全・継承、2)集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化、3)多様な生態系の保全と水源の涵養、4)東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生、を図ることとされている。

表 3-45 都市づくりの目標像

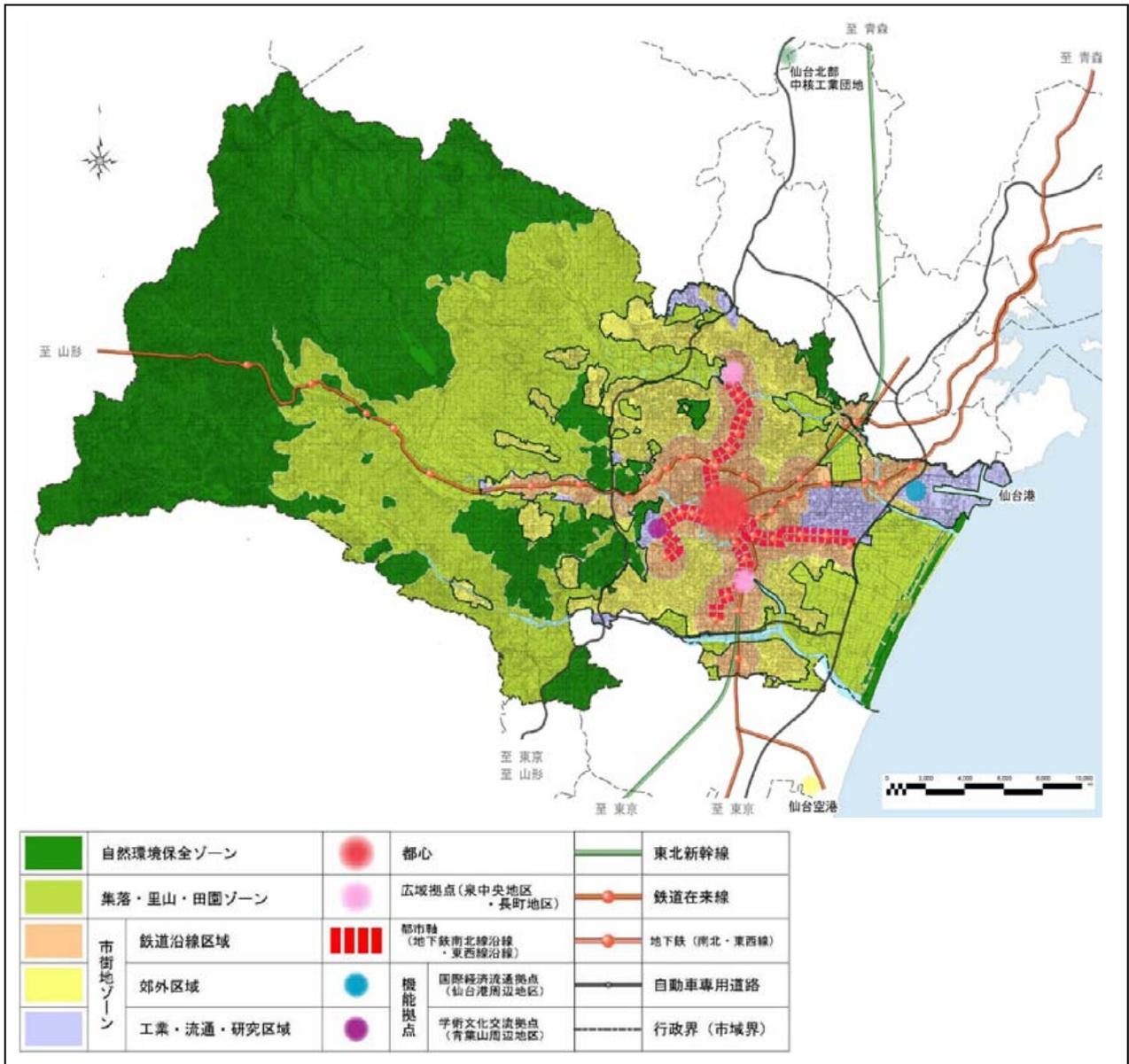
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目標像	杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを楽しめる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。 そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。 ○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。 ○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。 ○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。 ○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成 24 年 3 月 仙台市)

表 3-46 土地利用の基本方針

都市空間構成の基本方針	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山、河川の豊かな水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため、法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに、魅力ある「杜の都」を創造していきます。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指すため、市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通施策の一体的推進と、暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し、さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって、「機能集約型市街地再生と地域再生」の都市づくりを進めます。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する
集落・里山・田園ゾーン	自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。 土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。
市街地ゾーン	市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する。
鉄道沿線区域	鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る。
工業・流通・研究区域	交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。 また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。
郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。 特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。 また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。
都心、拠点、都市軸形成の方針	
都心	東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。 また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成24年3月 仙台市)

図 3-23 土地利用方針図

表 3-47 都市づくりの基本的な方向

○土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります
方針	1. 都心の機能強化・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 1)多様な都市機能の集積・高度化 2)都市基盤の整備と市街地環境の改善 3)都心交通環境の改善・強化 4)緑あふれる風格のある都心空間の創出 5)魅力や利便性を活かした都心居住の推進
	2. 拠点の機能強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> 1)広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2)機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1)地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を活かした都市機能の集積・連携 2)南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新 3)都市軸沿線居住の推進
	4. 良好な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1)鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実 2)工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3)大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4)住み替えしやすい環境の構築
	5. 郊外区域の地域再生	<ul style="list-style-type: none"> 1)暮らしを支える都市機能の維持・改善 2)生活に必要な地域交通の確保 3)さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	6. 自然環境の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> 1)豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2)集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3)多様な生態系の保全と水源の涵養 4)東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
○交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> 1)地下鉄東西線の整備 2)既存鉄道の強化 3)鉄道と連携したバス路線網への再編 4)交通結節機能の強化 5)都市活動を支える幹線道路網の構築 6)広域交通基盤の防災機能の強化
	8. 便利で快適な交通環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> 1)乗り継ぎ利便性の向上 2)利用しやすい運賃やサービスの導入 3)交通施設のバリアフリー化の推進
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	<ul style="list-style-type: none"> 1)過度な自動車利用から公共交通利用への転換 2)自転車利用の推進 3)公共交通などの適正な利用の推進
○防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1)都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 2)公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3)高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4)防犯に配慮した都市環境の構築 5)多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 6)丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1)建築物などの省エネルギー性能の向上 2)地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 3)自然の働きを活かした都市空間の形成 4)エコモデルタウンの構築
○緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります
方針	12. 緑豊で潤いのある都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1)緑と水による潤いのある都市空間の形成 2)市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 3)自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	13. 風格ある都市景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1)「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 2)魅力的な街並みの形成 3)歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
○市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 1)地域特性に応じたきめ細やかな対応 2)地域住民のまちづくり活動の支援強化 3)地域住民との情報共有
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1)市民参画の機会の拡充 2)まちづくり主体の交流と連携の推進 3)市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4)復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

③ 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)

「仙台市環境基本条例」(平成8年3月 仙台市条例第3号)に基づき定められた「杜の都環境プラン」は、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものである。

平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「杜の都環境プラン」では、おおむね21世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像(環境都市像)と、環境都市像を具現化するため4つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。

表 3-48 に環境都市像を示す。

表 3-48 環境都市像

環境都市像	
<p>「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台</p> <p>— 杜の恵みを未来につなぎ、「^わ環」「^わ輪」「^わ和」の暮らしを楽しむまちへ—</p>	
分野別の環境都市像	
	<p>「低炭素都市」仙台 まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市</p>
例え ば	<ul style="list-style-type: none"> 家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能なエネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。 地下鉄の整備やバス路線網の再編などにより、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。 森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「資源循環都市」仙台 資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市</p>
例え ば	<ul style="list-style-type: none"> 日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。 事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。 生ごみは堆肥として花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。 など
	<p>「自然共生都市」仙台 自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市</p>
例え ば	<ul style="list-style-type: none"> 山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐくまれている。 市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっている。 森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「快適環境都市」仙台 市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市</p>
例え ば	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。 すがすがしい空気、心安らぐ鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が五感で感じるができる。 歴史的・文化的な環境を大切にする価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。 青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じるができる。 など

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、表 3-49 及び図 3-24 に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。対象事業実施区域は郊外に該当する。

表 3-49 都市の将来イメージ

<p>都市全体の将来イメージ</p> <p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ 6 割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>
<p>地区別の将来イメージ</p> <p>市街地の姿</p> <p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p> <p>郊外部の姿</p> <p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p> <p>市街地と郊外部のつながり</p> <p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)



出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)

図 3-24 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 3-50 に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する「仕組みづくり」、「人づくり」などについて、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 3-50 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を平成 17 年度(2005 年度)比で 25%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・エネルギー効率の高い交通システムをつくる ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 10%以上削減し 330,000t以下とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 40%以上とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)における燃やすごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 16%以上削減し 267,000t以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。 ■平成 32 年度(2020 年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常に行っている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとの基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

対象事業実施区域が位置する東部田園地域の指針は、表 3-51 に示すとおりである。

表 3-51 土地利用における環境配慮の指針

東部田園地域	基本的考え方	<p>本地域にまとまりを持って保全されてきた農地は、本市の特色であり、保水や地下水の涵養、太平洋から本地域を抜ける海風の流入など市街地の環境を支える基盤としても重要です。また、生物多様性の観点からも、農地は独自の生態系を構成するなど重要な価値を持っています。比較的開発需要が高い地域でもありますが、食料生産の面も含め都市の持続可能性の基礎となる重要な地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれます。</p>
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。 (2) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。 (3) 環境にやさしい農業(土づくりと化学肥料・化学農薬の低減)等により、水田の特徴的な生態系の維持に努める。 (4) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。 (5) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、広大な田園、居久根に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。 (6) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 (7) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO 等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月 仙台市)

また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 3-52 に示すように企画段階、計画段階、実施段階の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 3-52 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下の掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的実施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の変更のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。
実施段階以降	基本的考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や 3R に取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)

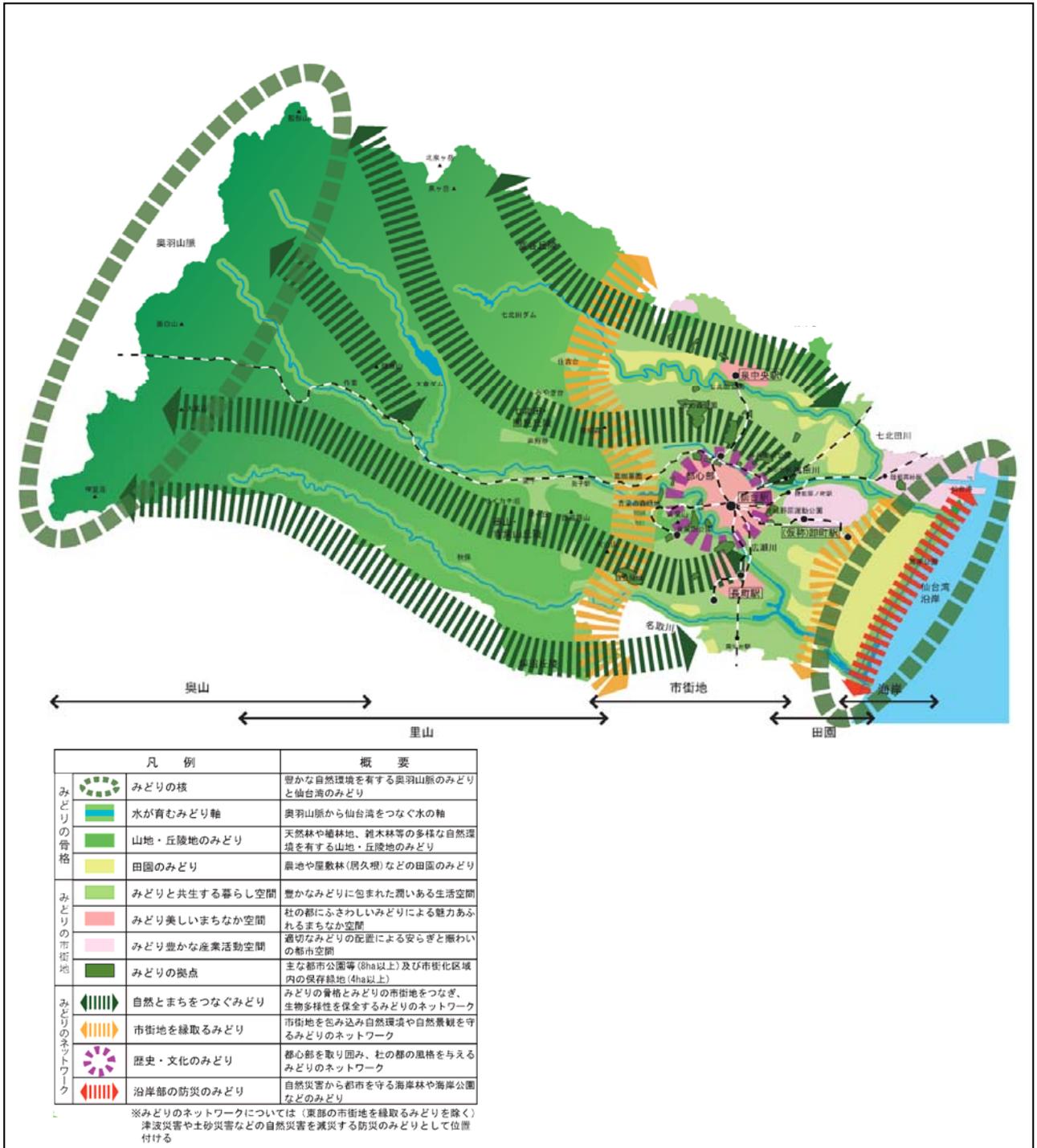
④ 仙台市みどりの基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から 10 年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成 24 年 7 月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 3-25 に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。



出典：「仙台市みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

図 3-25 「百年の杜」の将来像

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 3-53 に示すとおり、みどりの質(機能)に着目した 5 つの基本方針と、それらに対応する 7 つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として、民間施設の緑化推進があげられている。

表 3-53 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立	1 みどりによる津波防災プロジェクト 東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ii) 名取川、広瀬川、七北田川の保全 iii) 農用地やため池の保全・再生 iv) 市街地を縁取るみどりの保全 ②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む i) 市街地の樹林地の保全 ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進 iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成 ③都市のみどりを循環させる i) みどりの有効活用 ii) 環境負荷の小さい資材の活用	2 みどりの骨格充実プロジェクト 適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる i) 都市公園の整備推進 ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 iii) 公園緑地の管理運営の充実 ②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす i) 公共施設の緑化推進 ii) 民間施設の緑化推進 iii) 住宅地の緑化推進	3 街のみどり充実プロジェクト 公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。 4 魅力ある公園づくりプロジェクト 市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる i) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ii) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり iii) 風格ある杜の都の景観づくり ②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる i) 歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ii) 杜の都の原風景を残す屋敷林(居久根)、社寺林の保全と活用 iii) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用	5 みどりの地域資源活用プロジェクト 歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林(居久根)・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。 6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト 中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。	①みどりを守り、育む活動を支える i) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii) みどりの団体やみどりの人材の育成 iv) みどりのまちづくりの推進体制の強化 ②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める i) みどりのイベントの充実と開催支援 ii) みどりの広報活動の充実 iii) みどりの顕彰制度の充実 iv) みどりと人とのふれあいの場の充実	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。

出典：「仙台のみどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

⑤ 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案(平成 23 年 1 月)

杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)で掲げる低炭素都市の構築に向け、総合的な施策展開、実効的な計画の推進を図るべく、次期「仙台市地球温暖化対策推進計画」が検討されており、平成 23 年 1 月に新たな仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案が提示された。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする次期仙台市地球温暖化対策推進計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。表 3-54 に中間案の概要を示す。

なお、「仙台市地球温暖化対策推進計画」は平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、計画の前提となる状況が大きく変化しており、特に国のエネルギー政策が根本から見直される可能性が高く、改定を見合わせざるを得ない状況となっている。仙台市では、改定した「杜の都環境プラン」などで示された低炭素化に関する方向性と、これまで計画改定で議論されてきた方向性と大きく異なるところはなく、国の温暖化対策が明らかになり次第、震災からの復旧・復興の視点も加え、改定作業を再開するものとしている。

表 3-54 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案の概要

温室効果ガスの削減目標	2020(平成 32)年度における市域の温室効果ガスの総排出量を 2005(平成 17)年度比で 25%以上削減 ※長期的には 2050(平成 62)年度に 80%削減を視野	
施策体系	1. 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する <ul style="list-style-type: none"> ・都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 ・自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成 ・杜の都の緑の資源の確保 ・気候変動によりリスクを軽減するまちづくり ・適正な配置や構造の誘導 	
	2. 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 ・環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進 	
	3. 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器の普及・利用促進 ・再生可能エネルギーの利用拡大 ・建築物の省エネ化 ・フロン類等の排出削減の徹底 	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進、焼却処理量の削減 ・廃棄物処理における温室効果ガスの削減 	
	5. 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・低炭素な技術・産業の育成 	
5つの重点プロジェクト	1. 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト 2. ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト 3. 杜の恵み循環プロジェクト 4. 地産地消型エネルギー(再生可能エネルギー)のあふれるまちづくりプロジェクト 5. 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	
行動の指針	市民・事業者	自然の持つ循環の「環(わ)」, 人との「輪(わ)」, 人と自然との「和(わ)」を尊重することで、心豊かに、生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ、これらの中から意識やライフスタイルに応じて、できるかぎり取り組む
	民間団体等	地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施、様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進
	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の模範となる率先した取り組み→新・仙台環境行動計画により推進 ・低炭素化の視点からのまちづくり ・必要な知識や行動などの多様な学びの創出 ・低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が自ら行う活動の推進、市民等との協働による計画の進行管理 ・庁内の横断的連携 ・国・県等との連携による推進 ・計画の内容に応じた適切な評価 ・中間見直し ・市民、事業者等が一体となって支える枠組みづくり(例えば基金など)の検討 ・実効性ある取り組み推進のための条例の制定の検討 	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案」(平成 23 年 1 月 仙台市)

⑥ ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ(Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間)の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 3-55 に示すとおりである。

表 3-55 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成 10 年 5 月 仙台市)

⑦ 仙台市「杜の都」景観計画(杜の都の風土を育む景観づくり)

「仙台市景観基本計画」(平成9年3月 仙台市)は、「杜の都の風土を育む景観条例」(平成7年3月 仙台市)第6条の景観基本計画として、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な方向を明らかにしたものである。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日、景観法に基づく仙台市「杜の都」景観計画を策定し、7月1日より施行されている。

都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。

計画地は、景観計画区域内の自然景観「田園地ゾーン」に位置している。「田園地ゾーン」は「仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン」とされている。景観特性に応じた景観形成の方針は、「広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る」、「田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る」、「遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る」と定めている。

景観計画区域内の屋外広告物については、「看板、サインは、極端に派手な色彩の使用を避け、建築物との一体化、集約化を工夫する。」、「幹線道路沿いに設ける屋外広告物は、交差点での過度な設置を避け、街並みの美観を工夫する。」と定めている。

また、仙台市においては、街並みの美しさに関する景観法に基づく『景観地区』、仙台市屋外広告物条例に基づく『広告物モデル地区』の街づくりルールを策定しているが、調査範囲内に景観地区・広告物モデル地区はない。

4. 自然環境等で保全しようとする地域又は対象

4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

4.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方

4.1.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、以下のA～Cの3ランクに分けて整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
- ・Bランク：「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
- ・Cランク：「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

A：特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象

「特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
A-①	天然記念物 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	学術上価値の高いものとして国及び市が指定している植物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している天然記念物、史跡及び建造物《有形文化財》であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録文化財 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	

B：本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
B-①	砂防指定地 「砂防法」明治 30 年 法律第 29 号	治水上のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」昭和 33 年 法律第 30 号	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和 44 年 法律第 57 号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(自然との触れ合い性)		
B-④	風致地区 「都市計画法」昭和 43 年 法律第 100 号	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑤	植物群落保護林 「森林法」昭和 26 年 法律第 249 号	地域の自然保護や歴史的、学術的価値等と併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等のために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	県自然環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和 47 年 宮城県条例第 25 号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和 47 年 宮城県条例第 25 号)	
B-⑧	市保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑨	市保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号) 「多賀城市樹木の保存に関する要綱」 (昭和 60 年 11 月 16 日 告示第 40 号)	地域の美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑩	市保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号)	

C：本事業の立地にあたって留意する地域又は対象

「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は表 4-3 及び表 4-4 に示すとおりである。

表 4-3 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
C-①	災害の危険箇所 (急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和 44 年 7 月 1 日 法律第五十七号) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 (平成 12 年 5 月 8 日 法律第 75 号) 「仙台市災害危険区域条例」 (昭和 49 年 12 月 19 日 仙台市条例第 49 号)	急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じる恐れのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然環境の保全性)		
C-②	学術上重要な地形・地質・自然現象 「日本の地形レッドデータブック第2集」(平成 14 年 日本地形レッドデータブック作成委員会) 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市) 「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成 11 年 4 月 国土地理院)	学術上重要な地形・地質・自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-③	自然性の高い植生 「1:50000 仙台市植生図 東日本大震災後における自然環境基礎調査業務委託報告書」(平成 25 年 仙台市)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-④	植物生育地として重要な地域 「平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)	植物生育地として重要な地域が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	宮城県レッドリストにおける調査群落 「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドリスト 2013 年版－」(平成 25 年 3 月 宮城県)	植物生育地として重要な地域が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	動物生息地として重要な地域 「平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)	動物生息地として重要な地域が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑦	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年 法律第 88 号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然との触れ合い性)		
C-⑧	自然的景観資源 「みやぎ伊達観光マップ」(http://www.datenamap.com/) 「多賀城市観光協会サイト」(http://tagakan.jp)	景観保全上重要な地形・地質、自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑨	文化的景観資源 「みやぎ・身近な景観百選」(平成 22 年 3 月 宮城県) 「みやぎ伊達観光マップ」(http://www.datenamap.com/) 「多賀城市観光協会サイト」(http://tagakan.jp)	景観保全上重要な屋敷林や建造物が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑩	自然との触れ合いの場 「杜の都・仙台わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市) 「自然公園等区域閲覧サービス」 (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html) 「仙台市公園・緑地配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市) 「多賀城市公園・緑地等管理図(平成 24 年度)」(平成 24 年 6 月 多賀城市) 「宮城県ホームページ」 (http://pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/Kasenmap-gaiyou.html) 「利府町都市公園・児童遊園一覧表」 (http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1205220151193/index.html)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。

表 4-4 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(生活環境の保全性)		
C-⑪	騒音に係る環境基準の A 類型(専ら住居の用に供される地域) 「第 1 種低層住居専用地域, 第 2 種低層住居専用地域, 第 1 種中高層住居専用地域, 第 2 種中高層住居専用地域 及び文教地区」 「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号)	静穏であることが求められる地域であり, 事業の立地, 工事の方法等に留意が必要である。
C-⑫	湧水 「平成 15 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」 (平成 16 年 2 月 仙台市)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり, 事業の立地, 工事の方法等に留意が必要である。

4.1.2 「保全等に配慮すべき地域又は対象」への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表 4-5～表 4-10 及び図 4-1～図 4-3 に示すとおりである。

配慮区分については、計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性(その他造成事業)を考慮し、これらへの影響の有無について、以下のとおり区分した。

- ・ 配慮区分「○」: 「計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「△」: 「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「×」: 「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)」

表 4-5 保全等に配慮すべき地域又は対象 (1/6)

指定地域	配慮区分※	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)		
(自然との触れ合い性)		
A-① 天然記念物 図 4-1 参照		
5 苦竹のイチョウ	×	計画地と「苦竹のイチョウ」との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
A-② 指定文化財 図 4-1 参照		
1 多賀城碑	×	計画地と1~11(5を除く)の指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 (多賀城跡附寺跡のうち)多賀城跡	×	
3 (多賀城跡附寺跡のうち)山王遺跡千刈田地区	×	
4 岩切城跡	×	
6 善応寺開山堂	×	
7 原町苦竹の道知るべ石	×	
8 善応寺横穴古墳群	×	
9 松森焰硝蔵跡	×	
10 南安楽寺古碑群	×	
11 伏石	×	
A-③ 登録文化財 図 4-1 参照		
12 十一面観音菩薩立像	×	計画地と12,13の登録文化財との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
13 毘沙門天立像	×	

注) 表中の「A-①~③」は、前述の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)

表 4-6 保全等に配慮すべき地域又は対象 (2/6)

指定地域	配慮区分※	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(土地の安定性)		
B-① 砂防指定地	×	調査範囲には、地すべり等防止法及び砂防法に関する指定地は分布していないことから、特に配慮は要しないと判断した。
B-② 地すべり防止区域	×	
B-③ 急傾斜地崩壊危険区域 図 4-2 参照	×	
(自然との触れ合い性)		
B-④ 風致地区 図 4-2 参照		
「安養寺風致地区」	×	計画地と「安養寺風致地区」との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B-⑤ 植物群落保護林	×	調査範囲にこれらの指定範囲は無い。
B-⑥ 県自然環境保全地域	×	
B-⑦ 緑地環境保全地域 図 4-2 参照		
1 加瀬沼	×	計画地と 1~2 の緑地環境保全地域との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 県民の森	×	

注) 表中の「B-①~⑦」は、前述の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

×

表 4-7 保全等に配慮すべき地域又は対象 (3/6)

指定地域		配慮区分※	選定理由		
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)					
B-⑧ 保存緑地 図 4-2 参照					
記号	市	名称	配慮区分※	選定理由/非選定理由	
A	仙台市	善応寺	×	計画地とA~Hの市保存緑地までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。	
B		西山	×		
C		安養寺	×		
D		木皿山	×		
E		案内沢北	×		
F		大拙庵	×		
G		ラ・サールホーム	×		
H		与兵衛沼	×		
B-⑨ 保存樹木 図 4-2 参照					
No	市	所有者	樹種	配慮区分※	選定理由/非選定理由
1	仙台市	千手観音堂	イチョウ	×	計画地と1~20の市保存緑地までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2		稲舟神社	イロハカエデ	×	
3		個人所有	イチョウ	×	
4		宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	×	
5		宮城野八幡神社	ケヤキ	×	
6		善應寺	キンモクセイ	×	
7		善應寺	イチイ	×	
8		善應寺	シラカシ	×	
9		志賀神社	イチイ	×	
10		大山祇神社	イチョウ	×	
11		個人所有	クロマツ	×	
12		西光寺	スギ	×	
13		西光寺	ギンモクセイ	×	
14		西光寺	アラカシ	×	
15		個人所有	ギョリュウ	×	
16	多賀城市	個人所有	ヒイラギ	×	
17		貴船神社	ウラジロガシ	×	
18		多賀城市	コブシ	×	
19		個人所有	ツバキ	×	
20		多賀城市	イチョウ	×	
B-⑩ 保存樹林 図 4-2 参照			×	調査範囲にこの指定範囲はない。	

注) 表中の「B-⑧~⑩」は、前述の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)

表 4-8 保全等に配慮すべき地域又は対象 (4/6)

指定地域	配慮区分*	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(土地の安定性)		
C-① 災害の危険箇所 図 4-3 参照	×	計画地と左記の災害の危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流)の距離は、地形・地質の影響範囲と想定される400m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
(自然環境の保全性)		
C-② 学術上重要な地形・地質・自然現象 図 4-3 参照		
① 長町-利府線断層	×	計画地から長町-利府線断層は、約200mの位置に存在するものの、本事業による地形の改変は地表面を計画しており、長町-利府線を含めて周辺の学術上重要な地形・地質・自然現象に及ぼす影響はないと考えられることから、特に配慮は要しないと判断した。
② 大年寺山断層	×	計画地から大年寺山断層までの距離は、地形・地質の影響範囲と想定される200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C-③ 自然性の高い植生 図 4-4 参照		
「七北田川沿い ヨシクラス」	×	計画地とこれら植生までの距離は、植物の影響範囲と想定される200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
「七北田川沿い ヒルムシロクラス」	×	
「七北田川沿い ヤナギ低木群落(IV)」	×	
C-④ 植物生育地として重要な地域 図 4-3 参照		
「七北田川中～下流域の河畔植生」	×	計画地とこれらの植物生育地として重要な地域までの距離は、植物の影響範囲と想定される200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
「与兵衛沼周辺の里地・里山植生」	×	
「榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地」	×	
「県民の森」	×	
C-⑤ 宮城県レッドリストにおける調査群落 図 3-11 参照		
「(仮称)加瀬沼の池沼植物群落」	×	左記の植物群落と計画地の距離は、植物の影響範囲と想定される200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C-⑥ 動物生息地として重要な地域 図 4-3 参照		
福田町の田園	○	計画地は左記の動物生息地として重要な地域の北西側に含まれることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
七北田川(中流域～河口)	×	計画地とこれら動物生息地として重要な地域までの距離は、動物の影響範囲と想定される200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
低地の水田地域	×	
県民の森	×	
加瀬沼	×	

注) 表中の「C-①～⑥」は、前述の選定基準の番号に対応する。

※: 配慮区分は以下のとおり。

○: 計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象

△: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

×: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)

表 4-9 保全等に配慮すべき地域又は対象 (5/6)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (Cランク)		
(自然環境の保全性)		
C-⑦ 鳥獣保護区 図 4-4 参照		
仙台	○	計画地は左記の鳥獣保護区に含まれることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
松島	×	計画地とこれら鳥獣保護区との距離は、動物の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
県民の森	×	
(自然との触れ合い性)		
C-⑧ 自然的景観資源 図 4-3 参照		
1 加瀬沼	×	計画地とこれら自然的景観資源までの距離は、景観の影響範囲と想定される 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 多賀城跡桜	×	
3 六月坂桜	×	
4 宮城県県民の森	×	
5 県民の森の桜、かたくり、さつき、もみじなど	×	
6 高森山の桜	×	
7 加瀬沼の桜	×	
C-⑨ 文化的景観資源 図 4-3 参照		
3 塩釜街道	×	計画地と左記の文化的景観資源は、景観の影響範囲と想定される 1.5km 以内であるが、直接改変するものではないことから、特に配慮は要しないと判断した。
1 多賀城政庁跡	×	計画地とこれら文化的景観資源までの距離は、景観の影響範囲と想定される 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 旧歩兵第 4 連隊兵舎	×	
4 多賀城跡 多賀城南門政庁間道路(ハギ大路)	×	
5 道安寺横穴古墳群	×	
6 道安寺	×	
C-⑩ 自然との触れ合いの場 図 4-3 参照		
燕沢中央公園	△	計画地とこれら自然との触れ合いの場が、影響範囲と想定される 500m 以内にあり、利用者のアクセスルートが工事用車両等の走行ルートと交差することから、間接的な影響が懸念される。
七北田川岩切緑地	△	
鴻巣 1 号公園	×	計画地とこれら自然との触れ合いの場は、影響範囲と想定される 500m 以内にあるが、直接改変するものではなく、利用者のアクセスルートが工事車両の走行ルートと交差しないことから、特に配慮は要しないと判断した。
鴻巣 3 号公園	×	
鴻巣 4 号公園	×	
山崎東公園	×	
燕沢東一丁目きただ公園	×	

注) 表中の「C-⑦～⑩」は、前述の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)

表 4-10 保全等に配慮すべき地域又は対象 (6/6)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然との触れ合い性)		
C-⑩ 自然との触れ合いの場 図 4-3 参照		
・都市計画公園 「田子2号公園」,「仙台港背後地8号公園*」, 「日の出町公園*」,「高砂一丁目中央公園*」, 「仙台港背後地3号公園」,「仙台港背後地6 号公園」,「仙台港背後地1号公園」,「高砂 中央公園」,「大堤公園*」,「与兵衛沼公園*」, 「あやめ園(中央公園内)」,「加瀬沼公園」 ※ 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園 であり,かつ都市公園であることを示す。	×	これら触れ合いの場は,直接改変するものではなく,計画地から500m以上離れていることから,特に配慮は要しないと判断した。
・都市公園 「燕沢中央公園」,「七北田川岩切緑地」,「鴻 巣1号公園」,「鴻巣3号公園」,「鴻巣4 号公園」,「山崎東公園」,「燕沢東一丁目 きただ公園」を除く公園(計285ヵ所)	×	
「苦竹のイチョウ」,「与兵衛沼・大堤公園周辺」, 「鶴ヶ谷中央公園周辺」,「高森山公園」,「加 瀬沼」,「塩釜街道」,「山王・南宮板倉」,「 あやめ園」,「多賀城市桜」,「六月坂桜」,「多 賀城跡 多賀城南門政庁間道路(通称:ハギ大 路)」	×	
(生活環境の保全性)		
C-⑪ 騒音に係る環境基準のA類型(専ら住居の用に供される地域) 図 3-20 参照		
第1種低層住居専用地域	×	計画地とこれらの地域との距離は,騒音の影響範囲と想定される200m以上離れていることから,特に配慮は要しないと判断した
第2種低層住居専用地域	×	
第1種中高層住居専用地域	×	
第2種中高層住居専用地域	×	
C-⑫ 湧水		
「鶴ヶ城の湧く水」 図 4-3 参照	×	左記の湧水は,直接改変するものではなく,また,計画地との距離が地形地質の影響範囲と想定される200m以上離れていることから,特に配慮は要しないと判断した。

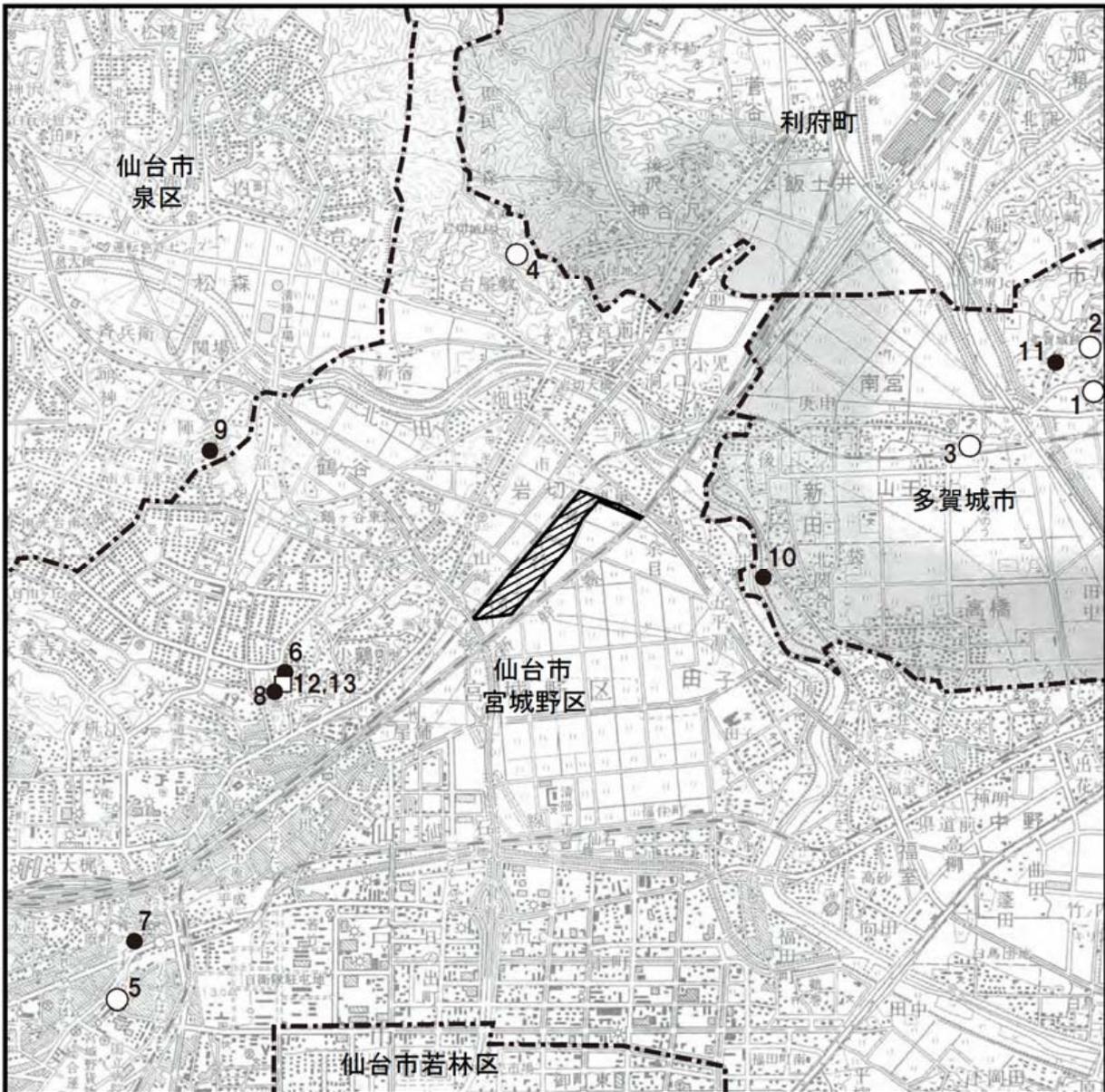
注) 表中の「C-⑩~⑫」は,前述の選定基準の番号に対応する。

※: 配慮区分は以下のとおり。

○: 計画地に含まれており,直接的な影響が懸念される地域又は対象

△: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると,間接的な影響が懸念される地域又は対象

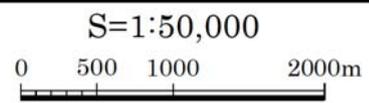
×: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると,特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)

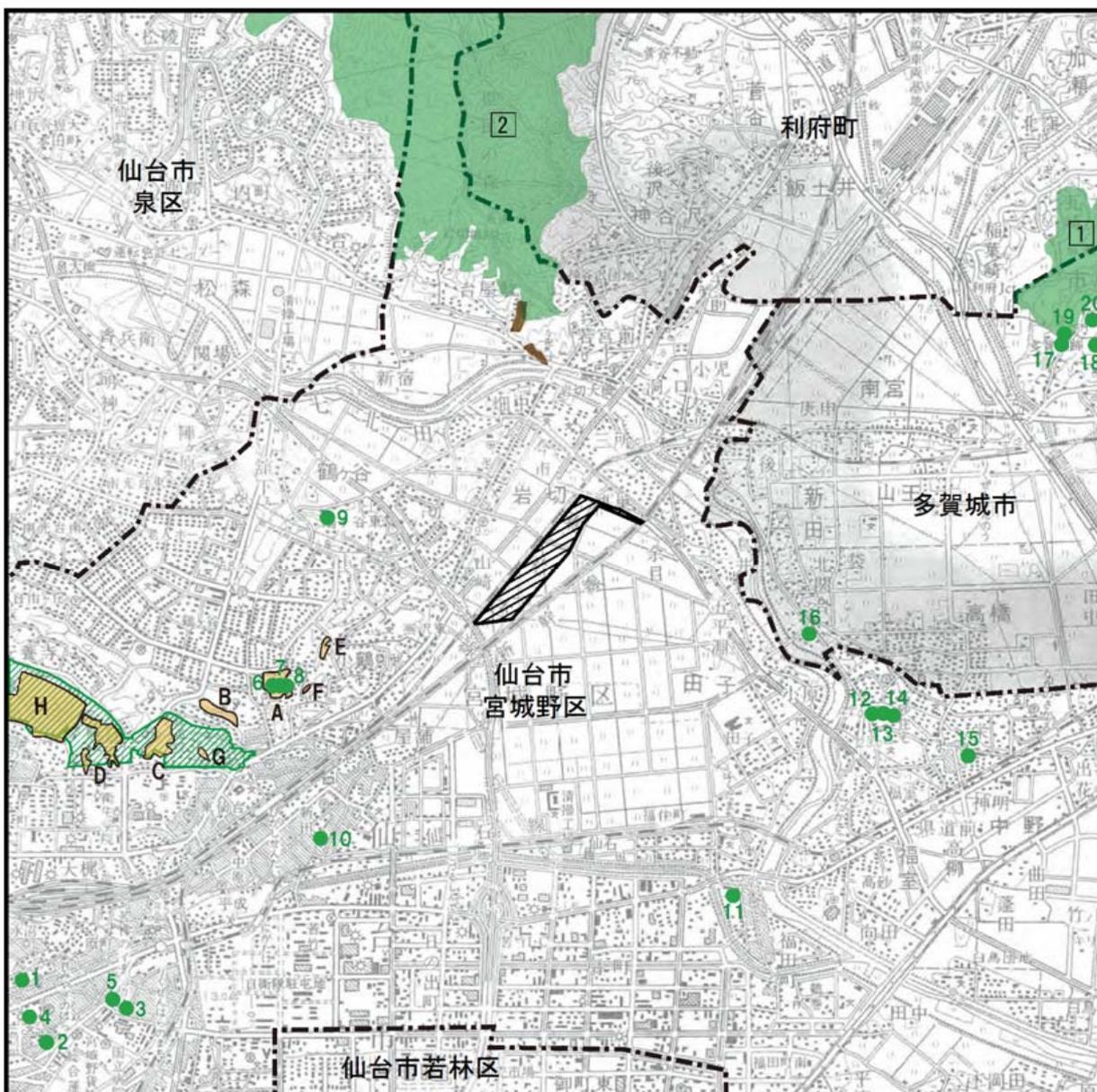


凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 国指定文化財(1~5)
-  : 市指定文化財(6~11)
-  : 市登録文化財(12~13)

図 4-1 事業の立地を回避すべき地域又は対象





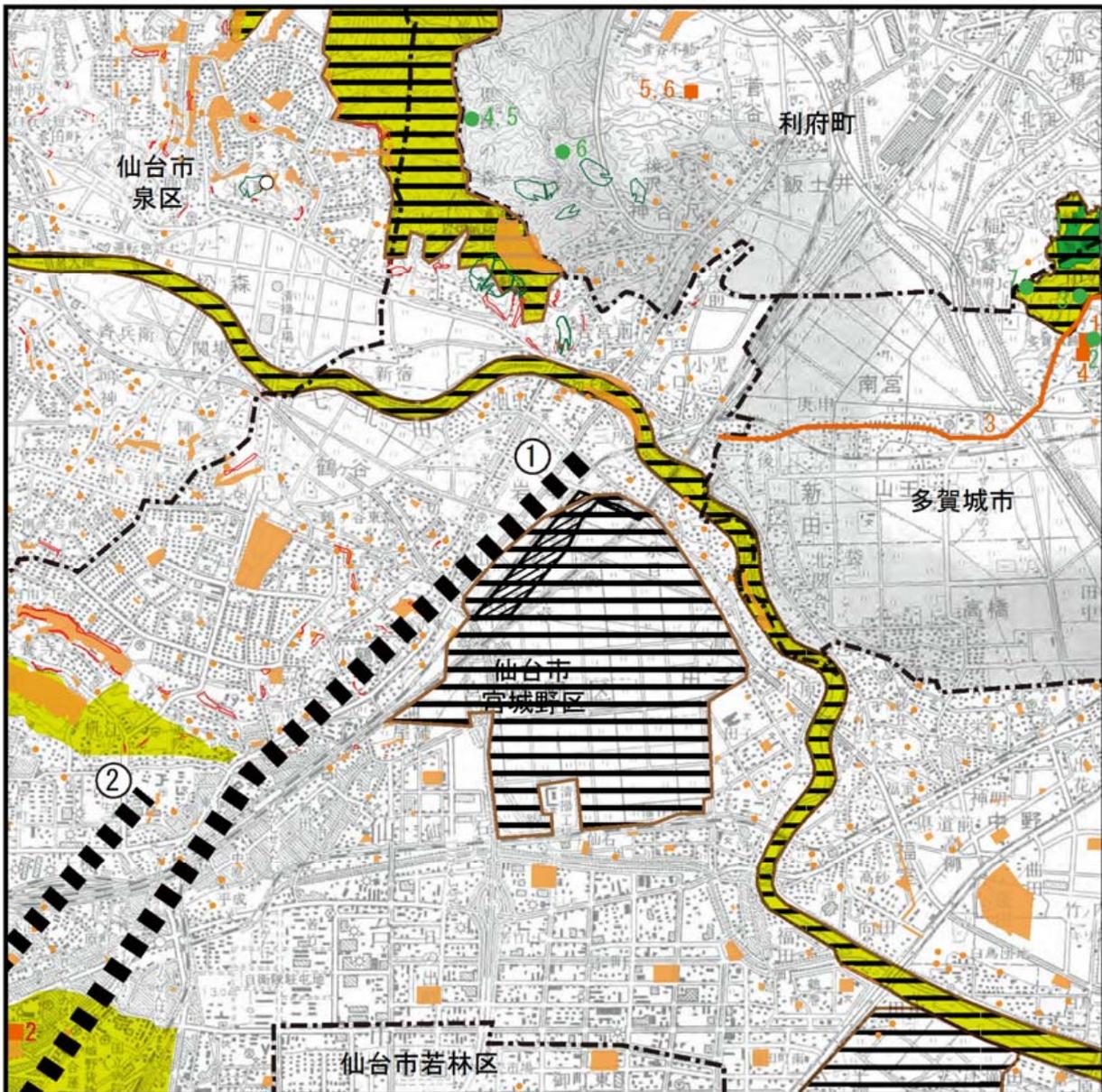
凡 例

- | | | | |
|---|-----------|---|--|
|  | : 計画地 |  | : 急傾斜地崩壊危険区域 |
|  | : 市町・区境界線 |  | : 風致地区 |
| | |  | : 緑地環境保全地域（宮城県自然環境保全条例）
（ [1] [2] ） |
| | |  | : 保存樹木（1～20） |
| | |  | : 保存緑地（A～H） |

図 4-2 事業の立地に相当程度の配慮を要する地域または対象



S=1:50,000
0 500 1000 2000m



凡 例

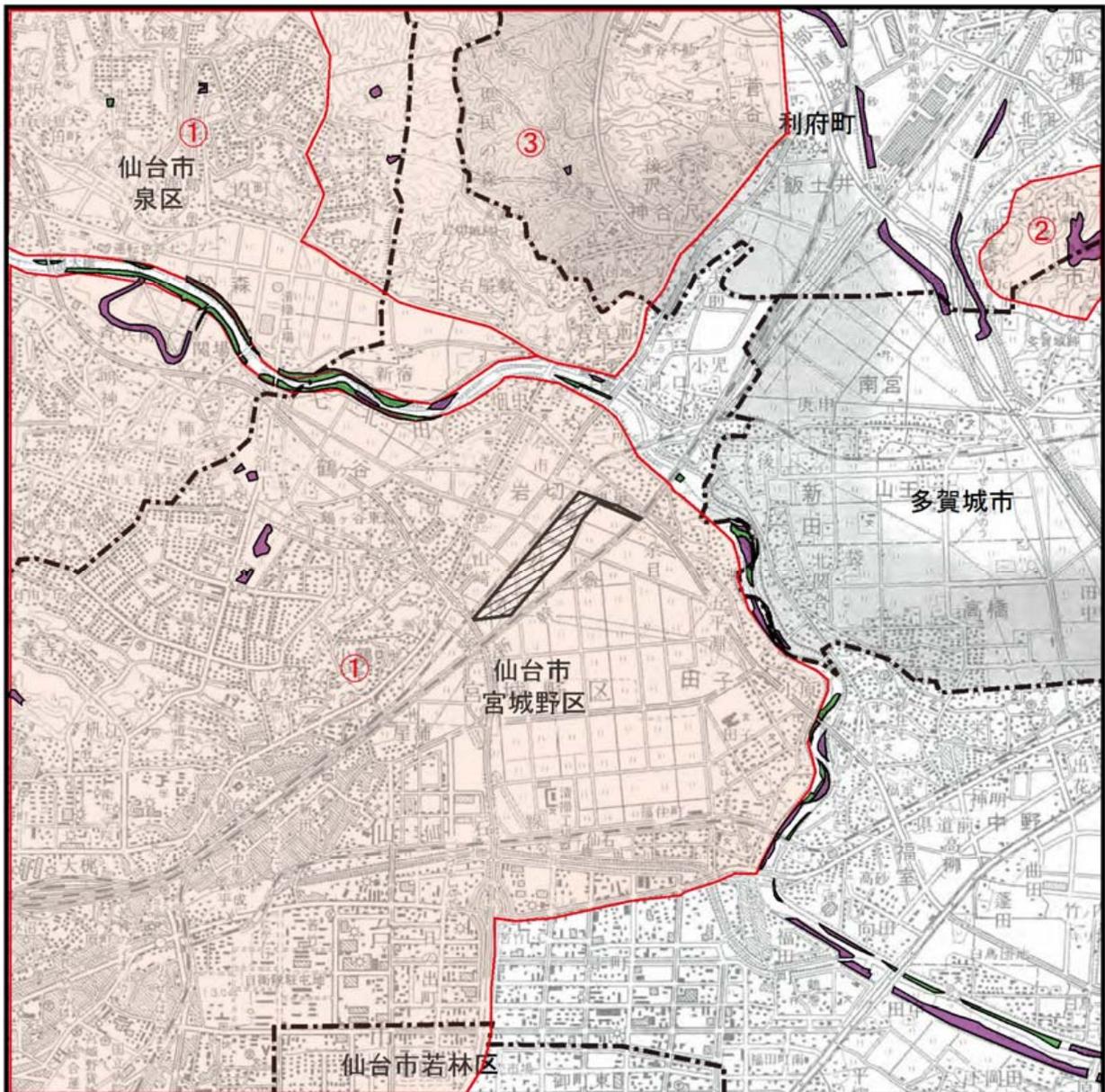
- : 計画地
- : 市町・区境界線
- : 急傾斜地崩壊危険箇所
- : 土石流危険溪流
- : 学術上重要な地形・地質・自然現象(①, ②)
- : 植物生育地として重要な地域
- : 自然的景観資源(1~7)
- : 文化的景観資源(1~6)
- : 自然との触れ合いの場
- : 湧水地点

図 4-3 事業の立地にあたって留意する地域または対象(1)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

 : 計画地

----- : 市町・区境界線

植生自然度個別値 : 10

 ヨシクラス及びヒルムシロクラス

植生自然度個別値 : 9

 ヤナギ低木群落 (Ⅳ)

 : 鳥獣保護区 ①仙台 ②松島 ③県民の森

図 4-4 事業の立地にあたって留意する地域または対象(2)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

4.1.3 配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

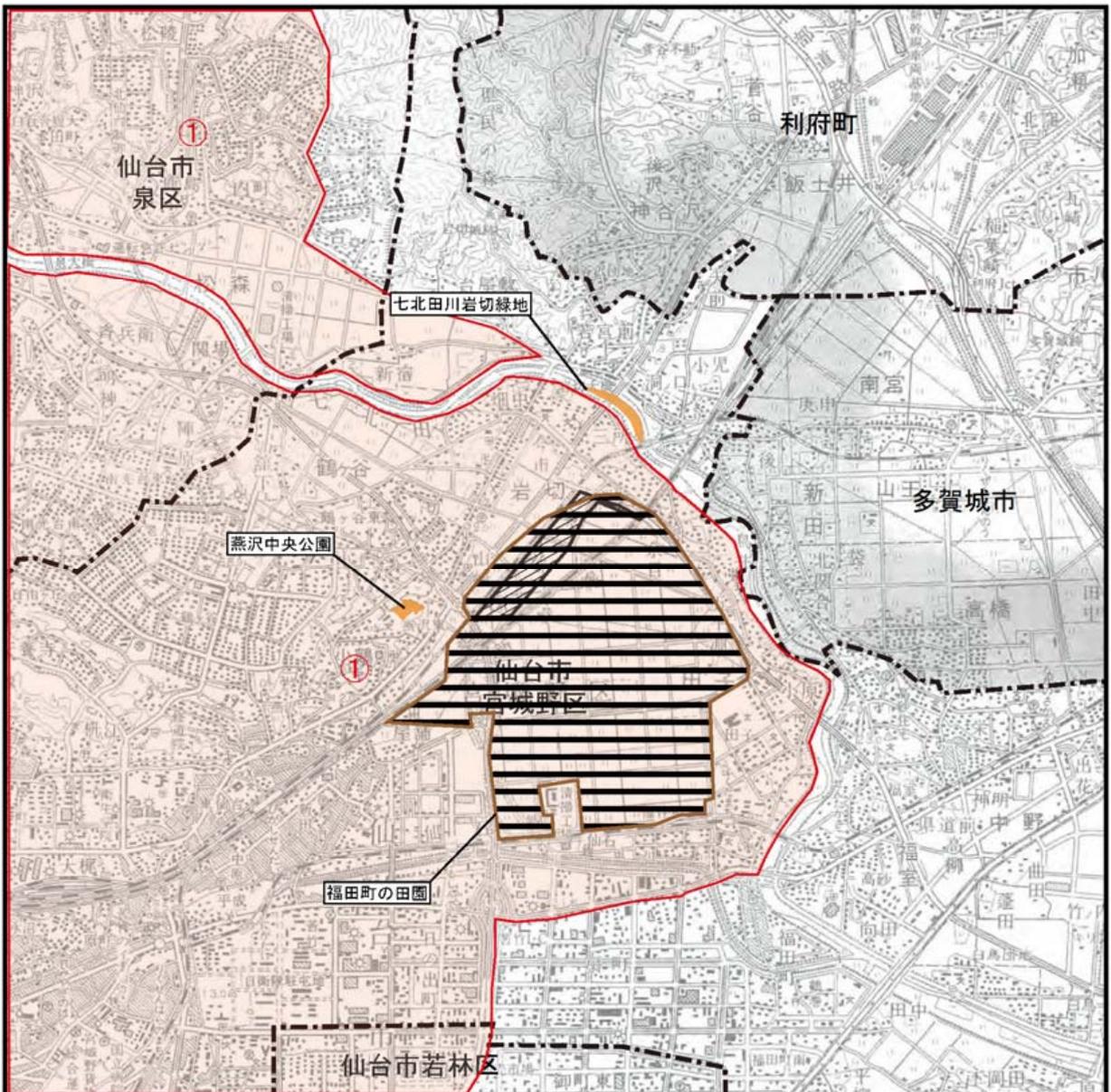
配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」等の選定結果は表 4-11 に、「保全等に配慮すべき地域又は対象」と対象事業計画地との位置関係は、図 4-5 に示すとおりである。

計画地周辺において、「計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」（配慮区分「○」）として、C-⑥ 動物生息地として重要な地域「福田町の田園」及びC-⑦ 鳥獣保護区「仙台」を選定した。

また、計画地周辺において「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」（配慮区分「△」）は、C-⑩ 自然との触れ合いの場「燕沢中央公園」、「七北田川岩切緑地」を選定した。

表 4-11 本事業の立地に際し保全等に配慮すべき地域又は対象のうち、影響が懸念される地域又は対象

指定区分	指定地域	配慮区分
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
C-⑥ 動物生息地として重要な地域	福田町の田園	○
C-⑦ 鳥獣保護区	仙台	○
C-⑩ 自然との触れ合いの場	燕沢中央公園	△
	七北田川岩切緑地	△



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 動物生息地として重要な地域
-  : 鳥獣保護区 ①仙台
-  : 自然との触れ合いの場

図 4-5 保全等に配慮すべき地域又は対象と対象事業計画地との位置関係



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

4.2 自然環境等の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方針

「事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象」と計画地との距離及び及び特性等を考慮し、今後の事業計画の作成及び環境影響評価の実施に当たって配慮すべき事項、環境保全の方針は、以下に示すとおりである。

(1) 水象(表 4-10 及び図 4-3 参照)

調査範囲には、湧水がみられるものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な水象はない。ただし、本事業においては、盛土・掘削を行うことから、施工方法等に留意する。

(2) 地形・地質(表 4-8 及び図 4-3 参照)

計画地の西側に学術上重要な地形・地質・自然現象である「長町-利府線」があるものの、本事業による地形の改変は地表面を計画しており、長町-利府線を含めて周辺の学術上重要な地形・地質・自然現象に及ぼす影響はないと考えられることから、環境影響評価の実施にあたり留意する必要はない。ただし、本事業においては、安全性確保の観点から、施工方法等に留意する。

(3) 植物(表 4-6～表 4-8, 図 4-2 及び図 4-3 参照)

事業計画の作成及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な植生や植物種、樹木はないが、東部田園地域に位置することから、土地利用に対する配慮事項を考慮しつつ、本事業の実施による影響を最小限に留めるように留意する。

(4) 動物(表 4-8 及び図 4-3 参照)

計画地の大部分は、動物生息地として重要な地域である「福田町の田園」の北西側に含まれること及び鳥獣保護区に位置することから、事業実施に伴う直接的・間接的影響が想定されるため、可能な限りこれらの生息環境を保全するように留意する。

(5) 景観(表 4-9 及び図 4-3 参照)

調査範囲には、自然的・文化的景観資源がみられるものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で、事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたり留意する必要はない。

ただし、事業特性を考慮すると、計画地周辺の眺望地点からの景観に影響を及ぼすことが想定されるため、市街地景観、田園景観との調和に留意する。

(6) 自然との触れ合いの場(表 4-9, 表 4-10, 及び図 4-3 参照)

計画地北側に「七北田川岩切緑地」、南西側に「燕沢中央公園」がある。これらの自然との触れ合いの場は、改変しないものの近接することから、工事用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

(7) 文化財(表 4-5 及び図 4-1 参照)

調査範囲には、文化財がみられるものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で、事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な文化財はない。